懲役場の一囚徒が發明した燧木の製造は十二年新營の工場に大規模の仕事を始めしむるに至つた。

資料六

▲監獄に係る額外費增加之儀伺（公文編纂年錄）

懲役人使役之方法は種々の工業多くの品類も有之候得共其他の適否を考究其宜しきを求むる勿論にして當縣下神戶監獄之義は市街接近之地には有之候得共近傍市人にあつては自ら役囚を嫌忌し之を傭役するもの稀にして常に適應の役業に乏しく共食費たも償ふに由しなく監房に徒手するもの相半するもの丶如く因て去る明治九年中試にマツチ製造の工業を起し教師を雇入囚徒をして孜々汲々之れに從事せしめ候處漸次講究熟手之功蹟相顯れ之れを內國は勿論支那地方へも試の爲め輸出爲致候處多少商賈の望む所と相成り販賣の目途確と相立ち此上資金と工手の兩全を得るあれは共純益も亦少少ならざるは必然抑此工業を新開するに方ては巨額の資金を要するも懲役額外費に於ては充つべき餘金なく不得止賦金の內若干を以て一時之れに操替足すに監獄賄贏金を以てすれば該の決算上に於て不都合なるも今日之れを償還するに方ては事業の熟せるを廢し須需者の望をも斷たさるを得ず如斯あつては爾來の焦慮も徒爲に屬すのみならず囚徒役業の道を失し曩に笞杖の實決廢停之義をも及上申置候に付ては今後幾多の囚徒增殖するは必然是等をも監房に徒食せしむるに至ては懲役の本旨に背き可申と百方焦慮するの際當時及御屆候通り圖らさりき工場火災に罹り許多の資本をも烏有に歸せしめ實に如何ともすべからざるの次第勞を積み苦を重ね稍や其成績を得たる工業も資金の爲め廢絕せしむるも遺憾去り迚外に維持すべき妙算秘術も無之に付ては方今國費御多門殊に過般節制之御達有之際には候得共前後の事情深く御請慾素より無根に消費するの次第に無之純益之必需なるは申迄も無之原と囚徒役業の爲めの起業にして該工業の純益を以て諸賄に充るは則監獄法則の本旨にして或は勸業の一部分とも可申ものに付特別の御詮議を以て監獄に係る額外常費科目中へ十二年度を限り金二萬圓增額御聽許相成候樣致し度

此義御許可無之に於ては折角之工業を廢絕せしめ管廢絕せしむるのみならず操替金償還するに由しなく加るに囚徒をして監房に容手せしむるの外無之次第に付非常の御詮議を以て速に御許可相成度尤年度勘定組方等之義は御指揮次第細申可仕此段相伺候也

但別紙計算書式貳葉相添進達仕候

明治拾二年四月十一日

兵庫縣令　森岡昌純

內務卿伊藤博文殿

大藏卿大隈重信殿

資料七

▲懲役人集產場見看之儀に付伺（公文編纂年錄）

懲役人の中工藝精勵の者有之と雖ども惜哉見聞の狹き知識の進さる爲めに折角の製造品も往々拙劣に屬し遺憾の至に候就ては一層奬勵致度候付當廳下和歌山區に在る集產場（管內製造品物を集覽して人民の縱覽を許せし所なり）へ該囚工業精勵者の中每日曜日に三四名づゝ見看爲致不苦候哉尤派遣の節は看守及戒具等を外役同樣取計候積に候此段一應相伺候也

明治十三年十一月五日

和歌山縣典獄

內務卿

內務省より和歌山縣へ明治十三年十一月廿日達濟

集產場　懲役人派遣之伺

和歌山縣

右考按するに元來懲役人は可成業目に觸れざる樣可取扱ものにて外役の如きは素より不得止の策なるを以て工藝勵精の

爲とは云へども故に諸人群集の場所へ派遣する義は穩當ならざる哉と思慮致候依て左に御指令按相伺候也

案

書面之趣羅聞屆候事

就業に依る創傷手當金を交付す　尙此の期に於て注目すべきは十一年五月內務省が「就業に因る創傷を受けたる者に對しては、療養手當として金五圓迄を以て適宜給與し懲役人諸費より仕拂ふべき旨」を指令したことである。(一)これ恐らく我國に於ける最初の手當金交付の實例と認められるゝのであるが。如此制度は刑罰の目的以外に於て生ずる直接の禍害を救濟せんとする近世刑事政策の要求に合致するものにして、我國行刑史上特筆せらるべき事項である。然るに其の後十三年十一月に至り內務省は此の制度を一變し、「懲役の本旨たる、其罪科に應じ懲戒の爲苦役せしむるものに付、假令不幸にして死傷するも之に扶助手當を支給するは妥當ならず」(二)との理由の下に之を廢絕し、漸く明治四十一年監獄法の制定に依りて再び之が給與の復活を見るに至つた。

（一）本項資料一明治十年九月宮城縣伺に對する內務省指令參照

（二）1法規分類大全（資料一）
2公文編年錄（明治十三年之部）（資料二）

資料一　▲內務省伺　明治十三年八月二十日（法規分類大全）

宮城縣懲役囚懲役中負傷せし者へ手當金給與方の儀明治十一年四月二十六日を以て別紙寫の通り經伺の上手當として金

五圓までを以適宜給與可致旨及指令置候處伺審案するに懲役人の服役に於ける尋常人民官私の傭に應じ一日若干の賃錢を得て自己と家族を併せ養口するものとは素より同視すべからず畢竟罪科に依り服役に管束せられ之が爲め死傷するも前文尋常人民と同一視して其扶助手當を給するは甚だ妥當ならさる儀と存候就ては宮城縣への指令は自今援引不相成旨此際相達し猶向後各府縣より右樣の類申請するも一切給與不致意見に有之候此段相伺候間至急仰御指令候也

某

指　令　明治十三年十一月二十二日

伺之通

宮城縣伺　明治十年九月二十日

右之者鬪毆の科により於當縣懲役四十日處刑中本年九月十一日宮城縣小田原村の內字臺の原に於て鎭臺射的場建築驅使中地所を平坦にせんため小山を鑿り居候處忽然一塊の土崩れ落右某の左足に當り斷骨候に付早速醫を延き治療相施候處凡百五十日間を經れば全治に可赴由別紙の通診斷書差出候然るに本月二十四日滿期に付無論放免可申渡候得共畢竟驅役のため負疵實義にて放免後全治まで日合も有之旁右は別段手當可支給儀に可有之哉至急何分の御指揮被下度別紙診斷書添此段相伺候也

內務省指令　明治十一年五月二十七日

書面の趣療養手當として金五圓迄を以適宜給與可致事

但し該費は懲役人諸費より可仕拂事

「內務部　議案　明治十三年十一月　日

別紙內務省伺懲役人手當金の儀を案するに懲役の本旨たる其罪科に應じ懲戒の爲め苦役せしむるに付假令服役中不幸にして負傷する事あるも通常人民の例に準據すべからさるは勿論の儀と存候間該省伺の通御裁可相成可然哉仰高裁候也

懲役人の服役に於る尋常人民官私の傭に應じ、一日若干の賃錢を得て自己と家舍を併せ養口する者とは素より其看を同ふす可らず然れば則罪科已に定て服役に管束せられ、之が爲め死傷するも土文尋常人民と同一視して其扶助手當の如きは慈愛忠恕の誼より成る可き者にして給料賃錢と全く其性質を異にし、之を給すると否とは傭主の意用に任じ縱ひ不給に止むも傭夫若くは遺族に在て毫も要求す可き理なし、例へば甲家に於て一人の炊夫を傭役するに當り炊夫誤て燗傷死に至る者あり傭主此狀を愍諒して惠金を與へ其遺族を扶助し、乙家に傭ひし汲夫誤て井中に墮死し其傭主は之を不問に附し死者の過誤なりと斷言し、錢錙の惠に及ばざるも甲家の所爲を援引して扶助を乞ふを得ず惟れ輒ち其給料賃錢と質の同じからざる所以也。故に官役人夫等官の常傭を受け其賃錢に由り苛ふして一家を理する者不慮の死傷に罹り之が爲め其族の忽ち艱難の慘狀に遭ふを恤み政府恩を賜ひ、其危急を目下に扶助せらるゝの例に則り夫の減罪の爲め驅役を主養とする囚徒等を處す可き者非る可し抑々此役囚たるや良民粉骨の勞に由て保つ所の貨財を奪て淫樂を恣にし又は人命を害ひ間々良民の家を滅し若くは其れをして道路に彷徨するに至らしめし兇匪にして、天人俱に罰す可き者なり是を以て固有の權理も事毎に失ひ身體生命は政府の箝制に歸し、其使役は現下の生計に非ず其工錢を與る法あるも父母妻子の養口を營せしむる者に非ず、因て驅使の間誤死傷あるも爲めに共谷族艱難の憂を官に訴ふるを得ず慈は則ち慈なりと謂ふに過ぎざる而已若し之を他の人民と同視し、扶助手當を給せば浮恩濫惠反て平準を失ふの恐れ鮮からず之を他邦の範に徵するに英國に於ては罪已に定まる監犯の身體は其有とせずして、官の有とし刑期間死亡すれば必ず其遺骸を取て直に醫學の料に供すと聞く今を距る八九年前硝火力を借て磐礴を裂くに當り、其役に服する流刑の囚等裂片の爲めに命を殞せしかど追恤に官費せず只殞命者存生の間授訓の耶蘇教師之を弔したる而已と又例に聞往年チカゴ府に大火災ありし時囚徒の燒死する者許多なるも之が爲め特例を擧行せし事無しと我國に於ても以往に特例なきの陳述は姑く閣き昨十二年九月山形縣監獄支署より發火在監の未已決囚通計十八人燒死す其慘怛能く云計る可きに非るも扶助手當の擧行無し、然るに今次神奈川縣の申稟は該縣より橫須賀造船所へ派作し服役に死したる者を官役夫の役に死したる者と同視し、特に其死傷者に扶助手當を給せられん事を企望すと雖も懲役人を懲懲驅役するの法に於る異能殊藝者を除くの外は官衙人民に拘らず傭主の請に應じ强役に報し木石を運搬せしむる此類を名けて外役と稱ふ、彼れの造船所に傭はれ木石を運搬するは卽ち外役の法に適ふ者也右申稟の要旨は惟不慮の死を愍み扶助手當を給せられんを請ふに過ぎず若し此情を容されなば全國三萬貳千人の已決囚中將來減罪の服役に由て死傷し或は火災或は看病（虎列刺病に非る獄中の時行病卽ち骨蒸熱其他傳染病に罹る囚をして看病せしむるを云）に死する者ある毎に此等の遺族を扶助し、負傷者に係れば放免後の不能堪をも救濟せざる可らず其理論約ね斯の如し、果して克く之を洽行せんとすれば經費の多き恐くは永く支へ得べからざるに至らん其財政上に就て考覈するも言ふ可くして行ふ可らざる條件ならん乎、也も懲役人にして虎列刺病者を看養の爲め其病毒に感染して死亡し及び人命を救援せんとして生命を失ふ者は其情狀を量り、一般人民此事に命を殞すの例に照して扶助料下賜せられたる格例ありと雖も之を今次申稟の死者追恤の奈何に比引適用す可らざる者の如し、因て前顯に縷陳の通神奈川縣の申稟は御聞屆不相成方可然存候此段具陳候也

明治十三年七月七日　（七月十六月達濟）

監獄局

在監者增加に伴ふ外役　殊に鑛山勞役の發展

又外役作業に就ても在監者の增加に伴ひ、遠隔地泊込土工並に鑛山勞役を擴張した。卽ち東京附近監獄は土野、高崎間鐵道建設工事に從事し、德嶋縣は多數の囚徒を數ケ年に亙り同縣下一圓の道路改修工事に出役せしめ(一)岡山縣は兵庫縣生野鑛山分局の要請を容れ、同鑛山に外役所を設け囚徒約四百名を泊込出役せしめ(二)、福岡縣三池監獄支署は三池鑛山分局をして獄舍を提供せしめ囚徒常に三百餘名を採炭に從事せしめ(三)、群馬縣監獄署は同縣下小坂

村鑛山分局の依託に應じ同所に已決囚外役所を設置し多數の囚徒を採鑛に出役せしめた。(四) 尙此期に於て注目すべきは十二年三月東京府平民元巡査吉野善之の請を許し終身囚男二十人を小笠原嶋に移して農耕に就かしめたことである。規模極めて小なるも作業經營上一種の私貸制を認め、囚人戒護に付ては全然同人に一任せしが、素より失敗に歸し間もなく之を押還せしめた。(五) これは他日刑法改正に際し流罪囚發配の適否を試みんとせるものにして、當局は之に依り流刑地の選定並に其の管理の決して尋常一樣のものならざることの貴重なる示唆を得たといはれている。

(一) 十三年四月上野高崎間鐵道工事に群馬埼玉兩縣及警視監獄囚徒を使役した。(東京日日新聞)

(二) 1. 次項當時の作業狀況德島縣の部參照
2. 石川島監獄署は明治十三年一月外役從事者增加の爲入浴場數箇所を增築した(雜誌有喜世)(資料一)
3. 明治十二年愛媛縣は假監を設けて遠隔地に出役せしむ(資料二)
4. 明治十三年五月愛知縣監獄署は名古屋市內油商方へ綿實搾として囚徒數名を出役せしむ(公文編年錄)
5. 明治十一年十一月開始、一日の傭錢を九錢と定む。(公文編年錄)

(三) 明治十一年中三池鑛山分局に於て獄舍を新築す(編岡刑務所舊記)(資料三及四)

(四) 明治十二年一月小坂村已決囚外役所を設置す。(前橋監獄沿革誌)(資料五)

(五) 法規分類大全監獄之部(資料六)

資料一

▲佃島監獄署內へ浴場設置三年もの以上の結髮者は斷髮 (一三、一、六有喜世)

佃島監獄署懲役人の內にて外役の者には是まで入湯を許され來りしが近來漸く外役に從事する者の殖し處より此節其場內へ市中の湯屋位の浴室三四ヶ所まで建築に成り、且漸次人員が增加する故、理髮掛りは手剃らぬ程なるにより、便利の爲自今三年以上の長年者に限り、結髮の者をば斷然斷髮する事となりました。

資料二

▲懲役人出役之儀に付伺 (公文編錄)

當縣之儀は未だ懲役人授業の方法具備致さず多くは外役爲致居り候處今懲役場遠隔の地方に於て多人數の役囚を傭ひ揚げ使役致し度申出ずる者有之時は看守方之儀は臨時在來の假檻を運搬し之を便宜の地に取建 (假檻運搬及取建等の費用は傭ひ揚けし者より之れを支辨せしむるも のとす) 成規の時間を限り服役爲致嚴重取締致候はゞ役囚數拾人をして一二ヶ月間滯在出役爲致候とも不苦義に候哉尤係官吏並看守人の旅費日當等は明治八年三月廿三日御省乙第三拾九號御達に依り懲役費の內より支給致し可然哉此段併せて相伺ひ候也

明治十一年十二月十七日

懲役人出役之儀に付伺

愛媛縣令 岩村高俊

右縣伺之趣調査の處類例も有之出役候例に依り御指令相成可然致し依り左案相伺候也

愛、媛縣

按

書面伺之趣就役時間等之儀は傭主に於て不都合無之節は伺之通但し係り官吏幷看守人旅費日當は傭主より差出し候儀と可相心得事

但し總て傭主と定約之上可取斗事

資料三

▲三池鑛山分局に於て獄舍を新築す (編岡刑務所舊記)

明治十一年中舊來の獄舍狹隘なるを以て增築のことを三池鑛山分局に議りし處同局に於て更に獄舍を三池郡稻荷村に新

築之を假用し囚徒をここに移す、但舊來の監舍は卽今在勤吏員の宿所に貸與す。

資料 四

▲同上　（同）

三池懲役場之義今般福岡本署之直轄と相成官吏及び懲役人とも増員致し是迄之家屋にては手狹に相成差支に及び候間檻舍增築之義直に同所より鑛山支局へ照會に及候趣之處承諾有之候旨該地在勤の警部より申越候條別紙草按之通り同局に御掛合相成度相伺候也

（別紙）

鑛山局へ御掛合按

筑後國三池郡三池稻荷山坑夫木屋之義は當縣懲役囚の出役所として新築御貸渡し相成居候義に有之候處其當時に於ては懲役人之人員も貳百名內外出役之見込みに有之候より官舍檻房等之坪數も右に準し御建築相成居たる義に有之候處其後追々增員之義御照會有之に付過る四月中より增員現今已に三百各內外に相成是迄之檻舍にては手狹に有之殆ど差支居候得共未だ氣候も宜敷兎や角相凌せ居候條左に記載之棟數至急御增築相成候樣致度尤建築之模樣位置等委細之義は同所出張之者より御打合に可及候條右樣御承知相成度此段及御掛合候也

記

一、梁間三間桁行拾間　壹棟
一、同三間桁行六間　壹棟
　右は懲役檻
一、同貳間桁行三間　壹棟

右は在來之官署南手へ取付

右

明治十三年　五月七日

工部二等屬　小林秀知殿

長官署名

資料 五

▲小坂外役所引拂之件（前橋監獄沿革誌 明治一五、一、二六）

北甘樂郡小坂村已決所外役所は同所鑛山分局の依託に應じ去る十二年一月より設置したる處、近來同局及近傍人民より傭役すること減少したるに依り明治十五年一月限りを以て廢止し同月三十一日引拂ひたり

資料 六

▲小笠原島開拓に付懲役人傭願（公文編年錄 明治一二、八、一三達）

右は府下牛込區大久保余丁町平民天城勳彥より出願の趣を以て東京府より上申候處當時神田區末廣町平民吉野善之江同樣之儀御許可相成候際に係り別紙照合之通小花權少書記官之意見も有之當分試驗中之處目今に至り纔に吉野善之江御許可相成候懲役人共不都合之廉相聞へ悉皆御引戻之御詮義も有之候に付右勳彥出願之儀は勿論許可不相成方可然存候依而御指令案左に相伺候也

按

書面天城勳彥出願之趣詮義之次第有之雜聞屆候事

當時（乃十一年至十三年）地方監獄の作業狀況

1 滋賀縣（一）

a 役法。處決あれば先づ重鎖を著し第五等役に就かしむ。百日を經過して第四等に進みては輕鎖を著し、第三等に進みては兩鈦を著す第二等に進みて片鈦を著し第一等に至るときは服具を使用せず。但監外出役には長鎖を用ひ二人一連とす。其の後之等は副具と爲すに止めたり。

b 業種。木工、桶工、繩工、傘工、竹工、紙漉、紡績、畫工、表具、指物、罫紙摺、編笠、靴工、彫刻工、瓦工、木挽等（明治十二年未調）

c 作業收入。明治十一年中雇工錢作業收入三千二百九十九圓餘にして明治八年の千十三圓餘に比し實に三十劃以上の增收を見た。

（一）滋賀刑務所沿革

2 德島縣。

明治十三年々末在監人は總數五百拾壹人（男四百七十四人女三十七人）にして役業は外役及耕耘に從事するもの貳百人とし其他は內役作業に從事す。諸製作中拾名以上の業種を揭ぐれば藁工、傘工、木工、綿打工、裁縫工、米搗工、紡績工等にして他は總て小工業であつた。尙此年八月牧牛場を創設し洋牛貳拾六頭を買入れ肉及乳を販賣した。（一）因に當時に於ける外役狀況は左の如くであつた。

出役期間	出役先	出役人員	賃金收入	備考
自十一年一月至十五年二月	德島一圓道路修繕工事	乃八〇名至二五〇名	八、五二八圓	外役出張所三ヶ所
十一年中五十日間	那賀郡荒蕪地開墾（民間）	六〇名	二二五圓	外役所を設く
十一年中	名西郡堤防工事	五〇名	一、九五六圓	外役所を設く
十一年中二ヶ月余に亘る	麻植郡道路開鑿	六〇名	七〇〇圓	外役所を設く
十二年中九ヶ月に亙る	那賀郡花坂峠道路開鑿	一五〇名	二、四八七圓	不詳
十二年中十九日	勝浦郡道路修繕	一〇〇名	二九六圓	往復出役
十二年中五月	名西郡堤防修繕	一五〇名	一、九五六圓	外役所を設く
十二年中九十日	麻植郡堤防修繕	六〇名	二〇六圓	外役所を設く
十二年中	那賀郡堤防修繕	一〇〇名	二八〇圓	不詳
十二年中	名西郡堤防修繕	一〇〇名	不詳	外役所を設く
自十二年九月至十四年十二月	那賀郡山中に於ける板運搬	後三〇名四〇名	一ヶ月賃金一六二圓	外役所を設く

（一）明治十三年五月牛乳販賣所を增設す。當時監獄作業が如何に地方廳の勸業政策に影響せられたかを推することが出來る（德島監獄沿革史）

3 福岡縣。

a 業種。大工、桶工、洗濯、瓦工、疊工。土工、傘工、紡工、織工、彫刻工、竹工、藁工、其他外役にして瓦工は年產千七十六圓餘藁工は千六百八十四圓餘（乃十二年七月至十三年六月永年度大差なし）。

d 雇工錢。十二年度二〇、一六三圓餘。十三年度二一、五八四圓餘。

c 就業人員。一日平均七百五十人乃至八百人。

4 千葉縣。

a 業種。十二年中紡績工、機織工、染工を開始し、外に內役として紙漉、藁工、木工、鍛治工、米搗、簾工、靴工、

莫大小工、を施行した。

b作業收入。十一年度役囚雇工錢一萬千五百五十圓十七錢二厘。十二年度同一萬八千十六圓四十三錢二厘。

c雇工錢。十三年新に「懲役人雇使心得方」を定め雇料は一日並金十二錢輕役金八錢とし（但大工左官其他殊藝の者を除く）廣く公私の雇役に應じた。

5東京府。(一)

a作業種類。竹工、藤工、鍛冶工、紙工、木工、染工、藁工、畫工、鑄工、(二)活版工、漆工、彩匠工、靴工、煉瓦工、蠟燭工、春工、裁縫、紡織、農耕、牧蓄、其他各種外役。(三)

b作業經營方式。概ね官司業にして請負人に委託するは靴工のみなり。

(一) 明治十一年萬國監獄會議への報告書（明治十年に於ける狀況を報告せるもの）

(二) 明治十二年十一月半鐘の鑄造を試む（曙新聞既出）

(三) 明治十三年一月外役從事者增加の爲入浴場數ヶ所を增築す（有喜世既出）

6青森縣(一)

明治十一年三月授業手二名を雇入れ抄紙業を興し漸次擴張して內役に於ける主業とし同年六月更に木工授業手一名を雇入れ大工職を教授し專ら工事に從はしめた。尙外役としては同年二月監獄隣接官有杉林の下附を得三月より之が開墾を開始し蔬菜類を栽培し囚徒の食料に供し或は果樹及抄紙用楮を植樹せしめた。

(一) 青森縣監獄沿革

7兵庫縣(一)

十二年度に於ける作業々種は燐寸工、抄紙工、陶器工、木工、竹工、桶工を主とし作業收入は合計一萬七百十三圓であった。

(一) 兵庫縣統計（資料一）

資料一

▲兵庫縣監獄作業所得金（懲役人）（明治十二年兵庫縣統計）

業目	所得金	業目	所得金
燐寸工	一、五八四、七四五厘	陶器	七四一、六九四
竹工	二一四、〇三六	抄紙	八七三、九二六
木工	六七五、二六八	雜工	一、八五三、三二八
桶工	一一七、一八四	雜役	四、六五二、九〇五
合計	一〇、七一三、〇八四		

8熊本縣(一)

十二年度作業々種は外役に於ては坑業夫、內役にしては藁工を主業とし（草鞋、草履、中繩、小繩、簀を製作す）指物竹工等之に次いだ。

(一) 熊本縣統計（資料一）

資料一

▲熊本縣監獄作業製品調（明治十二年熊本縣統計）

物名	製品數	估金	人員
上草鞋	五千七十三	七十一圓二錢二厘	千九百七十二人
草履	五千六百九十八	五千一圓二十八錢二厘	千四百二十二人
中繩	一萬九千六百五十五	一圓八十二錢八厘	五十人
小笏	二十一萬二千	六圓三十六錢	百七十七人
襖骨	二十	二圓二十五錢	七人半
鐙札	百	十九錢	六分
テーフル	四	四圓二十三錢九厘	十四人
雨戸	二十	十二圓六十五錢	四十二人二分
格子戸	四	三圓	十人
井棲	六	二圓六十三錢	八人八分
團箕	十	一圓四十三錢六厘	八人二分
笄	二十	二圓五十錢	十四人三分

物名	製品數	估金	人員
下草鞋	一萬七千六百四十九	百五十八圓八十四錢一厘	四千三百九十五人
簀	五百四十三	三十九圓六十四錢九厘	千百人
小繩	四千三百七十五	五十五錢四厘	十五人
箱	五十四	二十四圓二十六錢五厘	九十一人
掛板	八	一圓九錢五厘	三人半
樟子	十二	三圓八十四錢六厘	十二人八分
戸板	十四	七圓三十五錢七厘	二十四人
水走	一	七十七錢	二人六分
釜蓋	二	四十錢二厘	一人半
火鉢臺	二十五	二圓九十一錢九厘	十一人
米揚笄	二十	二圓八十五錢	十六人二分
笄	十六	九十三錢五厘	五人五分

9群馬縣

a作業々種。引續き外役主義の作業經營方針を採り十一年五月荷車四十輛を新調し(一)一層民間傭役の擴張を圖り藤岡神山下久方等各地に已決囚外役所を置いた。

b外役戒護。外役に服する者には從來何等戒具を着せざりしが十一年五月刑期五年以上の者及農事閑節の場合には連鎖を付することゝした。

c國事犯者に對する授産。西南國事犯者の取扱は當時に於ける行刑教化上重要なる課題の一つであつたが岩鼻已決監に於ては同監拘禁中の國事犯四十四名の希望を容れ新に養蠶業を興し斯業熟達の者を養蠶教師に囑託し此等囚徒に教授せしめた。(二)當時石川島支署に於て是等の者を囚徒の教育に從事せしめ好果を收たると共に國事犯處遇上の特殊施設として特記せらるべきである。

d火災時の物品販賣等。

十三年一月管內高崎に大火あり物價の異常なる騰貴を見一面又燒失跡片付の人夫缺乏し頗る困難の狀あるを認め岩鼻懲役署貯藏製作品を普通代價より約一割減を以て高崎監獄支署に於て販賣を爲さしめ併せて火災跡片付人夫の傭役に應じた。(四)

(一) 前橋監獄沿革誌十一年之部（資料一）
(二) 同
(三) 同上（資料二）
(四) 同上十三年之部

資料 一

▲荷車四十輛を新調す（前橋監獄沿革誌 明治十一年五月）

已決監外役に服する者毎戸へ農事として雇はせつゝあるも、農事閑節の場合及五年以上の輩には連鎖を付し常に土石材木運搬等に使役するも荷車の備付け僅に十五輛なるに依り、人民より荷車を借受け相當賃金を拂へ其殘餘を力役收入金に致し來りしも賃金額僅少となるを以て人民より借受けたるものを返付し、一輛八圓五拾錢を以て荷車四十輛を新調し作業收益の增進を計れり。

▲國事犯者へ養蠶を敎ふ（前橋監獄沿革誌　明治十六年五月）

岩鼻已決在檻人中國事犯者は鹿兒島熊本兩縣下の者にして、本國には養蠶に乏しく放免後歸鄉養蠶を專ら致し度に付服役中該業に從事せしめられ度旨申出たる輩四十四名に達したり仍て、岩鼻町吉村隆伯は積年養蠶に從事し斯業に熟達せるを以て春夏秋の三季養蠶中一日手當拾錢にて每日一兩度づゝ已決檻へ出頭右囚人共へ敎授せしむる事とせり。

第三節　明治十四年監獄則時代

監獄官名稱統一並に監獄則制定　政府は曩に集治監の建設監獄局の設置等に依り、監獄改良の促進に力めたるも、其の後新刑法の發布に伴ひ獄制整備の益々急務なるものあるを認め、十四年三月更に多年の懸案たる監獄官の名稱統一幷に專任官の配置を圖り次で九月監獄則を公布し以て當面の急需に對應せんことを期した。(一)(二)

(一) 1 明治五年監獄則に於て監獄官吏の名稱を定むる所ありしも間もなく之が施行を中止せる爲地方監獄に於ける該官吏の名稱は頗る區々であつた。
2 當時は下級職員以外は概ね警察官の兼務する所であつた。

監獄則に於ける作業組織　新監獄則は在監者給養の制を確立し且新に監獄敎誨、巡閱の制度、分類拘禁法を創設する等我國監獄改良の礎石を築いたのであるが、(一)作業組織に於ても從來動もすれば明確を缺きたる在監人給與工錢額を明定し且實行至難なる階級處遇的役法を廢止する等明治五年監獄則に比し著しく其の態容を改むるに至つた。今其の概要を擧ぐれば左の如くである。

a 作業種類。作業種類の指定を缺くも（又狀に依る作業々種の指定を廢止す）刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授けしめた。

b 職業補導。囚徒の專修すべき工業は授業手若しくば囚徒中の技能優秀者をして之を導かしむべき旨を規定し、職業訓練に付て特に明文を置きたるは大なる進歩であつた。

c 無定役者への就業勸誘。定役に服せざる在監者と雖も之を勸誘して、其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲勞作せんことを請ふに至らしむるを要する」旨を規定し、作業の敎化力を重視せることは刑事政策上極めて進歩したる思想に基くものといふべきである。

d 懲治人の作業指標。懲治人に對しては讀書、習字、算術等の外、七時間を超えざる時間工業若しくは農業敎育を施し且力作せしむることを命じた。當時既に作業の敎育的價値を認め、就中力作訓練を以て少年敎化の指標と爲し作業をも亦敎誨中に包合せしめたことは（監獄則四七條）頗る注目に値する。但し其の實際の施設に至りては特に見るべきものがなかつたことは遺憾である。

e 作業時間。最短　十二月、六時間十二分、最長六月、九時間五分とし、時宜に由り伸縮するを得せしめた。從來は一率に八時間と定めたるも季節に依り差異を設け實際に適せしめんとしたのである。

f 休憩。午前十時前後小憩（十分乃至三十分）湯又は水を給す。正午十二時休役、午飯後休憩（食事時間共五十分乃至二時間）。

g 免業日。一月一日、二日、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春季皇靈祭。神武天皇祭。秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、十二月三十一日、尙父母の喪に逢ふ者一日、

h 給與工錢。定役に服する囚徒に對しては現役一百日を經て始めて各自の料定工錢に依り(二)給與工錢を算定し、定役に服せざる在監者に對しては就業直後より之を算定した。

（イ）給與額。

1·重罪囚十分一 2·輕罪囚十分二。（但し此年十月改正前は此區別なく全部十分一） 3·無定役囚十分七 4·請願懲治人（衣食費自辨者）工錢の全部 5·同上（衣食自辨し能はさる者）工錢より衣食費を控除したる餘分 6·別房留置者同上 7·科程外作業を爲す定役囚十分七 8·懲治人（幼年痞癋者）同上（但し此年十月改正）

（ロ）工錢使用の範圍。

1·食物購入。(三)食費を償ふべき工錢を得る者に對し一日三錢以下一月十回以下（但し定役に服せざる者は一日五錢以下）の範圍に於て之を許す。但し所罰中の者及處罰後一ケ月乃至二ケ月間は之を許さず。2·其の他。領置の工錢は親屬に贈與を許し、又は書籍其の他必要物品の購入を許した。(四)

i 科程。刑名に依て之を斟酌し每囚一日の科程を定め、(五)尙滿十二歲以上十六歲未滿者、滿六十歲以上者及病後の疲勞者若くは身體の虛弱者は科程を寬恕した。但し科程の勵行に留意し午飯時に於て之が了否を檢し、若し怠役の狀ある者ある時は午飯後の休憩を禁じた。(六)

j 外役條件。徒刑囚、懲役囚、重禁錮囚に限り外役に從はしむ。

k 外役戒護。若し已むを得ず外役に服せしむるときは、鐵鎖を用ひて二囚每に聯伴し笠を以て其の面を掩はしめ且囚徒は一組十人以上十五人以下と定め看守一人押丁二人以上を付せしめた。(六)

（一） 明治十四年監獄則作業關係法規（資料一）

（二）1. 警視廳管下に於ては料定工錢は役囚各自の技能に應じ東京府下普通の傭工錢より概ね十分二乃至四を減じて之を料定す（廳府縣警察沿革史）

2. 福岡縣に於ては普通工錢より三割乃至五割を引下げ各自の技能に應じて工錢を料定した。（福岡刑務所舊記）（後述小原權大書記官査問答申に現はれたる當時の監獄作業）

（三） 鍛冶橋監獄署は餅菓子、煎餅、甘藷、腐味噌、煮豆、佃煮。市谷監獄署は切餅、雜菓子、煮豆、甘藷、麵麭。石川島監獄署は鷄卵、煎餅、麵麭、餅菓子、甘藷を許せり。（同上）

（四） 明治五年の監獄則に於ては本件に關する明文を缺きたるも工錢の條下に於て「每日百文を給與す」とありて給與工錢の在監中使用を認めたる事を推知し得るのである。尙實際の取扱に於ても各府縣共食品其他の小買物を認めた。

（五） 後述小原權大書記官査問答申に現はれたる當時の監獄作業中警視廳之部第一問參照。

（六） 從來稍もすれば外役に際し護送者を附せず、單に隨時使役場を巡回監督するに過ぎざる監獄ありたり（資料二）

資料 一 ▲監獄則（明治一四、九、一九 達第八一號）

第二編

第一章 役法附時限

第四十二條 定役に服する者の作業は刑名に因て之を斟酌し每囚一日の科程を定めて服役せしむ滿十二歲以上十六歲未滿の者滿六十歲以上の者及び病後の疲勞者若くは身體の虛弱に因り勞作に勝へざる者は體力に應じ作業の科程を寬恕す

第四十三條 每日囚徒をして役に就かしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及び看守點檢をなすべし歸監せしむる時も亦同じ

若し已むを得ず外役に服せしむるときは鐵鎖を用て二囚每に聯伴し笠を用て 晴雨を問はず 其面を掩はしむ但外役の囚徒は一組十人以上十五人以下と定め看守一人押丁二人以上をして之を監せしむ

外役の囚徒道路往來する時は務めて他人通行の妨と爲らざらしむるを要す

第四十四條 左に記載したる日は服役を免ず父母の喪に遭ふ者も亦一日免役す

一月一日　一月二日
元始祭　孝明天皇祭
紀元節　春季皇靈祭
神武天皇祭　秋季皇靈祭
神嘗祭　天長節
新嘗祭　十二月三十一日

第四十五條　囚徒の專習すべき工業は授業手若くは工業殊等の囚をして之を導かしむ其刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授くるを要す

第四十六條　定役に服せざる囚徒と雖も典獄之を勸誘して其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲め勞作せんと請ふに至らしむるを要す其工業の種別を定むるは典獄の指示に依る

未決監に在る者坐作の業を爲さんと請ふときも亦同じ

第四十七條　懲治人には敎誨に充る爲め服役時間表に準し七時に過ぎざる時間（休憩時間を除）農業若くは工藝を敎へ力作せしむべし

○時限

第四十八條　未決者及び定役に服せざる已決囚は每朝日出の頃起床し各其監房を掃除し畢り喫飯せしむ又每日一時間以內監房外に於て運動を許す

第四十九條　定役に服する者は每朝日出の頃に起床し各其監房を掃除し畢て喫飯せしむ其起床より約ね一時間を經て役に就かしめ午前十時前後に至て湯若くは水を與へ正午十二時に至り休役す飯後暫時休憩し再び就役日沒前罷役せしむ其時間は別表に之を定む但時宜に由り其時間を伸縮するを得

起床還房及び就役罷役其他の動止を令するは鈴若くは柝を以てし全監一齊に動止せしむ

第五十條　科程を終りたる者は時限に拘はらず罷役せしむ

午飯に就かしむるの際科程の大半を爲し得たるや否を檢視すべし若し偸懶にして怠役する者は飯後の休憩を許さず

第二章　工　錢

第五十一條　定役に服する囚徒現役一百日を經れば始て各自の工錢を料定し之を十分して其一分を與へ餘分は之を監署に收む

定役に服せざる囚徒及び未決者にして作業する者の工錢は十分して其三分を監署に收め其七分を與ふ定役に服する囚徒にして當日の科程を畢て仍ほ作業する者科程外の工錢は之に準ず

第五十二條　尊屬親の情願に由て懲治場に入たる者尊屬親より衣食費を自辨する者の工錢は其全分を與へ衣食費を自辨・することを能はざる者及び刑期滿限の後賴るべき所なくして監署傍の別房に留置したる者は其工錢の內より衣食費を控除し餘分は之を與ふ

第五十三條　在監人に與ふべき工錢は監署に領置し每月の首に於て其前月の總計金額を本人に知らしむべし

第五十四條　各種の工錢は其地普通の傭工錢を準とし各自の技能に應じ一日若干錢と定むべし

第五十五條　監署に領置の工錢は本人の請に由り親屬に贈與するを許し又は書籍其他必要の物品及び第六十九條に從ひ食物を購ひ之を給することを得

第五十六條　在監人死亡し監署に領置の工錢あるときは親屬に下付す親屬なきときは遺骸を領取したる故舊に下付す若し下付を受くべきものなきときは之を沒收す

第五十七條　在監人若し逃走したるときは已決囚の工錢は之を沒收す未決者及び懲治人の工錢は其親屬に下付す親屬な

ければ之を沒收す

第六十九條　工業に勉勵して食費を償ふべき工錢を得る者及び其幾倍を得る者等には其請に由り領置したり工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金三錢を過ることを得ず

定役に服せさる者には其請に由り領置したる工錢を以て食物を購ひ之を給することを得但一日金五錢を過ることを得ず

囚徒服役時限表

月名 ＼ 時限	起床	就役	小憩	午飯	罷役	晩飯	還房	服役時間合計
一月	午前七時二分	午前八時二分	午前第十時より十分時間	午前十二時より後三時三十分	一時二十八分間	午後四時五十六分	六時二十八分間	
二月	六時三十八分	七時三十八分	第十時より十五分時間	十二時より一時間	三時五十分	一時三十二分間	六時二十二分	
三月	六時六分	七時六分	同	上	四時	一時五十四分間	五時五十四分	
四月	五時三十二分	六時三十二分	第九時五十分より二分時間	同	四時三十分	一時五十八分間	六時二十八分	
五月	五時一分	六時一分	第九時五十分より三十分時間	十二時より一時三分時間	五時	一時五十八分間	六時五十八分	
六月	四時四十九分	五時四十九分	同	上	五時二十分	一時五十四分間	七時十四分	九時五分間
七月	四時五十分	五時五十分	同	上	五時十分	一時五十九分間	七時九分	八時卒九分間
八月	五時十六分	六時十六分	同	上	四時五十分	一時五十四分間	六時四十四分	八時四分間
九月	五時四十八分	六時四十八分	第九時五十分より二十分時間	十二時より一時間	四時二十分	一時五十一分間	六時十一分	八時十二分間
十月	六時二十二分	七時二十二分	第十時より十五分時間	同	三時四十分	一時四十九分間	五時三十七分	九時三分間
十一月	六時五十二分	七時五十二分	同	上	三時二十分	一時四十八分間	五時八分	六時十三分間
十二月	七時八分	八時八分	第十時より十分時間	十二時より一時間	同	上	一時三十二分間	四時五十二分	六時十二分間

約ね日出の時刻を以て起床の時刻となす然るに年々季節に早晩あり日々分秒に差刻あり加るに東國四國の別あり此に由て何れの地方に於ても分秒の差異なきを保つ能はず故に月毎に大約之を平均して姑く其起床時刻を登載す各地の司獄官此表の區別を準となし宜しく裁酌して役囚を遇すべし

右の時間にして工器を併理し及び餐浴等を爲さしむ

約ね日沒の時刻を以て入監の時刻となす

▲監獄則改正の件（明治一四、一〇、二四　達第九〇號）

監獄則第五十一條中左の通追加候條此旨相達候事

十分して下（重罪囚には）の五字其一分の下（輕罪囚には其二分）の八字未決者の下（幷に第十九條第款に記載したる懲治人）の十八字を加ふ

法制部伺　　明治十四年十月三日

監獄則第五十一條を案するに定役に服する囚徒には重罪輕罪の別なく、各自の工錢を十分して其一分を與ふとあり然れども重罪と輕罪と其情狀夐かに異なるを以て其刑亦大に寬嚴を別ちたる者なれば該囚に刑期中其勞役に因て得たる所の工錢を與ふるにも亦隨て多寡の差等を設け始めて權衡の平準を得るものとす又刑法第七十九條第八十條第八十二條に從ひ懲治場に留置する幼年の者及び瘖啞者の如きは處刑人にあらざれば未決者同樣工錢の七分を與ふるを當然の儀と存候依て監獄則第五十一條に左の通追加相成可然哉左案調査內務司法兩部に合議の上仰高裁候也

（前橋監獄沿革誌　明治十五年之部）

資料二

▲單獨の外役を廢し一組以上とす

從來懲役人を農業其他に雇入れんとするときは前日中に所用人員申出置き當日午前七時迄に人足迎として罷出午後六時に連れ戻す順序にして別に護送者なく時々使役の場所を巡回するに過ぎざりし、然るに本年一月一日より改正監獄則施行に伴ひ看守、押丁、の附添なくして外役せしむること能はざるに至り爲めに作業上に影響する點多く從前の如き單獨雇傭を禁じ一組以上と定めらる、時の縣令より戶長役場へ達せられたる布達左の如し

明治九年二月本縣第二十二號を以て懲役人外役貸渡の儀に付雇主心得書添へ告諭致置候處本月一日より監獄則に依り囚徒數名を一組と爲し、看守押丁等添付便宜外役せしめ候條望の者は監獄本署又は外役所へ可申出旨町村內へ告知すべし此旨相達候事但使役上の都合に依り共需に應ぜざる事も可有之事（乙第二號十五年一月十六日）

在監人の激增に伴ふ作業打開策として外役を振張す　明治十五年新刑法の施行せらるゝや地方監獄に於ける笞杖質決は全廢せられ輕罪已決囚の(一)懲役囚は驚くべき加速度を以て激增し來り、明治十四年末三萬六千九百四十人なりし在監人は明治十八年末には七萬八千六百八十餘人を算するに至つた。(二)茲に各地に集治監の建設を見たるも如此激增に對しては殆ど何等の效果なく、地方監獄はこの間に處して拘禁上並に作業配課上非常なる困難に遭遇し、火災、逃走、反獄等の監獄事故又各地に頻發し(三)囚情は頗る險惡を極めた。

而も監獄費及監獄建築費は十四年度より地方稅負擔に移されたる爲、到底獄舍工場を增築し若くは職員を增置して戒護力其の他作業施設の改善を圖るの餘力なく、寧ろ却て經費の節減、收益の增加に依り地方稅負擔の輕減を圖るの急務なるの實情に在つた。因て各府縣共先づ以て施業簡單にして而も比較的收益多き外役作業(四)の擴張を圖り、之が獄舍の如きも概ね出役先寺院又は民家の土藏、倉庫の類を借り受け、若くは分解式假監を利用する等の應急處置(五)をとつた。茲に新監獄則が內役作業を原則とし、外役作業に付ては極めて制限的なる規程を設け、其の戒護方法等に付ても詳細に規定する所(六)ありしも、當時極度の財界不況幷地方の實情は到底如此原則を遵守するを許さず、寧ろ外役殊に泊込作業を擴張し作業配課の便と拘禁緩和とを併せ解決するの道を選ぶの外なきの狀況であつた。

（一）刑政五〇の八明治監獄年譜參照。

（二）刑法實施前後在監人を比較するに明治八年七月より同十四年十二月に至る迄一ヶ年入監平均人員二十萬四百六十六人に對し明治十五年より同二十一年に至る迄一ヶ年入監平均人員三十萬三千八百十七人なり。（資料一）

（三）1、刑政五〇の八明治監獄年譜參照

2、和歌山縣は已決囚休役の義を上申す（公文編年錄明治十五年之部）（資料二）

（四）1、福岡縣監獄事蹟表に「製造諸作業は概ね資本を要すること多額にして其收益は勞作業に及はざるのみならず懲戒の點より觀るも勞作業の勝れるに若かず」とあり。

2、神奈川縣横須賀支署は從來海軍造船所船渠開鑿の爲囚徒二百名を出役せしめありしが十五年六月更に五十名を增す（獄務指令錄）（資料三）

3、宮城集治監は十九年一月宮城縣の委託に係り貞山堀運河開鑿工事の爲假監を設け囚徒四百名を派遣す（資料四）

4、茨城縣は明治十五年頃縣下各地に監獄假出張所を設け開墾等に從事せしむ（資料五）

5、福島縣明治十九年三月縣下道路開發に囚徒を出役せしむ（資料六）

（五）1、福岡縣寺內典獄大阪府監獄本署參觀記に「外役は一昨年來大和河內に出役し道路開鑿に從事し、監舍は寺院又は物置藏等を借用し云々」とあり（福岡縣監獄署內務省諮問書類綴）

2、明治十九年栃木縣は宇都宮より鹿沼に至る道路修繕の爲上都賀郡千渡村の空屋を借受け外役所を設置す（公文編年錄）（資料七）

3、十七年福岡縣監獄は分解式獄舍を新造し、道路修繕、山野開墾に利用す（福岡縣監獄事蹟表）

4、茨城縣は明治十六年移動式懲役雜居舍數棟を建築す（資料五）戒護の部に之が寫眞を揭ぐ參照のこと

（六）監獄則第四十二條に（囚徒は一組十人以上十五人以下云々と定め」一、二の囚徒を傭使するが爲に生ずる諸種の弊害を除かんとしたが行はれなかつた。（當時の公文編年錄に幾多の實例あり）

資料一

▲新刑法實施前後在監人比較表（監獄雜誌第四卷第九號）

○地方監獄に於て笞杖實決を行ひし年所の囚員

年月	未決者	已決囚	收贖々罪除族絞斬梟	笞杖	懲治監入	合計
自明治八年七月至同九年六月	七二、六二六	三八、一五三	三四、一〇九	一九、五一三	六九一	一六五、〇九二
自明治九年七月至同十年六月	七三、一二〇	三八、六六一	一五、七六一	一七、〇九八	一、二七六	一四五、九一六
自明治十年七月至同十一年六月	九三、二〇五	五〇、一八一	二二、九九六	二七、六五六	一、四一八	一九五、四九六
自明治十一年七月至同十二年六月	一〇三、三九三	六六、二六九	九一、五四	二四、一五六	一、六一三	二〇四、五八五
自明治十二年七月至同十三年六月	一一〇、三三〇	七六、八三九	四、八〇〇	三〇、〇四三	四、六九四	二二六、七〇六
自明治十三年七月至同十四年六月	一一二、一九〇	八六、〇八二	五、三二四	二五、七四一	三、九五四	二三三、二九一
自明治十四年七月至同年十二月	五八、六八四	五七、六五五	二、四八六	一〇、九四八	二、二一五	一三一、九八八
平均	九五、九三〇	六三、六六八	一四、五五八	二三、八七〇	二、四四〇	二〇〇、四六六

○地方監獄に於て笞杖實決を廢止したる年より以後の囚員

年	未決者	已決囚	懲治人	別房留置者	合計
明治十五年	九八、一九二	一一二、七四〇	三五七	三、六九二	二一四、九八一
同十六年	一三七、七四五	一七三、四七七	三七一	五、四一九	三一七、〇一二
同十七年	一三七、七一九	一九六、〇二一	四九三	不詳	三三四、二三三
同十八年	一四五、二三〇	二二二、四九八	六五八	不詳	三六八、三八六
同十九年	一二六、六〇〇	二一四、七一四	七三六	一二、八三二	三五〇、八八二
同二十年	九六、九七三	一八五、六一四	七八六	八、九五五	二九二、三二八

同二十一年	八三、八三六	一五八、二五七	六四八	六、一五三	一四八、八九六
平均	一一七、四一一	一八〇、四七四	五七	五、二九三	三〇三、八一七

資料二

▲已決囚休役の義に付上申（公文編年錄）

本縣監獄署に繫留する囚人の內定役に服すべきもの凡四百三十三名有之種々の工業に使役候處昨今諸物價下落に據り一般の諸職人及貧民共豫方尠く自然休業するものも有之趣製造品は忽ち賣捌阻滯し外役は雇主尠く且十五年度より工業等成丈人民より受負可爲致豫算なるも未だ其受負人乏しく卽今如何とも使役の道成らず不得止當分の內休役せしめ候者若干有之候間此の段上申仕候也

明治十五年六月廿六日　和歌山縣令　神山郡廉

內務卿　山田顯義殿

已決囚休役の義に付上申

右考案候處工業品賣捌上に於ては不得止樣に候得共休役せしむる等の義有之候ては甚不都合と存候間訓示狀を添御指令相成度左案相伺候也

御指令案

上申之趣は本刑の主旨に適はざるに付相當の勞作に服せしむる樣取計候事

年　月　日

御訓示案　和歌山縣

監甲第廿二號を以て上申之工業品販賣の道阻滯せしは勢ひ已を得ざるの狀も可有之候得共定役者は固より勞作の業に服從せしむべき刑罰なり因ては其主旨に適すべき方法を考覈し曠役せしめざる樣厚く注意可致此旨訓示候也

年　月　日　內務卿

（明治十五年七月廿五日達濟）

資料三

▲神奈川縣伺　十五年六月十日（獄務指令錄）

當縣監獄橫須賀支署在監人百七八十名乃至二百名從前海軍造船所へ船渠開鑿爲工業貸渡來候處他に使用致度義有之趣を以て猶五十人增員の義請求有之然るに該使役場たるや定度外押丁五人を增加せざれば督使上甚だ差支爲に請求に難應候處其押丁增加一切の費用は造船所より辨償すべき旨申越候該所の雇錢は囚徒諸工業中比類なき高料に有之彼我便利相成候義に付右需めに應じ定度外五人の押丁雇入費用は造船所より請取支辨致度候

指令　十五年六月廿日

聽屆候

資料四

▲宮城集治監は十九年一月宮城縣の委託に依り貞山堀運河開鑿に囚徒四百名を派遣す（宮城刑務所舊記）

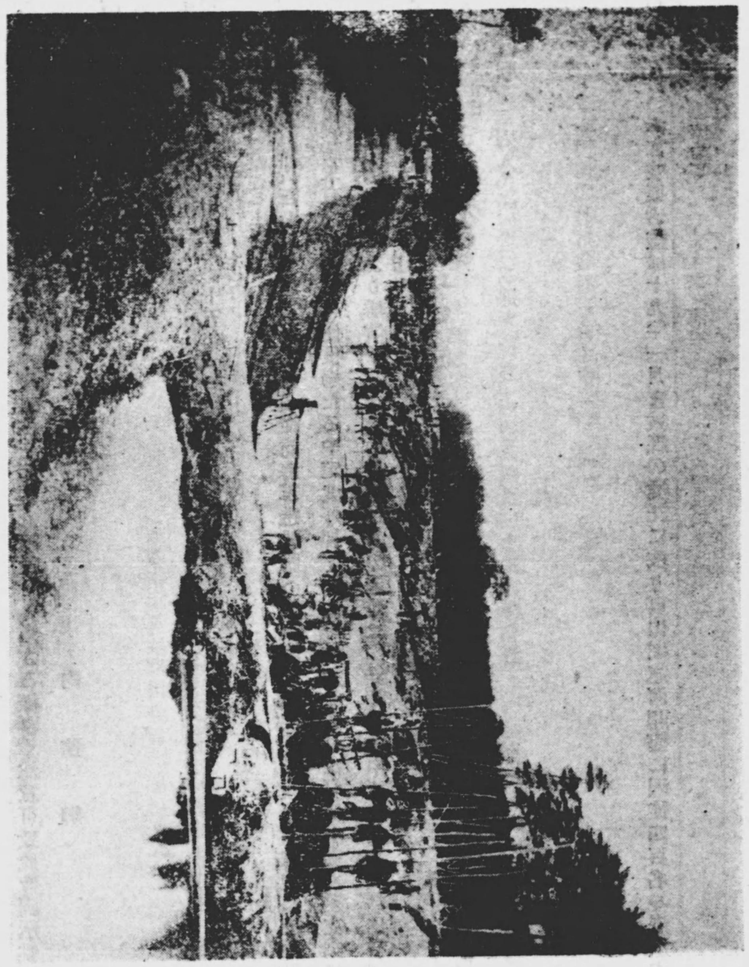

業作鑿開河運堀山貞監治集城宮

資料五

▲懲役人御賞與之事に付伺（公文編年錄）

明治十年九月五日宣告

常陸國西茨城郡鍋島新田平民

○　○　○　○

一　懲役終身

右之者常陸國久慈郡新宿村監獄假出張所に於て服役中明治十四年八月十八日同國同郡太田町平民齊藤助右衛門方へ開墾之爲被雇前書○○外拾壹名就役中同日午後二時頃懲役終身の囚同國眞壁郡倉持村平民○○○○なる者看守の隙を窺ひ逃走せしを早くも○○が見認直ちに看守の指揮に從ひ追跡終に取押候、以下略

明治十五年三月卅一日

茨城縣令　人見寧

内務卿　山田顯義殿

資料六

▲福島縣道路開發に囚徒を使役す（福島刑務支所舊記）

當本署在監已決囚目下七百有餘の多きに達し此内監内役に從事するもの貳百餘人半田銀山に百五十人餘山口外役場に貳百人以内遣し置候も尚百五十人のもの其業なく且つ山口外役も本月下旬には落成の見込なれば彌苦役勞作を與ふるに困難極るの折柄先般田村郡三春より標葉郡富岡及請戸港に達する新道開發全工事聯合町村會にて決議既に御認可相成りた

る趣に付兼て右兩郡長と協議之次第も有之右工事場の內田村郡 山石井澤村 界より 標葉郡野上村入口まで凡そ五里程の古道村 場所を當署に於て負擔の事に內約整ひ過般實地見分假監の位置取調の爲出張被命其節實地目視するに右の如き長丁場なれば假監を二ケ所に設けざるを得ず尤も此場所は監署適當の位置にて他に障碍もなく工事上も左右へ相通る中央にて諸事好都合に付外役爲致度豫て內務省の訓示の次第も有之に付左按を以て御伺相成候樣仕度此段相伺候也

資料七

▲外役所設置之義に付伺（宇都宮刑務所舊記關省特達）

縣下下野國河內郡宇都宮町より上都賀郡鹿沼宿に至る道路修繕の爲め輕罪囚其刑期二年以下の者にして逃去の懸念なきもの八十名を派遣し河內郡荒針村五番地安生平吉上都賀郡千渡村五番地增淵條吉の空屋を借受け外役所二ケ所設置し凡そ百二十日間の見込を以て該事業に使役候樣致度別紙檢束法及假監略圖相添此段相伺候也

明治十九年十二月十一日

栃木縣知事 樺山資雄

內務大臣伯爵 山縣有朋殿

書面伺之趣聞屆候事

明治十九年十二月廿二日

內務大臣 ㊞

囚徒派遣所設置之義に付伺

縣下下野國河內郡宇都宮町より上都賀郡今市宿に至る道路修繕之爲め輕罪之其刑期二年以下の者にして逃走の懸念なきもの四拾名を派遣し河內郡大澤宿六十三番地中田金松所有之空屋を借受け囚徒派遣所を設置し凡九十日間の見込を以て該事業に使役候樣致度則別紙檢束法及び假監略圖相添へ此段相伺候也

明治二十年四月二十二日

栃木縣知事 樺山資雄

內務大臣殿

書面伺之趣聞屆候事

明治廿年五月十二日

內務大臣

集治監又鑛山作業ヵ開始す　尙當時工部省は鐵道及海運事業の發達に伴ひ石炭の需要激增せるに鑑み、各地炭田の增堀計畫を樹て、先づ以て內務省を動かし十六年三月三池集治監を開設せしめ、(一)次で同年七月空知集治監をして幌內炭山に外役所を設置せしめた。三池炭山は明治廿一年佐々木某に拂下られ、廿三年三井鑛山會社の有に歸したが、前者は昭和六年同監獄廢止に至る迄繼續して多數の囚徒を使役し、後者は明治廿八年に至る迄常に七八百名の囚徒を使役し、共に我國資源の開發並鑛山業の發達に對して多大の功績を殘した。尙宮城集治監は明治十五年六月(二)福島縣下半田鑛山に囚徒百名を出役せしめ、釧路集治監は同十九年同地熊牛村、跡佐登硫黃山に外役所を設置し、一時多數の囚徒を出役せしめし事あるも各れも出役數年ならずして之を廢止した。これなども當時勃興せる鑛山熱の餘波と見るべきであるが、在監者增加の對策上已むを得ざる處置とも認めらるゝのである。

（一）明治十六年三月三日福岡縣下筑後國三池郡下里村へ巳決監を設置し三池集治監と名稱す（達一二）（資料一）尙「在監者增

加に伴ふ外役殊に鑛山勞役の發達」資料四參照
（二）公文編年錄明治十五年之部（資料二）
（三）公文編年錄集治監の部（明治十九年）、網走監獄沿革史（資料三）安田善次郎傳（資料四）

資料一

▲囚徒使役上の景況具申（三池刑務所舊記）

本監囚徒は五月二日より十月十一日に至る迄漸次集收し其內病死逃亡等を除き十月盡日の現員四百六拾五名に有之而して其囚徒に係る一切の費用は惣て工錢を以て辨償し國庫に仰がさるの目的なれば精々督勵使役致し候處入監日尙淺く業猶熟せさるの間は採炭の勞役に堪へさるの狀況あり動もすれば窃に逃亡を謀り或は暴行脅迫して逃走を遂げんとする等の事時々有之を以て倍々戒護を嚴にし且朝夕懇篤說諭を加へ候處八月已來頓に囚情平穩に歸し日今に至りては使役にのみ勉勵し日々先を爭ふて科程を畢んとするの勢に推移り申候試に使役上得る處の工錢收入額を列舉すれば五月は高金百五拾八圓五拾壹錢四厘にして平均一日壹人當五錢五厘七毛なり六月は高金三百貳拾七圓〇七錢四厘にして壹人當五錢五厘九毛なり七月は高金四百六拾八圓四拾八錢五厘にして壹人當六錢五厘六毛なり、八月は高金五百八拾壹圓貳拾七錢四厘にして壹人當六錢壹厘四毛なり、九月は高七百三拾九圓九十九錢八厘にして壹人當七錢〇六毛なり、十月は高金七百十八圓四拾三錢貳厘にして壹人當六錢三厘壹毛なり（十月中工錢の減額を來せしは囚徒の怠役にあらず坑內器械修繕の爲め就役中に臨時休役せしこと度々ありしに依れり）然る處鑛山局定むる處の採炭賃錢に於て最初創立前豫算を起せし時は平均塊炭壹函金拾錢八厘粉炭壹函金六錢六厘に有之然るに爾來一般の不景氣より石炭販賣の道塞塞し爲めに鑛山局に於ては同年十一月に至り其五步を減し又々四月に至りて其壹割三分餘を減ぜり之れ本監囚徒の使役を初めし時の賃錢にして卽ち塊炭壹函金七錢七厘粉炭壹函金四錢〇貳毛なれば最初の豫算とは大に反違せり然れども從て諸物價も昨年に比すれば若干の下落を來せしを以て其衣食費の辨償方も稍々當初の目的を達するの見込に有之候處豈圖らんや尙又輓近に至り石炭販賣上一層壅塞し客月中旬に又三割の減賃に及べり卽ち塊炭壹函金五錢三厘九毛粉炭壹函金貳錢八厘三毛なり就ては如此非常の減賃に及びたるも之れ一般の不景氣より萬止むを得ざるに出る義には候得共又諸物價の如き米價は非常に下落せしも他の物品に至ては其割合に下落せざるを以て本監の經濟上に於ては大に困却する處に有之候此分にては如何樣督勵使役致候ても到底當初の目的通衣食費共悉皆辨償する義は行はれ難き義と酷だ焦慮に不禁候依て此段豫め具申仕置候也

明治十六年十一月

三池集治監典獄　榊原富文

內務卿　山縣有朋殿

抄……伺上申書類　明治十六年分

資料二

▲懲役人出役之儀に付伺（公文編年錄）

福島縣下伊達郡半田村鑛山は鹿兒島縣士族五代友厚の借坑にて精煉致居候處該業に要する所の薪木近傍山林より運搬の爲め今般當監懲役人を傭使致度旨頻りに申込み候に付其係之者を出張せしめ實地爲取調候處其事業たる三里以內の地より精煉所まで運送するのみ甚だ容易にして懲役人には相當の驅役と相考候且つ假監共他看守所等一切傭主にて建築し出費も傭錢を以て相償ひ候計算に候依て派出所を設置し出役爲致度至急何分の仰御指揮候也

明治十五年六月十八日

宮城集治監典獄　俟野景明

內務卿　山田顯義殿

（七月廿七日認可となる、三ケ年二百名を目途とす）

資料 三

▲硫黄採掘に出役せしむ（網走監獄沿革史）

明治十八年十月廿九日を以て釧路國川上郡熊牛村字跡佐登（標茶を距る約十一里）に於ける山田愼なるものの借區に係る硫黄採堀業を執らしむるの計劃を爲し同地に外役所設置の件を稟請し同十九年一月十六日を以て認可を得之が設置に着手し其竣工するを待て十九年下半期より囚人を出役せしむ。

資料 四

▲安田善次郎氏釧路硫黄山經營（安田善次郎傳より）

「事業上に付て十九年は目立ほどの事はないが、釧路の硫黄山を引受るの相談が愈々熟した、此の山は元と山田某の經營に係り、安田系より貸付を爲せしに過ぎなかつたが、業務の不振にして貸金の回收困難に陷りし爲め、氏が個人として之を引受け、遂に踏込んで經營する事となつたのである。（中略）「前に記した北海道釧路の硫黄山の經營は二十年から始まり、是より以後連年資本を注込む事となれり、此の山は本來豐富なる硫黄量を有し、後年盛んに産出せしときは、其の年額約百萬圓にも近づく程で、日本にては有數の硫黄山の中に數へらるゝに至つた、又其の經營規模も次第に擴大し、新式の精鍊機械を据付け、輸送の鐵道を築造するに至つた、又此の山と關聯して、釧路に炭坑を開き、之れ亦相應の繁昌を見るに至つた、元來硫黄に對する內地の需要は素と限りあるもの故、産出の目的は、專ら海外輸出に在つたが、世界にて本産地と稱さらるゝ伊太利の産額も、此の頃は相應に增加し、世界の市場に於ける硫黄の相場は、餘り振はざること年あり、其の爲め釧路にても其の製品の賣惜みをなし、非常なる苛濟みとなり、常人ならば已に經營困難に陷り、或は中途に蹉跌して起つ能はざりしならんか、そこは流石に有力にして且飽くまで辛抱强き善次郎氏の事とて、容易に在荷を賣放たず、益々産出を續けたものである、斯く歲月を經る中に、遂に相場も立直り、相應の利潤を以て、其の在荷を賣抜くことを得たのである、此の山の經營は通じて、數箇年の永きに亘つたが、之を概評すれば多大の利益を得たとは言へぬ、併し後年此の山を片付くる迄も概括すれば、差引き多少の利益は殘つたものと許して宜い、但し常人ならば夙に失敗し居たに相違ない、氏が其の本務の銀行業以外、他の生産事業に自ら手を下せしは、蓋し此の硫黄山が最初であつた樣である。（中略）二十二年の秋は、硫黄山監視の爲め、子息善之助氏を伴ひ再び北海道に出張した、其の道程は、盛岡、青森を經て各地支店の調査を爲し函館に入り、此の地の第三銀行支店を檢査す。扨函館より釧路に着し、硫黄山を檢閲す、此の頃は山も次第に發展せしと見え、日記中に左の記事がある。

八月一日、六時半山元事務所に着す、七時より硫黄山第六號口より登山す、五號、四號、三號、二號、一號より舊事務所に降り「**レトルト**」精鍊所に入り主任松浦篤に逢ふ、暫時休息して、再び一號山の口より登山す、十三號、十二號、十一號、十號、九號、七號より下山す、目今の採掘は、四號、五號、六號を主に着手し、其の他は諸處に採掘するもの三四箇處あり、何れも去る二十一年登山せし時より進歩して、一車百貫目內外宛を運び居れり、又山道より汽車に積込むまで、總べて完全に行屆き居るが如し、礦物の採掘法も、以前と違ひ、餘程順序ある者の如し、又礦量も二十一年に一覽して想像せしよりも今日に至り幾分の大量なるは明白にして、此の末精鍊方を改良して、劣等品をも採掘するに至れば、又三四箇年の繼續の見込は必ずあるべし、要するに販路の價値次第にて、此の山の命脈を伸縮すべきのみ、十時半頃社員合宿所に休息し云々。（中略）

先年より氏が經營し來りし釧路の硫黄山は、此の年（三十一年）の夏、一段落を告げ、事業を片付くる事となれり、因つて該山の主任者たりし杉山裁吉には賞狀を與へ、之に添へて二萬三千圓の賞金を贈與した、今日にては二萬餘圓は左程の金と思はれざるも、明治三十年頃に在りては、相應の金高にて、賞金としては隨分手厚き方と看て可なりである、加ふるに此の山は、元と貸金の回收不能の爲め、氏の手許に流れ込みしものにて、最初より自ら進んで經營せし者にも

あらず、又我が國の硫黄は、常に海外（就中伊太利市場）の價に左右せられ、氏が數年に亘りし經營中には、隨分困難の時代多く、他人ならば疾くに廢業し居るべき場合も少からざりしに、幸に氏の如く有力にして根強き人の經營に係りし爲め、永年の忍耐を以て、好き相場の時機まで持ちこたへて、貯藏品を賣却せしかば、辛うじて利益を擧げ得たる譯なり、故に氏の硫黄事業は、決して濡手で粟を攫みし如き氣樂のものにはあらざりき、故に其の利益も亦多寡の知れたるものなりしに、其の頃の金にて二萬何千圓の大金を賞與せしは、決して斉斎家の能くし得べき所にあらず。

北海道集治監の道路及河川工事　明治十九年北海道廳の設立を見るや、初代長官岩村通俊は拓殖政策の一として集治監囚徒に依り各原野を連絡する道路網の完成を期し、次で各河川の改修を圖つた。此の計畫は先づ以て同年五月樺戸集治監の囚徒を使役し、空知川より忠別太に至る上川原野への假道路の開鑿に依つて着手されたが、翌二十一年札幌監獄署の囚徒に依る改修繼續となり、二十二年更に樺戸監獄署囚徒に依る改修ありて漸く同原野横斷の一大動脈が完成するに至つた。

この外樺戸監獄署囚徒は二十一年及二十二年に於て月形、當別間道路、及上川增毛間道路を開鑿し、釧路監獄署の囚徒は二十年より二十二年に亙り釧路川の浚渫、二十一年標茶、厚岸間の道路、二十二年釧路、標茶間道路開鑿等に從事し、次で空知監獄署及釧路監獄署囚徒は北海道を横斷する北見道路の開鑿に當り、空知の囚徒は二十二年石狩國方面より着手し、釧路囚徒は二十四年に至り北見方面より工事に着手し、二十四年十二月漸く完成し北海道交通上一紀元を作つた。(一)(二)(三)

（一）樺戸、釧路、空知の各集治監は明治十九年一月北海道廳設置と共に同廳の管轄に移され、翌廿年一月各監獄署と改稱す。越て二十三年七月集治監の舊稱に復す。

（二）新撰北海道史及樺戸集治監沿革（挿繪參照）

（三）二十四年以降の土木工事等に就ては次期明治二十四年監獄則時代に詳なり。

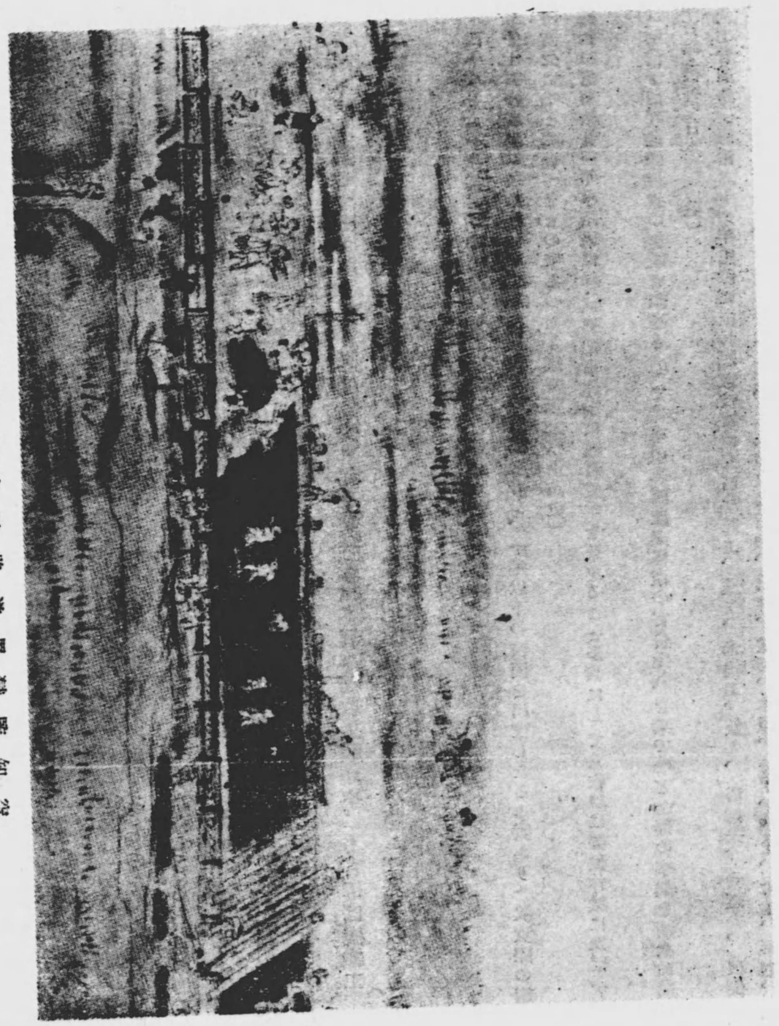

（樺戸監獄署）圖の事工路道築獄監期初

受負業の進出顯著となる　尙此の期に於ける特色は官司業に代へて受負業を採用する府縣の漸次增加するに至つたことである。受負業は明治十四年警視廳に於て始めて此の名稱を使用せるも、[一]其の實際に至りては既に數年前より行はれ居りしものと認められる。[二]

從來我國監獄作業の經營方式は外役の傭役或は米搗等の如き一種の委託勞役作業に屬するものを除き概ね官司業なりしも、官司業は[三]共の手續極めて煩雜なるのみならず多額の資本を要し、且收益上必ずしも有利ならざると、政府の產業官營主義の廢止[四]等の影響を受けて、各府縣は漸次警視廳の例に倣ひ受負業に移行するものあるに至り、後に述ぶるが如く明治十七、八年頃財界恢復の曙光を見るや、一層其の傾向は顯著となつた。明治十七年末福岡縣寺內典獄の石川島參觀記中にも「如此工業の盛んなるも皆人民より囚人を雇上げ相當の工錢を定むるの法にして云々」又「此後各府縣を巡視するに大低此の法に依るを以て以下之を省せず云々」とあり又明治十九年千葉縣監獄本署事務取扱順序中にも官工は機織工、染工、製紙工の三工業にして木工、麥搗、裁縫の三業は受負工に屬すとありて、[五]各地受負業進出の狀を窮ふに足るのである。

（一）明治十四年八月（十月改正）警視廳請負工役規則を定む（獄務指令錄）（資料一）

（二）明治九年十月警視廳は製靴其他の工業に傭役方の請願を評し、十年以下の役囚を出役したる事實あり。其實際の施行方法を見るに所謂受負業と認むべきものであつた（縣府縣警察沿革史）

（三）福岡縣監獄署明治廿一年事績表には「製造諸作業は概ね資本を要すること多額にして其收益は勞役作業に及ばず云々」とあり。

（四）政府は明治十四年農商務省の創設を劃期として從來の泰西產業移植の官營主義を棄て始ど全部の事業を漸次民間に拂下た（高橋龍吉氏最近の日本經濟史）

（五）1、尙小菅刑務所明治二十一年記錄に依れば官役は煉瓦石、瓦工、纂工、來搗工、炊夫、浴湯夫、看護夫、理髮夫、裁縫工、染工、製紙工、警務夫、常雇夫等にして、人民傭役は指物、建具、塗師、本挽、竹工、桶工、靴工、彫刻、轆轤工であつた。

2、後述「財界恢復と共に內役作業々種著增す」の項資料七大阪府若松町監獄明治十九年作業統計參照

3、前橋監獄沿革史（資料二）

4、內務統計に於て受負、官司の分類を爲せるは三十一年以後に屬す、從て此期間に於ける受負、官司の全國分布、狀態を知るに由なし。

資料一

警視廳達番外　明治十四年八月二十三日

共署受負工役規則別紙之通相定候條在監人工役の儀一切右を履行し結約可致此旨相達候事

請負工役規則

第一條　各監獄署內に設置する工役は一切受負とす

第二條　獄內の工役は各監獄により異同ありと雖も其種類概ね左の如し

鍛冶橋監獄署

○印刷工　○紙工

市谷監獄署

○染工　○靴工　○機工　○紙漉工　○木工　○裁縫工　○石工　○籐工　○泥工　○米麥搗　○炭團工

○味噌醬油釀造

石川島監獄署

○木工　○籐工　○鍛冶工　○石工　○靴工　○竹工　○鑄物工　○刷筒工　○瓦工　○石灰工　○陶器

畫　○藁工　○裁縫工　○米麥搗　○機工　○味噌製造

第三條　前條に記載したる工役の內一種又は數種を受負囚徒を雇使せんと請ふものあるときは之れを許すべし

第四條　受負者は獄則及び工役規則を遵守し典獄幷主務官吏の指圖を受くること

第五條　囚徒を雇使する爲め受負者又は代理人日々出場すること

第六條　看守者は制規の通り官より之を附すること

第七條　工業に屬する地所建物は受負年限中無祝にて貸與すべし但建物修繕は受負者の負擔とす

第八條　工役の都合により受負人の費用を以て工場を建築し又は貸與する工場の模樣を變換するを請ふときは之れを許す但解約の場合に於ては其日より三十日以內に原形に復すること

第九條　囚徒就役人員は主務官吏の檢査を受け其雇錢は一箇月毎に計算し翌月五日限り收納すること

第十條　工役時間幷免役日等は總て獄則に從ふものとす但工役の都合により時間外（夜中）使役する場合に於ては特に增錢を收め右に要する費用（點燈）は受負者の支辨たること

第十一條　定約年限は一箇年を一期と定め滿期に至り更に條約するものとす

第十二條　前條に記載したる期限內事故ありて解約を爲さんとするときは少なくも三十日前に解約のことを請ふべし但法律規則の改正及び事變のため工役を停止する場合に於ては此限にあらず

第十三條　囚徒の雇工錢は普通の雇工錢を準とし其幾分を減し各自の技能に應じ一日若干錢と定むべし

第十四條　受負者は身元保證金として其雇錢高一箇月以上の金額に對する抵當を差出すべし但受負者携帶する器械一箇月雇錢金額に相當するときは此限にあらず

第十五條　受負者雇工錢收納を停滯するときは前條に記載したる抵當又は原品器械等を賣却し決算するものとす

第十六條　受負者の携持する器械資財等水火震災又は非常の事變或は盜難等罹り損失するも其償を請求することを得ず

第十七條　官吏は囚徒をして能く各工役に就かしめ其怠惰なる者は督責し場內の取締を爲すべし但工業及び賣買上に一切關涉せざるものとす

第十八條　受負者囚徒へ授業するは最も懇切を主とすべし

第十九條　雇役の囚徒に怠情なる者あるときは其旨を官吏に告ぐべし

第二十條　受負者幷代理人は必ず署內通行の鑑札を携帶すべし若し物品を携持し運搬するときは必ず通行切符を門衞に出し査閱を受くべし

第二十一條　懲治者を雇使工役を受負はんと請ふものは囚徒同樣の手續きをなすべし

第二十二條　前條に記載したる懲治者を監外に雇使せんとするものは雇主又は共代理人之れを看守し宿泊せしむるも妨げなし

第二十三條　受負人事故ありて定約上の負擔に堪へざるときは保證人一切之れを任すべし

資料　二

▲群馬縣監獄署に於ける請負業の增進

本縣に於ては去る明治二十年請負工業の法を創設し之れが實驗を試みたりしに一二の弊害を釀成せしことなきにしもあらずと雖も之れを從來の官司工業に比すれば共利する所尠少にあらず第一工業資金を省き第二原品供給の煩を去り第三製品販賣の勞を除き、第四吏員の數を減ずる等頗る良成績を得たり故に爾來繼續實施して本年に至り目下在監人の執る作業中製造に係る分は總て之を請負業と爲せり　（前橋監獄沿革誌明治二十二年）

外役の弊漸く多きを加へ遂に之が縮少を圖る　前述の如く、在監者増加の對策として地方監獄は頻りに外役作業の進展を圖り、集治監又本來の開墾事業の傍鑛山勞役の爲に多數の囚徒を出役せしめたる爲、在監者の規律は著しく弛緩を來し、逃走(一)又獄等の事故は飛躍的に増加し、明治十四年より十六年に至る三ヶ年間平均逃走數は實に千八百餘人の多數を出すに至つた。而かも此等の事故の多くは外役中に係り、外役作業の弊害漸く甚しからんとするの傾向があつた。仍て十七年警視廳は率先して已むを得ざる場合を除くの外、外役作業を禁止し、翌十八年內務省は外役囚徒の嚴選並に取締上の注意通牒を發し(二)、尙外役の爲假監設置の場合は設置及檢束方法を豫め伺出づべきことを命じ、各地又漸次外役縮少の方針を採つた(三)。

(一)　全國逃走者調（第二編第三章戒護第三節第十三項參照）
(二)　明治十八年十二月內務省訓示（資料一）
(三)　前橋監獄沿革誌明治二十二年之部（同二）

資料一　▲內務省訓示（十八年十二月二十二日）

監獄則第四十二條第二項及本省十四年乙第拾五號達監署雜則第三條に依り土工採鑛等の業あるに際し囚徒を外役に服せしむるは其監獄より一日間に往返し得べき地に限り候主意に付外役の爲め假監設置を要する儀は容易に無之筈に候得共若し遠隔の地に滯宿外役せしめざるを得ざる場合に於ては假監の設置及檢束方法等豫め伺出候樣可被致候右は從來執行後屆出の向も不勘候處囚徒逃走暴行等多くは外役先又は假監拘禁中に係り候に付尙一層不取締無之樣致度趣旨に有之候間其邊宜く諒知可有之候此旨及訓示候也。

資料二　▲群馬縣監獄署の外役縮少

外役は漸く民間の信用を來たし傭役を乞ふ者多きを加へ從て雇工錢も相當の收得ありと雖も一方に於ては囚徒逃逸及獄則違犯等を容易ならしむるの情況ありて治獄上の妨害を爲す尠なからざるを以て內役業に漸次改良を加へ外役は監獄用の諸品運搬及土木工事の如きものゝ外は一切之れを廢するの方針を立てたり（前橋監獄沿革史明治二十二年の部）

財界恢復と共に內役作業々種著增す　明治十四年の財政整理並に產業官營主義の放棄に極度の不景氣を招來し、產業界は全く文字通り火の消えたるが如き有樣となり、新規事業の企畫殆ど息し、監獄作業の改善又意の如くならざりしが、監獄當局は在監者の增加に處して外役の擴張を圖ると共に極力內役作業の發見に懸命せしと(一)、明治十九年度作業收入は六十四萬圓を算するに至つた(二)。山縣內務卿が「敎誨訓導若くは工役利潤に專らにして懲戒驅役の本分を忘却するが如き事なきを期すべし」といふ有名な訓示を發したのも此頃のことである。如此觀察の適否は措き、之を以ても當時の監獄作業發展の狀況を察するに餘りあり、當局が如何に作業の經營に懸命の努力を拂ひ之が充實發展に意を注いだかゞ窺はれるのである(三)。

(一)　1、明治十八年二十年內務統計報告（資料一及二）
　　2、明治十九年末警視廳監獄本支署の作業々種中二十名以上のものを擧ぐれば靴（六三人）大工（四一）指物（二九）桶（二二）竹細工（二〇）銅鐵器（六九）足袋（二八）機（二三六）鑄物（三〇）鍛冶（三六）提灯（九七）陶器甕（五五）麥稈工（五八八）筒彫（七三）煉瓦（五一）染物（二一）裁縫（一八九）鼻緒（一三六）紙漉（二七）活版（二一）版木（七七）雜具（七六六）力役業（四九四）等であつた。（資料三）
　　3、明治二十一年栃木縣監獄統計書（資料四）

4、德島監獄沿革史明治十五年之部（資料五）

（二）1、警視廳監獄本署工錢收入一、四〇六圓　市谷分署一三、四六八圓　石川島分署二一、七三一圓餘あり（十九年警視廳事務年表）（資料六）

2、福岡縣十七年度工錢收入一七、五〇一圓餘、一人一日平均工錢三錢五厘三毛（年額一二圓八九一）にして、在監人費の五割六分を償却せり。

3、大阪府若松町監獄明治十九年中工錢製作收入總計二萬一千九百三十一圓（資料七）

4、京都府監獄本署同九千六百九十圓（資料八）

5、東京集治監明治二十一年度囚徒工錢收入九萬二百五十九圓餘（資料九）

6、明治二十年群馬縣監獄工錢額は前年度に比し四千九百餘圓を增す（資料一〇）

（三）明治十四年度より集治監以外の監獄費は總て之を地方費支辨に移されたる爲各府縣共之が負擔の輕減を圖る爲監獄作業の發展に努力したことも爭はれぬ事實であつた。

資料一

▲全國已決囚及懲治者の作業（明治十八年）

作業	已決囚	懲治者	合計	作業	已決囚	懲治者	合計
理髮	一七六	—	一七六	石工	三一	二	三三
炊事	一、六七三	—	一、六七三	鍛冶	三五四	三	三五七
洗濯	六二四	二	六二六	裁縫	一、六九五	二	一、六九七
掃除	六三七	—	六三七	製絲	一、〇六一	四	一、〇六五
浴湯焚	五	—	五	機織	一、九二六	三	一、九二九
看病	四三〇	—	四三〇	染物	一〇一	—	一〇一
大工	六五〇	—	六五〇	製紙	二、〇九九	一七	二、一一六
木工	一、二五五	—	一、二五五	綿	四〇八	五	四一三
泥工	二六	—	二六	藁工	一四、二四九	五四	一四、三〇三
				雜工	四、二六三	二	四、二六四
				雜業	三二、二九五	四	三二、二九九
				總計	五六、〇〇七	一三五	五六、一四二

各地方工業課目を悉く揭載するは頗る繁雜に涉るが故に本表は概ね各地に於て齊しく課役する工業中最も多きものを擧げ餘は雜工雜業の目に揭ぐ而して雜業中十の八九は總て勞作者なり。

資料二

▲在監人作業（已決囚未決者、懲治者別房留置者）合計延人員（明治二十年）

作業	男	女	計	作業	男	女	計
綿物	一、六八〇	二八八	一、九六八	藁細工	九、八三四	二一	九、八五五
裁縫	八一〇	八一六	一、六二六	大工	七九七	—	七九七
製紙	三、一〇八	五〇	三、一五八	鍛冶	二八九	—	二八九
染物	九四	—	九四	笠傘	四一三	—	四一三
紡績	四二	四八八	五三〇	木竹工	一、七六六	四	一、七七〇

資料三

▲警視廳本支署在監人の作業（明治十九年末）

作業	已決囚				懲治者				留置者				計
	一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
履物	四三八												四三八
煉化及瓦	二、〇三〇												二、〇三〇
提灯	一七三												一七三
雑工	五、六三五		一四五										五、七八〇
理髪	一四一												一四一
炊事	一、四九一		二										一、四九三
洗濯	一一九		六八四										八〇三
掃除	一、一二〇		一七										一、一三七
看病	四二〇		一九										四三九
繃	三四二		五六										三九八
摺物	一〇九												一〇九
風呂焚其他	六九〇		九八										七八八
耕耘	二、〇七八		一										二、〇七九
土方	七、四七五		一										七、四七五
木挽	四二九												四二九
運搬	一、六四三												一、六四三
米麥搗	二、五八四		六										二、五九〇
鑛業夫	二、六七三												二、六七三
雑役	四、三五六												四、三五六
總計	五二、七七九		二、六九五										五五、四七四

作業	已決囚				懲治者				留置者				計
	一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大工	三七	○	四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	四一
靴	三八	○	二五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六三
桶	二二	○	五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二七
指物	二八	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二九
石工	二	○	五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	七
泥工	三	○	三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六
建具	九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九
竹細工	一二	○	八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二〇
銅鐵器	六九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六九
塗師	九	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一一
師	六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六
足袋	一五	○	一三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二八
機	八二	○	一五四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二三六
革	七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	七
鋳物	三〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三〇
鍛冶	三三	○	三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	三六
提灯	六五	○	三二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九七
陶器畫	四一	○	一四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	五五
麥藁細工	二二九	○	三五九	○	○	○	○	○	○	○	○	○	五八八

作業名	已決囚				未決囚			
	一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
表具	四							
筒彫	六八							
煉瓦	五一							
綿打	一三							
染物	一七							
製本	七							
裁縫	六四							
鼻緒	一							
紙漉	一二							
活版	二一							
版木	六九							
雑具	一六四							
醤油	一							
味噌	五							
計	一三四							
雑業	二一〇							
力役	二一四							
合計	二六八	六	一、五六一	一〇四				
不就役	男 一九							

資料四

▲宇都宮監獄　在監人の作業（明治廿一年十二月卅一日現在）

作業名	已決囚				未決囚			
	一人前の者		一人前に足らざる者		一人前の者		一人前に足らざる者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
製造機工	五五	三	一四七	三				
靴工	一二		六					
莫大小工	一二		九					
木工	一五		二					
提燈工	一二		三八					
刷工	一							
箒工	二五		七					
楊枝工	二六		一二					
麻撚工	七九		一〇〇					
裁縫	一六	一二	二八					
合計	二〇七	一八	二一	五〇	一七	三八	三二	一
雑業理髪	三		一					
炊事	二五							
掃除	五		二四					
看病	一							
合計	三四		二五					
労作米麥搗	六八		一二					
割挽	二〇		一四					
農業	九三							
土工	四六							
合計	二三七	一九	三二一	一四	五九一	四	二五	一

薪運搬	五九	—	三五	—	九四	總計	五五七	一九	四〇七	一四	九九七
合計	二八六	—	六一	—	三四七	前年と増の比較減	一二七	九	一一五	四	二五五

資料五

▲徳島縣監獄署　工種人員　（明治十五年一月四日現在）

總員　四百九十四人（男四百五拾六人女三拾八人）

內譯

外役　百六拾八人　綿工　拾五人　陶工　參人
藁工　九拾九人　縫裁工　拾五人　木挽工　貳人
傭夫　參拾九人　紡績工　女　拾人　竹工　貳人
傘工　參拾八人　機織工　女　八人　醬油工　貳人
耕耘　貳拾人　鍛冶工　六人　洗濯工　女　貳人
米搗工　拾七人　紙漉工　五人　雜工　參人
木工　拾六人　掃夫　參人　病囚　貳拾壹人

但傭夫、病囚には女囚を包含す

又各工種に對し製造品の類別は左の如し

藁工の部　繩、草履、草鞋、簀、莚、
傘工の部　問屋傘、小傘、日傘、茶利傘、傘骨、
木工の部　椅子、テーフル、箪笥、箱、障子、
桶工の部　荷桶、手桶、飯桶、盥、小桶、
鍛冶工の部　鋤鍬先、菜刀、庖丁、釘、斧鎌、
陶工の部　土瓶、七輪、壺、植木鉢、胡麻煎、
雜工の部　本繩、小手繩、提灯、筆建、罫紙、
紙漉工の部　宇田紙、中折紙、半切紙、塵紙、封筒、
縫裁工の部　綿入衣、袷衣、單衣、襦袢、股引、
竹工の部　箵籠、土箕、豐嶋籠、鋤簾、
醬油工の部　味噌、醬油、
綿打工の部　綿打、綿操、

資料六

▲警視廳內管　在監人工錢の收入及給與（明治十九年）

署名	定役に服する囚		未決者及定役に服せざる囚		不論罪及情願懲治者		別房留置者		合計		
	收入	給與	收入	給與	收入	給與	收入	給與	收入	給與	計
監獄本署	八七二、三九三	三一一、七二六	三、〇三九	一〇、五一五	〇	〇	一八五、四五九	二三、二一四	一、〇六〇、八九一	三四五、四五五	一、四〇六、三四六
市ケ谷分監	一、〇一三、七〇六	二、三四八、二九〇	二六、〇一二	一八、二〇八	三四、六三六	一二、九四三	八六〇、六四六	三五、六七五	一一、〇五三、〇〇〇	二、四一五、一一六	一三、四六八、一一六

石川島分監	一八、一七七、六九五	三、三七四、四一三	七〇、〇一〇	五九、八八二
合計	二九、一八一、七九四	六〇、三四四、二七	九九、〇七〇	八八、六〇四

| | | | |

靴工	五七三	三三九、〇五	笠	工		六四八	一七、一八
綿打工	九八一六	二七九、三〇	擢 捻	工			
苧工	三〇〇四三	一五八、四七					
木工	一〇三三	二九二、六三	備考 十九年度工錢收入高 九、六九〇、九三（延人員三二八、一二四）				
撃剣工	一八八二	三七、六五					
洗濯工	二三五三三	三七五、七七	計		三三五、一九五	六九五〇、七一	

資料九

▲東京集治監雜入金內譯書（明治廿一年度）

一、金九萬貳百五拾九圓五拾貳錢六厘　囚徒工錢收入

此　譯

金七萬六千三百圓八拾五錢九厘　煉化石販賣代

內

金貳萬八千貳百五圓五拾六錢貳厘　素品代

金貳萬四千七百三拾圓七拾八錢六厘　工錢

金貳萬三千三百六拾四圓五拾壹錢壹厘　益金

金壹萬四百貳拾貳圓四拾三錢九厘　雜工製品販賣代

金七千六百六拾六圓貳拾壹錢九厘　素品代

金貳千四百五拾八圓七錢七厘　工錢

金貳百九拾八圓拾四錢三厘　益金

金三千五百三拾六圓貳拾貳錢八厘　貸付囚工錢

△東京集治監作業種別（明治二十一年度）

當監作業の種別は別記第二項に揭ぐる如しと雖も專ら煉化石製造事業にして、次は家根瓦製造、營繕、米搗等の役事を官役とし雜工、指物、建具、其他を人民の傭役工事とす。今玆に作業の重なるものを揭ぐれば同年間に於て煉化石製出員額は一千四百九拾八萬壹千貳百本餘又家根瓦製出員額は五拾壹萬四千餘枚なりとす。改築監房工事の外新營土工業に關しては舊來の監房其他修繕の個所夥多ありとす。

右官役と人民の傭役工事作業收入金額及其他に關しては第八、第九類に詳かなり。

作業の種別

官役
- 煉化石工　瓦工　稿工　米搗工
- 炊夫　浴湯夫　看護夫　理髮夫　當屋夫
- 算番摺　裁縫工　染工　營繕工夫（大工　左官　髙石工　鍛冶工）

人民の傭役
- 指物　建具　塗師　木挽　竹工
- 桶工　靴工　彫刻　鞦轡工

（以上福岡縣寺內典獄復命書）

明治二十年度の工錢額は官收金一萬八千二百三十七圓五十錢七厘給與金三千五十六圓一錢四厘計二萬一千二百九十三圓五十二錢一厘にして、之れを前年に比すれば金四千九百八十八圓五十九錢七厘の增收なり。而して其原由は漸次內役の作業に改良を加へ大いに事業を擴張したるが爲めなり（前橋監獄沿革誌明治二十年の部）

小原權大書記官査閲答申に現はれたる當時の監獄作業　內務省は明治十六年十一月より十八年十二月に亙り、內務省書記官等をして各地監獄を巡視し監獄則の行否を査閲せしめ、且行刑各般の事情を下問答申せしむる所があつた。該答申書は當時の作業制度並施設狀況の一班を窺知するに足るものあるを以て、玆に二三府縣の答申書に付專ら作業に關する部分を抄錄することゝする。

福岡縣

一、問、工錢の雜收入は幾何なりや、又其收入を平均すれば一囚（定役に服する者）に付幾許に當るや。

答、一、金壹萬五千百七拾八圓餘（十六年度工錢）但定役に服する者延人員三十一萬八千八百貳十人、壹人に付金四錢七厘

一、金壹萬七千五百壹圓九拾四錢三厘、（十七年度工錢）但定役に服する者延人員四拾九萬五千五百七拾四人に除し壹人に付金三錢五厘三毛

二、問、一ヶ年平均一囚（定役に服する者）幾許金を費し、又一囚得る所の工錢にて其の何歩を償却するものに當るや。

答、十六年度平均壹囚費用金貳拾六圓四錢四厘、工錢收入平均一囚金拾七圓三拾七錢七厘にて五歩五厘五毛餘を償却す

一、十七年度平均壹囚費用金貳拾三圓八拾九錢七厘、工錢收入平均壹囚金拾貳圓八拾九錢壹厘にて

四歩四厘四毛償却す

三、問、一定の役法を設け其の中に就て重罪囚と輕罪囚を區處するや、若しくは只體力に應じて（監獄則第四十二條後段に掲ぐるものを除く）課役するや、又は從來各自習熟の業を取らしむるや。

答、重罪囚は可成一工場に集むると雖も、工場狹隘なるが爲輕罪囚と同一の工場にて作業せしむることあり。又工業の都合に依り改心の情ある者及び罪質稍憐むべき者等を擇み出監後生計上の補益を計り、各自習熟の業を取らしむるものあり。何れも輕罪と工場を同ふするも其の座席は總て區分せり。尤も採炭業の如きに至りては此例を用ゆること能はず。

四、問、工錢を料定するの標準は下文の如き率位に由るや。

「工錢を料定するの率位に於ける、譬へば玆に一日傭工錢三拾錢を得る外間の工者と同等なる手技を有する在監工者あるときは、彼の三分の一に位する所の拾錢を以て其の工錢と爲すの類。」

答、工錢の料定は工業の種類に依り普通工錢より三割乃至五割を引下げ之を準據とし、別紙（署）の如き等級を設け各自の技能に應じて工錢を料定す。

五、問、囚役をして工匠業に服せしむるときは、下文の如き事項に照し得失如何。

「工匠業者の製作品より生ずる利益は其の資本と共の監督者の爲とに費す金額に對照し、餘剩の有無且懲戒上に取りての適否如何。」

答、工匠業の製作より生ずる利益と之が爲要する費用とを對比せば少しく餘剩ありと雖も、囚徒の意向は力作に在らずして全く工匠の業に在り、故に懲戒上に取りては決して適當せざるものゝ如し。

六、問、囚徒を內役に服せしむると外役との利害得失如何。

答、內役は概して資本を要する夥多なる上利益寡く、外役及び採炭諸勞作等の如きは利潤多くして資本

少く、內役に比すれば總て手數を省き利得多きのみならず、懲戒の効驗も亦內役より多きが如し。

七、問、已むを得ず囚徒を外役に服せしむる時に當り、豫め其逃亡防遏の方法を講じ以て戒護者を派出するや否。

答、已むを得ず囚徒を外役に服せしむるには豫め警守係監督看守を派遣し其の服役の地形及道路を檢査せしめ、逃亡の容易なる箇所並に看守すべき位地等を具に戒護者に示し、然る後囚徒を派す。而して監督看守は日々、看守長は不時外役地を巡視し、逃走防遏の方法を計畫することゝす。囚徒は改過の効ある重罪囚及び輕罪囚にして逃走の惧勘きを以て之に充つ。

警視廳

一、問、外役及び作業の科程等如何。

答、鍛冶橋監獄署に在ては囚徒をして外役に服せしめず、又作業を斟酌し科程を定むるは一の標準に據る。（設令へば大工職の者なれば杉四分板片面削の比例無期徒刑二百十六枚有期徒刑二百七枚重懲役百九十八枚輕懲役百八十九枚重禁錮百八十枚の類とす。）

二、問、工錢の多寡を本人に知會せしむるの方如何。

答、各工役に日課簿を設け、每囚一日の課程成否を記載し、翌月十日以內に檢査積算して之を該囚に知得せしむ。

三、問、工錢の料定如何。

答、各種の工錢は役囚各自の技能に應じ、府下普通の傭工錢より約ね十分の二乃至十分の四を減じて之を料定す。而して他に等級の設け無し。

四、問、囚徒食費償却及び工錢を以て食物を購求する狀況如何、

答、明治十六年前半期鍛冶橋監獄署に在ては、總囚平均一日二百二十六人の中其工錢を以て食費を償ふことを得る者平均百十四人市谷監獄署に在つては同千百七十二人强の中三百六十八人强石川島監獄署に在ては同千百九十七人强（定役に服せざる者三十四人强、病者二百四十三人强。）の中九百四十一人强剩餘領置の工錢を以て食物を購求する者鍛冶橋監獄署に在ては一日約ね九十四人、市谷監獄署に在ては同百三十人、石川島監獄署に在ては同百二十四人。而して又其請ふ所の食物、鍛冶橋に在ては餅菓子、煎餅、甘藷、菅味噌、煮豆、佃煮、市谷に在ては切餅、雜菓子、煮豆、甘藷、麵麭、石川島に在ては鷄卵、煎餅、麵麭、餅菓子、甘藷等の類なり。

五、問、賞與金給與の方如何。

答、目下在監人賞與內規の起案中に係るを以て姑く舊制を踏襲す、乃ち逃走を密告し人命を救援したる者は金十五錢以下、逃走者を捕得したる者は金十錢以上二十錢以下、監獄に係る水火災を防禦したる者は金十五錢以上二十五錢以下を給するものとす。

六、問、獄則違反者の狀況如何。

答。鍛冶橋監獄署の未決者は賭博類似の惡戲を爲す者頗る多し明治十六年前半期同違犯者平均一日零强已決囚に在ては喧噪評論を爲す者其多を占む則ち平均一日零强市谷監獄署に在ては前同期に於て違犯者總て四十四人吹煙及び物品包藏其大半に居る石川島監獄署に在ては前同期中違犯者七十人又吹煙を以て特に多しと爲す。

七、問、最多の工業如何。

答、鍛冶橋監獄署に在ては活版印刷業、市谷監獄署に在ては卑筒の製造を以て最盛なりとす。

八、問、工錢の總額如何。

答、明治十四年度中囚徒に付與せる工錢總額は鍛冶橋監獄署は金九百二十五圓四十八錢市谷監獄署は金

二千二十一圓石川島監獄署は金七千五百五十七圓七十七錢と爲す。

當時に於ける各地監獄作業の狀況　福岡縣典獄寺內正員は明治十七年第一回の典獄諸詢會の爲上京し其の歸路關東關西各府縣監獄を觀察する處あつたが其復命書は極めて簡にして要を得當時の作業狀態を知る上にも極めて好資料と認めらるゝを以てこゝに抄錄することゝした。

1、石川島監獄署

工業は喞筒工、革工、塗師工、機工、大工、鍛冶、鑄物、銅工、理髮、竹刀、曲ゲ物、建具、挽物工、桶工、箱工、家根葺、木挽、錺工、靴工、活版工、裁縫工、製本、七寶燒陶書、煉瓦工、米麥搗工、綿工、染工等にして就中喞筒陶畫工盛大(一)彼の七寶燒の如きは遠く販路を英佛國に取ると云ふ尤も如是工業の盛大なるも皆人民より囚人を雇上げ相當の工錢を定むるの法にして工藝上の事務は頻繁ならず此後各府縣を巡視するに大抵人民より囚徒を雇入るの法なるを以て以下之を贅せず。

(一)　明治十三年製革工と相前後して開始せる喞筒工は益々改良を加へ明治二十年佛蘭西型喞筒の製造に成功し之が宣傳の爲各官廳等にカタローグを送付し販路の擴張に努力したる爲明治二十一年度に於ては各種喞筒製作及修繕收入二萬三千餘圓の多額に上つた。(不動氏石川島獄舍の沿革)(資料一)

第一号

東京消防本署ニテ用フル
佛蘭西形喞筒之圖

二輪車取扱夫拾壱名
水勢拾五間三尺
吸管長サ壱丈九尺八寸
布管長サ五拾間
布桶　拾五個
斧　壱個
梯　壱個
籃　弐個
木挺　弐個
外部銅製内部金属　金三百〇四圓

全量五拾七貫目
明治九年中模造

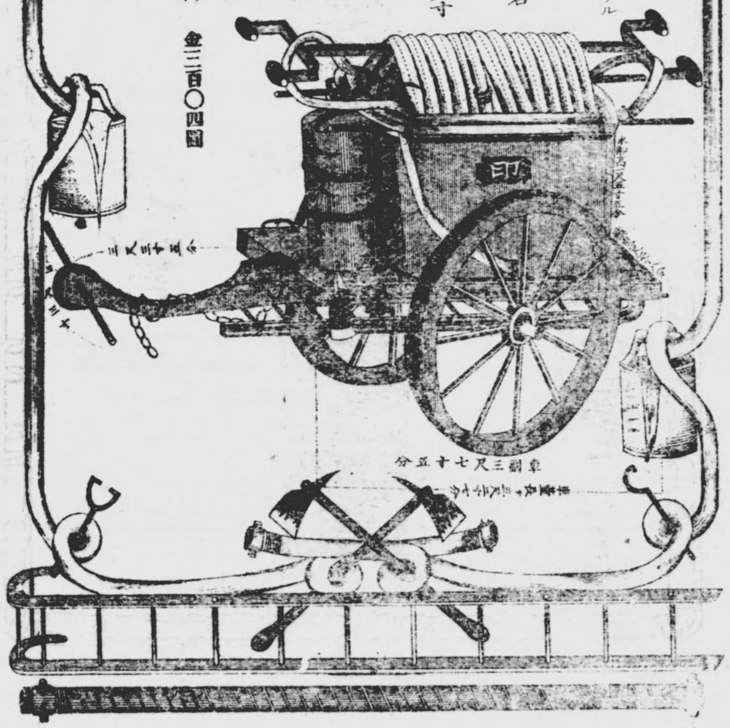

第二号

東京消防本署ニテ用フル
獨逸形二輪車輕便喞筒之圖

一取扱夫九名ヲ以テ拾壱名ニ
名迄
水勢直立拾五間余
斜向ニ拾間余
一吸管（長七尺）三個
一布管（長五丈）三個
一管鎗（管口大）二個
一螺旋廻　大十七個
一麾除　一個
一木挺　二個
一上覆　一個

外部鋳製内部真鍮製
喞筒全量五拾三貫目
（但車量ヲ除ク）
明治十七年五月模造

金貳百八拾圓

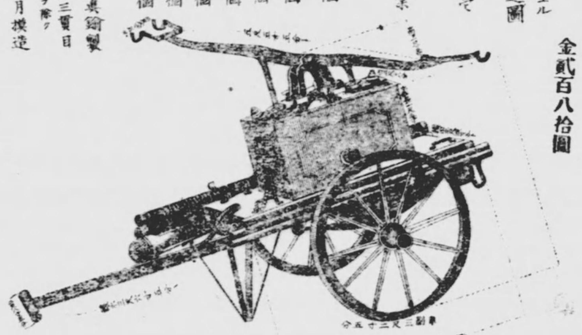

第三号

甲板喞筒之圖

内外共真鍮
製取扱夫二
名

一吸管（長二間）一個
一筒水管（長六尺）一個

但此喞筒ハ船舶
之水淺ヲ取リ且
高地ニ水ヲ揚ル
便利ナル器械ナリ

金四拾九圓

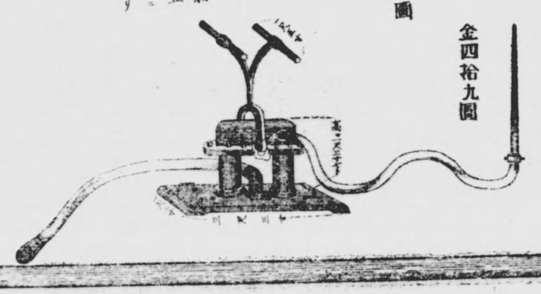

第四号

金貳百六拾四圓

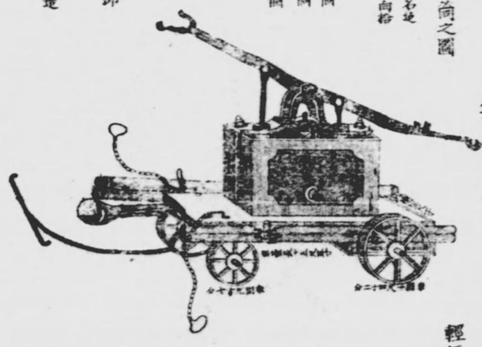

獨逸形輕便四輪車唧筒之圖

一取扱夫九名ヨリ拾壹名迄
一水勢員数拾三間余ニ向ヒ八間余

一吸管	長十尺	三個
一水管	布製 長六尺	三個
一管鎗	巾口共	二個
一螺旋廻	大小	六個
一塵除		一個
一木挺		二個
一上覆		一個

外部鉄製内部
真鍮製

十六年四月模造

輕便唧筒之圖

四輪車一輛内部
真鍮製外部銅製
取扱夫七名水勢
拾三間余全量三
拾貫目

吸管	長六尺	一個
水管	布製 長六尺	二個
管鎗	巾口共	二個
木挺		二個
螺旋廻ノ上覆		二個
布桶	上覆共	一個
		六個

第五号

金百五拾圓

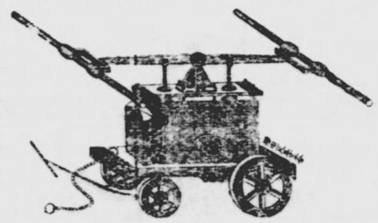

明治二十年改正

第六号

輕便四輪車唧筒之圖

金貳百拾五圓

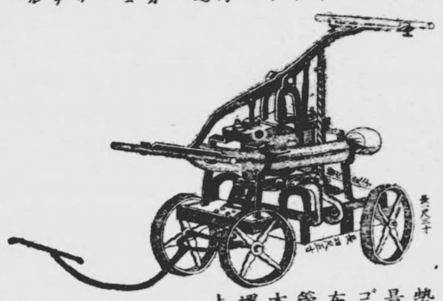

一基唧筒四輪車ニシテ唧筒ノ下ヲ車ノ連ニ轉換スルヲ容易トシ車ノ兩ハ共ニ鐵製ニシテ金具ハ鉄製生地ニシテ真鍮及鉄製ヲ以テ塗リ車ノ木製部ハ長サ四尺五寸横巾二尺八寸ニシテ部ハペンキヲ以テ塗リ吸管ハゴム製外側ヲ麻糸ヲ巻キペンキヲ以テ塗リ管ノ唧筒ニ接續スル所ハ真鍮製ニシテ取付面ヲ作リ而ヲ水管ニ布製ニシテ長サ十七間ヨリ二十間ヲトス

全量三拾八貫目ニシテ使用人夫ハ五名乃至七名ヲ以テ平常ハ僅カ二名ヲ連轉スルヲ容易トシテ且ヲ自在ナリ

出火場所ニ至リ之ヲ實地ニ施スノ時候ハ二分時間ニシテ其水勢ハ拾四間余ニ垂騰スル實ニ瞬速ナリト云フベシ

水管ハ唧筒ノ箱ノ中ヨリ引出ス様ニ在リ而ヲ置キ又ハ缺ケ又ハ破レモ取付等ヲ勢ヲ要セシテ直ニ使用スルヲ得ルナリ

第七号

小形唧筒之圖

四輪車一輛
内部真鍮製
外部銅製取
扱夫五名水
勢拾間余全
量拾七貫目

ゴム製吸管	長六尺	一個
布製水管	長六尺	二個
管鎗		一個
木挺		二個
螺旋廻上覆		二個

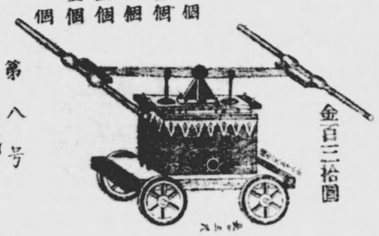

金百二拾圓

第八号

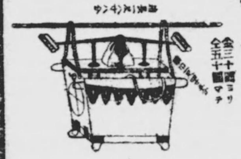

汲入唧筒之圖

取扱夫三名
水勢九間余
布桶二個附
全量八貫五
百目

第十号

四輪車一輛內部真鍮製外部銅製取扱夫七名水勢拾三間余全量貳拾八貫目　第九號　金百四拾五圓

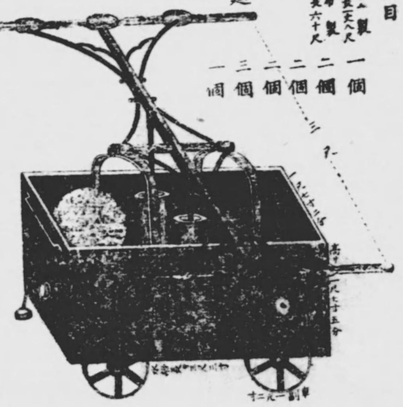

吸管	二個
水管	二個
管鎗	二個
木挺	二個
螺旋廻上覆	一個

小形喞筒之圖　四輪車一輛內部真鍮製外部木製取扱夫七名水勢拾三間余全量貳拾八貫目　第拾號　金百四拾圓

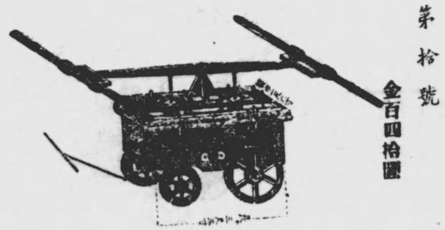

吸管	二個
水管	二個
管鎗	一個
木挺	二個
螺旋廻上覆	一個

第拾壹號　金百三拾七圓

內部金屬外部木製量目三拾三貫目取扱農夫三人吐水量一時間六拾石余十時間六百石余

小形喞筒之圖　二輪車壹輛內部真鍮製外部銅製取扱夫七名水勢拾三間余全量三拾貫目　第拾貳號　金百五拾七圓

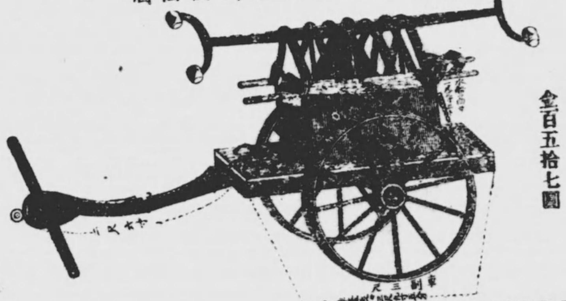

吸管	壹個
水管	二個
管鎗	二個
木挺	二個
螺旋廻上覆	三個
布桶	壹個
	六個

其五、工業上の一斑

二十一度工業收支

一、金二萬七千九百七拾九圓七十六錢　素品買入代

一、金五萬二千九百五十圓八十一錢　製品販賣高

其中

一、喞筒製造及同附屬品製作個數　三百六十四個

一、販賣金高二萬三千四百七十八圓四十一錢

2、神奈川縣監獄本署

工業の種類は紙漉工、麥藁細工、其の他にして七寶燒陶器業に就く者八十四名あり、地質は銅を用ひ之に隨意の密實書を彫刻し其の上に陶器を燒き付けたる後琢磨し更に彩色の畫を施すを以て其の堅、其の美麗くに堪えたり但し中皿壹個の價六、七圓に昇ると云ふ工業場は七棟あり。

3、靜岡縣監獄本署

工業は米搗、紙工、機織、團扇、竹工、提灯、桶工、曲工にして竹編笠を製する者二百四十九人、外役常に四、五十人あり、炊夫廿一人、掃除夫八人、看病夫四人、工錢は總囚の平均二錢餘に當る。搗米依賴人あれば囚徒をして持運ばしむ一俵の搗賃は十一錢、十錢、九錢の三等にして二俵（四斗俵）を搗くものあり、糯米は十三錢、裸麥は十五錢、差物は十八錢、十五錢、十二錢、誘工者は二十錢より十二錢迄五等あり、炊夫は十二錢以下、掃除夫は六錢以下なり。工場は皆精璧か或は板柵等を用ひ漫に出入する事を許さず。

4、岐阜縣監獄本署

工業の種類は米搗、傘工、織物、木挽、藁工にして米搗場を見るに看守の號令を以て一齊に搗かしむ。囚徒一日の科定米五斗とし午後一時三十分には殘らず科定を終ると云ふ。曰は概ね五斗入にして、搗き減りを慮りたるものと見受けたり。織は種々ありと雖も主として囚徒被服の染織用にして都て注意の宜きを得る。

5、大阪府監獄本署

工業は織工、紙漉、紫檀細工等なり。工錢一日の平均は四錢乃至五錢なり。但し支署は此限に非らず食費は五錢位なり、外役は一昨年來大和、河內に出役し道路開鑿に從事し監舍は寺院又は物置藏等を借用し看守の日當は十五錢押丁は十錢を給與す市街の外役は川浚、橋梁及議事堂の掃除等土木課と協議し就役せしむ。此の工錢は一日六、七錢位たり炊夫は五十囚に一名此の工錢は十二錢以下八錢以上なり。

6、和歌山縣監獄本署

工業は米搗、木挽、織機及糸繰網漉藁工炭團外役なり右工業は他より素品器械も持越し全く日傭賃を收入する方法にして官の手數を省き至極便利なり但し此の方法に改正する理由は種々あり仍て長官の決を仰ぐと云ふ。炭團を製造するは藁屑鉋屑等不用物を以て有用に換る至極好手段なり。

監獄則改正、監獄則施行細則制定並其作業組織

明治二十二年千古不磨の大典大日本帝國憲法の發布を見、越えて七月監獄則の改正並に監獄則施行細則の制定があつた。先に十四年監獄則の第一次改正ありて獄制諸般の制度着々と改善の途に就いたが、駸々たる時勢の進運に伴ひ改廢を要する事項少からざるのみならず、一面又條約改正準備の必要上行刑施設改善の急務なるものありて、遂に今回の改正を見るに至つたのである。新監獄則並同施行細則に於ける作業種類に付ては新に制限主義を採り、左記指定の作業々種以外は認可を受けしめた。これは所謂懲戒主義を堅持せる山縣內務卿等內務上層部の意嚮を反映せる規程にして、「懲戒感化に足らざる輕易簡單なる便宜の作業を課し且種類の地方に由り區々に亙るの弊なからしめんが爲」に設けられたものであつた。

(一) 男囚、(イ)監內作業＝碎石、開鑿、採礦、土方、石工、耕耘、運搬、監獄用務。
炊事、掃除。
(ロ)監外作業＝碎石、開鑿、採礦、土方、石工、耕耘、運搬、監獄用務。

(二) 女囚、紡績、裁縫、機織、洗濯。

b、作業時間　最短十二月七時間、最長六月、七月十時間三十分とし、舊監獄則に比し著しく延長された。從來の作業時間は普通勞働時間に比し短少に失するの憾ありて、所謂懲戒上の效果を薄弱ならしむるの嫌ありしを以て今回の延長を見るに至つたものと思はれる。

c、休憩時間　正午十二時休役、午飯後休憩（企事時間共一時間乃至二時間）舊監獄則に於ける午前の小憩を廢止せることは作業時間の延長と共に注目に値する。

d、免業日　法定免業日は舊監獄則に同じく、父母の喪に就ては一日を三日に延長した。

e、給與工錢　(一)給與額　1、重罪囚十分二　2、輕罪囚十分四　3、無定役囚十分六　4、刑事被告人同　5、懲治人同（請願懲治の制は廢止せらる）　6、科程外作業を爲す定役囚同。工錢給與の基準等には變更を見ざるも、給與率に付ては重罪囚輕罪囚共に倍加せられた。

(二) 工錢使用許可　舊監獄則と大同小異にして、特記すべき變更はなかつた。

f、科程　監獄則に於て科程の標準は內務大臣の認可を受くべき事を定め、次で認可申請に付ての下記準則を定めた。1 一時間の割合を揭ぐる事。2 科程等級は體力の强弱作業の熟否に依り五等に分つ事。（普通一人前能率を三等とす）3 等外には體力技能の試驗中又は病後者の科程を揭ぐる事。4 炊夫等の如き役業は服役時間內使役するを以て科程とする事。

g、作業賦課の標準　定役に服すべき者は其身體の强弱を分ちて業名を指定し、刑期五分の三を經過したる時は現に其の監獄に在る所の作業の中に就き出獄後自活の道を得べきと認むるものを指定すべし。但刑期一年未滿の者は此限にあらずと規定し、刑期の終末期に於ては作業の賦課に付將來の生計を斟酌すべき旨を定めた。新に作業賦課に付ての標準を定めたる點は確に一進歩と認むべきであるが、當時の當局が徒に應報觀念に囚はれ、作業の賦課に付ても刑期五分の三の進行を條件となせるが如きは寧ろ改惡の誹を免がれない。

h、外役戒護　舊監獄則と同樣であつた。

(一) 勅令第九三號（資料一）
(二) 從て各監獄署に於ても各種統計等に於て指定內作業と認可を得たる作業とを區別製表せり（資料二）
(三) 小河滋次郎日本監獄法講義

資料一

△（明治二二年七月一二日）監獄則中作業關係規定

第十七條　定役に服すべき囚人の作業は毎囚の體力に應じて之を課し一日の科程を定めて服役せしむべし但科程の標準は內務大臣の認可を受くべし

第十八條　左に記載したる日は服役を免す

一月一日二日　元始祭　孝明天皇祭　紀元節　春季皇靈祭　神武天皇祭　秋季皇靈祭　神嘗祭　天長節　新嘗祭　十二月三十一日

父母の喪に遭ふ者は三日免役す

第十九條　無定役囚にして監獄圍內に於て自ら作業を爲さんと請ふときは之を許し作業の種類は典獄之を指定す刑事被告人も亦之に準ずることを得

第二十條　懲治人には每日五時以內農業若くは工藝を教へ力作せしむべし

第二十一條　役場は男女の別を嚴隔し仍ほ定役囚無定役囚懲治人の役場は各別に之を設け其中に就き丁年以上の者と未丁年者とを區別すべし

第二十二條　定役に服すべき囚人現役一百日を經れば始めて各自の工錢を料定し之を十分して重罪囚には其二分輕罪囚には其四分を與へ餘分は監獄の費用に供す

無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業する者の工錢は之を十分して其六を與へ其餘分は監獄の費用に供す定役に服する囚人にして科程外の作業を爲す時の工錢も亦之に準ず

第二十三條　前條に依り作業者に與ふべき工錢は典獄之を領置すべし

第二十四條　囚人懲治人及刑事被告人逃走し監署に領置の貨物あるときは逃走の日より滿一箇年を經て之を受くべき者なきときは監獄慈惠の用に充つ刑死者死亡者の領置貨物にして受くべき者なきときも亦同じ

第二十五條　囚人及懲治人監署に領置の貨物を以て其父母妻子の扶助及正當の費用に充てんと請ふときは典獄其事情を取糺して之を許可すべし

明治二二年七月一六日　監獄則施行細則中作業關係規定

第二章　役法及時限

第四十二條　定役に服すべき入監人あるときは典獄醫師をして其身體を診視せしめて強弱を分ち就業簿に記入し其就役すべき業名を指定すべし

第四十三條　男囚の監獄內の作業は春米、瓦工、煉化石工、石工、碎石、鍛冶工、油絞工、耕耘、木挽工、抄紙工、木工、桶工、藁工、炊事、掃除の內を撰むべし

女囚の作業は紡績、裁縫、機織、洗濯の內を撰むべし

右の外各地方の便宜に依り他の作業に服役せしめんとするときは內務大臣の認可を得べし

第四十四條　男囚は碎石、開鑿、採鑛、土方、石工、耕耘運搬若くは監獄の用に限り獄外の役に服せしむることを得其外役に服せしむるときは鍊鐵の鎖を用て二囚每に聯絆し晴雨を問はず笠を用て其面を掩はしむべし

第四十五條　定役に服すべき者刑期五分の三を經過したるときは典獄に於て現に其監獄に在る所の作業の中に就き出獄後自活の道を得べきと認むるものを指定すべし但刑期一年未滿の者は此限に在らず

第四十六條　定役に服すべき者は風雨積雪等の爲め既定の作業に就けしめ難きときと雖他の作業に就け休役せしむべか

らず

第四十七條　科程の了否は正午と罷役前とに於て毎日二回之を檢査すべし

第四十八條　毎日囚人をして作業に就かしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及看守女監取締點檢をなすべし還房せしむるときも亦同じ

第四十九條　在監人の起床より就寢に至る迄の動作時限は別表に之を定む但作業に依り已むを得さる場合に於ては內務大臣の認可を得て其時限を伸縮することを得

第五十條　起床還房就役罷役就寢其他の動止を令するは鈴若くは柝を以てし全監一齊に動止せしむ

第三章　工錢

第五十一條　各種の工錢は其地普通の傭工錢に照し各自の技能と就役時間とに應じ一日若干と定むべし

第五十二條　免役日に於て囚人を炊事掃除病者の看護其他監獄の用に使役するときは科程外の工錢を與ふべし

第五十三條　在監人に與ふべき工錢は毎月の首に於て其前月の總計金額を本人に示すべし

在監人動作時限表

月名＼時限	起床	監房掃除竝に喫飯	就役	午飯	罷役	還房	就寢	服役時間合計
一月	午前六時	一時間	午前七時	十二時より一時間	午後三時三十分	五時迄	午後八時	七時三十分間
二月	六時	一時間	七時	十二時より一時間	四時	五時三十分迄	八時	八時間
三月	五時三十分	一時間	六時三十分	十二時より一時間	四時	六時迄	八時	八時三十分間
四月	五時	一時間	六時	十二時より一時間	四時三十分	六時迄	八時	九時間
五月	五時	一時間	六時	十二時より一時間	五時	七時迄	九時	九時間
六月	四時	一時間	五時	十二時より一時間	五時三十分	七時三十分迄	九時	九時三十分間
七月	四時	一時間	五時	十二時より一時間	五時三十分	七時三十分迄	九時	十時間
八月	四時三十分	一時間	五時三十分	十二時より一時間	五時	七時迄	九時	九時三十分間
九月	五時	一時間	六時	十二時より一時間	四時三十分	六時迄	八時	九時間
十月	五時三十分	一時間	六時三十分	十二時より一時間	四時	五時三十分迄	八時	八時三十分間
十一月	六時	一時間	七時	十二時より一時間	四時	四時三十分迄	八時	八時間
十二月	六時三十分	一時間	七時三十分	十二時より一時間	三時三十分	四時迄	八時	七時間

備考

一、就役罷役及還房の時間を除くの外は囚人にして服役せざる者、懲治人及刑事被告人にも亦本表を適用す

一、炊事又は病者の看護に從事する囚人竝に病者の起床及就寢時間は本表に依るの限りに在らず

資料二

群馬縣監獄署「年末現在囚人の作業」（明治二十四年）

監獄則施行細則指定內の作業	認可を得たる作業
抄紙工	
木工	
藁工	
炊事	
掃除	
土方	
裁縫	
計	
機工	
竹工	
計	
合計	

| | | |

掃除	女	三	機織	男	二、一九六
開墾	男	三八〇	〃	女	七二六
採礦	〃	二、八六五	洗濯	男	一五
土方	〃	三、八一八	〃	女	七四二
運搬	〃	一、〇六一	其他	男	六、九七二
監獄用	〃	一、九九九	〃	女	二二七
紡績	女	五五三			
裁縫	男	五三七	總計	男	五七、七七六
〃	女	一、四五七		女	三、七〇八

ゼーバツハ氏の監獄作業論　尙二十三年一月には我國最初の監獄官練習所設置せられ、前年來朝せる內務省獄務顧問ゼーバツハ氏主任教授として教鞭を執り、淸浦氏の所謂「文明的學理の注入」に專心した。氏は教鞭の傍官命を受けて各地の監獄を査閱し、又中央當局の諮問に應じ幾多の有益なる獻策を爲す等東奔西走席溫まらず、遂に病を獲て客死せられたが、氏の事務的才能と豐富なる學殖並國境を越へたる監獄改良の熱意とは我監獄改良の上に不滅の功績を遺した。氏の在任は僅に數年に過ぎざりしが、之が爲我監獄界が幾許の教訓、幾許の刺戟、幾許の光明を得たるや計り知るべからざるものがあつた。氏の監獄作業に關し抱懷せる意見は左の如きものであつた。(一)

一、監獄作業は行刑上囚人を矯正感化するの一手段なり、之を以て懲戒の具となさんとするは誤謬の最も甚しきものなり。若し作業を以て一の刑となし、之に由て懲苦する所あらしめんとせば、啻に矯正の目的を達する能はざるのみならず、囚人をして益々生業を嫌忌するの念を養成せしむるに至る。

二、作業の賦課は宜しく其の個人的に適當なるものを撰擇せざるべからず。

イ、若し囚人にして其の習得したる技能ある者は、成るべく之と同一若しくは類似の作業に從事せしむる事を要す。

ロ、定職なき者に對しては、宜しく自活するに足るべき相當の作業に習熟するに至らしむべし。從て自活的作業を指定する上に於て、必ずしも刑期の長短、刑期の進行等を顧慮するの要なし（二十二年施行細則には此の制限あり）

ハ、從て作業を指定するの前に於て、一應囚人の請願する所を省察するを要す。

三、作業の旨義は矯正感化を第一義とし、次に經濟上の關係をも省察すべし。

四、囚徒の工錢は普通傭工錢と大差なからしむることを要す。然らざれば終に民業に影響を及ぼすの弊あるを免れず。

五、作業賦課及民業への影響を顧慮して、作業々種を成るべく多種多樣ならしむべし。

六、作業工錢の給與に付ては放免後の監督を嚴にし、之が濫費に陷ることなき樣注意すべし。

七、官司業は監獄作業に最も適したる所の管理法なり。尙官司業をして民業と競爭するの弊なからしめんとせば、軍衙、郵便局、鐵道局、學校、鑛山局、警察署、等の需要物を製作するを要す。

（一）明治廿三年十一月華族會館に於けるゼーバツハ氏の講演（監獄雜誌第二卷第三、第四號）

民業壓迫問題の發生　我國監獄作業の民業壓迫問題として記錄上明かなるものは、明治廿五年に於ける香川縣下の傘工(一)及同廿六年宮城縣下の石磐工業者の陳情(二)を以て嚆矢とするのであるが、內務省は之に遡ること二年、廿四年八月『過度に多數の囚人を同一工業に使役し若しくは大規模を以て開設し地方人民の營業を妨害するが如き事なき樣』注意通牒(三)を發せるの事實に鑑みる時は、當時既に何れかの地に於て此の種問題の發生を推定されるのである。此等問題の起因は固より監獄作業の漸次的

發展の結果と見るべきであるが、尙當時勃興せる民權思想の伸張の餘弊とも解せられる。

（一）（前略）廿四年四月頃より高松監獄に於て傘の製造を始め、地方稅を以て廉く原料を買入れ囚徒百七十餘名を使役して盛に製造せしめ、其製造高一ヶ年凡八萬四千本に及ぶ上其販路は又張大阪に開けるにぞ、民間の製造者が辛苦經營して擴張せし販路は幾ど此監獄署の製品を以て塞がるゝに至りしとて、同業者相謀り十五名の委員を選定して昨年來谷森縣知事に對し屢次監獄にて製造することを停止されたしと出願したるも其甲斐なかりしかば、赤松高松市長ば大いに配慮して昨年十一月以來田中典獄と種々協議を遂げ、結局双方其歩を讓り合ひ今後監獄にて製造せし傘は悉く市中の同業者に拂下げ、決して直ちに販賣せざることを約し此程事漸く落着したりと云ふ。（明治二十六年二月八日大阪朝日新聞）

（二）雄勝濱石盤事業は從來村民の恒業となし依て以て口糊を凌ぎつゝありしに、近來其筋にては官山を借區し民有山を購入し、宮城集治監の囚徒二百名を使役して此業に從事せしめたるより石盤の價格非常に下落し村民はとても競爭に堪へ得ず往々口糊の途を失ふものあるを以て、村民百二十四名連署の上從前の如く之を民業に委ねられたき旨内務省に出願せりといふ。（二十六年六月二十八日時事新報）

（三）内務省警保局長通牒第五四號

國の取拂盤石濱勝雄の徒囚監治集城宮

獄務概則に於ける作業に關する規定　二十六年五月各集治監並各府縣典獄を內務省に召集して第二回典獄會議を開催し、行刑各般に亙りて訓示並に諮問を試み且獄務概則なるものを內示し、以て各監獄の獄務統一を圖り、大に獄事の改良發達を促す處があつた。獄務概則は典獄會議決議訓示の形式を以て配布せられたものであるが、其の實質に至りては當時に於ける監獄改良運動を背景とした監獄制度の一大改良——從て監獄則の實質的改正——であつた。

今其の監獄作業に關する條項中主なるものを擧ぐれば左の如くである。

a、作業新設標準　指定外の作業新設に付ては

(1)、監獄の紀律靜謐を害せざる種類なる事　(2)、生產的なる事を條件とすべき事を命じた。

b、受負業に關する制限

(1)、受負契約に付ては新聞紙に廣告し、競爭入札に付すべき事、尙(2)、科程の賦課、使役の方法及其の監督に付ては受負人に委すべからざる事を命じた。

c、作業の督勵

(1)、作業表を各人に配布し日々其の成績を考査し、尙(2)、時間科程者の監督は特に嚴密ならしむべき事を規定し、作業成績の向上を圖つた。

d、外役作業に關する諸制限

(一)　外役條件　(1)　刑期の半を經過したる者の中に就き個人的關係を省察して之を撰む事。(2)　初犯及偶發犯囚にして刑期六ヶ月以下の者は外役せしむる事を得ざる事。

(二)　外役場所制限　(1)　外役場所を實檢し、位置の適否檢束の便否を精査する事。(2)　人家稠密の地を避くる事。(3)　片道一里以內なる事。

(三)　其の他の制限　(1)　規模稍大にして十日以上繼續すべきものなる事。(2)　監獄官吏の家事に使役すべからざる事。

e、雇工錢の料定　雇工錢は其の土地の同種職業者の賃銀又は所得に對照し、少くとも三ヶ月に一回之を調査料定する事。

f、監獄需要の物品は成るべく囚人をして製作せしむる事。

g、監獄官吏はd、に記載の如く家事の爲に外役として囚人を使役することを得ざる外、尙監獄官吏需要の監獄製品購求及其の注文に關しては豫め規定を設くべき事を命じ、以て其の濫用を防ぎ且之に由て囚人と親昵すの弊なからしむることを期した。

是等は各れも既記ゼーバッハ氏の監獄作業論並獨逸監獄法の規程等を參酌導入せるものにして、我國監獄作業の施設經營に對し頗る多の改善方針を示唆したものであつた。爾來各監獄は力めて此の規程を實行に移さんことを期したが、府縣財政の困難、財界不況等に災されて容易に之が實現を見るに至らなかつたのは遺憾である。

（一）　明治二十六年五月決議訓示獄務概則（資料一）

（二）　明治二十三年十一月設置せられたる監獄評議委員會に於ては尙有害なる工業（例へば活版、製本、燐寸製造等）巧緻なる美術に屬する工藝（例へば七寶工、陶器工、陶畫工、表裝工等）を禁ずべしとの議ありたるも調合通牒等としては發せらるゝに至らずして止むだ。（監獄雜誌二ノ八）

資料一　▲獄務概則（二六年五月三〇日決議）（訓示中作業關係規定）

第七節　作業

第三十八條　監獄則施行細則規定外の作業を新設せんとするときは成るべく監獄の紀律及靜謐を害せざる種類にして且

つ生産的のものを撰むを要す

第三十九條 定役に服すべき囚人出役の際は一定の場所に於て之を點檢し了て就役服に改め之を役業別に分ちて其役場に引率すべし

第四十條 服役囚には服役時間、科程、工錢等を記載したる作業表を配付すべし

第四十一條 監獄需用の物品は成るべく囚人をして製作せしむべし

第四十二條 理髮、剃紙摺、掃除等の如き監獄用の業にして終日使役し難きものは副業として之を課することを得

第四十三條 科程を定むること能はざる作業の監督は特に嚴密注意すべし若し怠慢の者あるときは速に科程作業に轉せしむるを要す

第四十四條 外役せしむべき囚人は刑期の半を經過したる者の中に就き個人的の關係を省察して之を撰むべし但初犯及偶發囚にして刑期六ケ月以下の者は外役せしむることを得ず

第四十五條 已むを得ず外役せしめんとするときは先づ其外役場所を實檢し位置の適否、檢束の便否等を精査すべし

第四十六條 外役場及往復通路は人家稠密の地を避け且つ其片道凡そ一里以内なるを要す

第四十七條 外役の業は其規模稍々大にして十日以上繼續すべきものなるを要す

（說　明）

外役の業は其規模稍々大に相當の囚員を使役して十日以上繼續すべきものなるを要す蓋し僅小の人員を用ひ日つ短日數を以て結了するを得べき小規模の事業は紀律、檢束、經濟其他事務整理等の點に於て不利不便あるを免れざればなり　監獄官吏は如何なる場合に論なく其家事の爲めに外役として囚人を使役すべからざるものとす

第四十八條 監獄の作業を人民に受負はしめんとするときは新聞紙等に廣告して競爭入札に付すべし

第四十九條 作業を受負はしめたる場合と雖科程の賦課使役の方法及其監督等は決して受負人に委するを得ず

第五十條 監獄官吏需用の監獄製品購求及其注文に關しては豫め規定を設くべし

（說　明）

監獄官吏をして監獄製品を購求し又は其物品の製造を注文せしむることを許すに就ては豫め其種類、個數、代價及購求又は注文に關する手續卽ち其都度典獄の許可を要し又は囚人と直接して其物品を授受する能はざる等の事項を規定し置き要するに其濫用を防ぎ且つ之れに由て囚人と親昵するが如きの弊なからしむる等の注意あるを肝要とす

第五十一條 無定役囚及刑事被告人自から作業を爲さんと請ふときは科程を定めて之を許可するを要す

第五十二條 罷役のときは一人毎に其作業仕上高、作業用器具及製品等を檢査したる後一定の場所に於て通身を搜檢し通常服に改めしめ人員の點檢を行ふべし

第八節　工錢及食物購求

第五十三條 工錢は其土地の同種職業者の賃銀又は所得に對照し少くとも三個月に一回之を調査料定するを要す

第五十四條 給與すべき工錢の額は翌月五日迄に調査するを要す

（說　明）

給與すべき工錢の月額は翌月の首卽ち遲くも十日迄には各服役者に告知すべき筈なるに依り其月額の調査は五日迄には之を完了することを要す但出獄者に下付すべき工錢の調査は本條に據るの限りにあらざること勿論なり

第五十五條 屛禁處罰中は工錢を給與するの限りにあらず

第五十六條 食物購求を許し得べき者は前月間工錢の精算額其月の食費額以上の者に限る

第五十七條　食物の購求は懲罰中竝に處罰後一個月以上二個月以内之を許可せざるものとす

第五十八條　購求食物は一回一食に限り喫飯の際に配與すべし

（說　明）

購求食物は一回に喫了し得べき分量を以て定限とし喫飯時の外は之を食せしめざるを要す

日清戰爭の好影響　越えて廿七年八月日清戰爭の勃發を見るや民間業者を介して軍需品製作の委託頓に增加し、萎靡沈滯せる監獄作業も玆に再び活況を呈するに至り、加之戰後各種産業の勃興に伴ひ監獄作業の經營亦一層有利に展開し、(一)作業收入の如きも漸次增加の一路を辿り、明治三十一年には九十萬圓を超え、(二)作業々種も輸出向花莚織、抄紙、挽物等に關する就業者著しく增加し、(三)工場作業の面目は玆に一新せらるゝに至つた。

（一）群馬縣監獄署三十年三月受負契約更改に際し競爭入札に付したる結果契約工錢を四割四分增額せり（前橋監獄沿革史）

（二）警視廳監獄署は竹彫工、陶畫工、七寶工、挽物工等德島縣監獄署は花莚、抄紙、挽物等を施行す（司獄官必攜、德島監獄沿革史）

（三）明治三十三年第六回萬國監獄會議提出各監獄囚徒製作品寫眞（次頁以下）

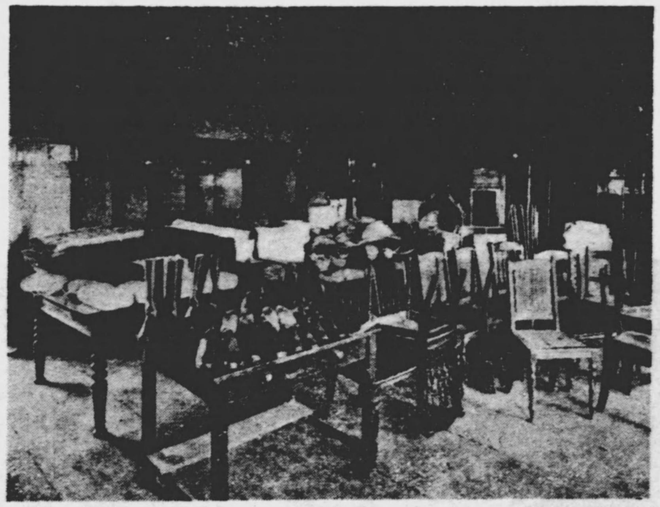

福岡監獄

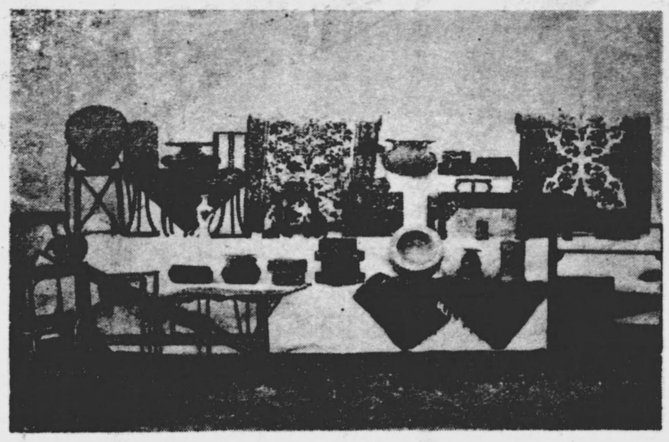

三池集治監

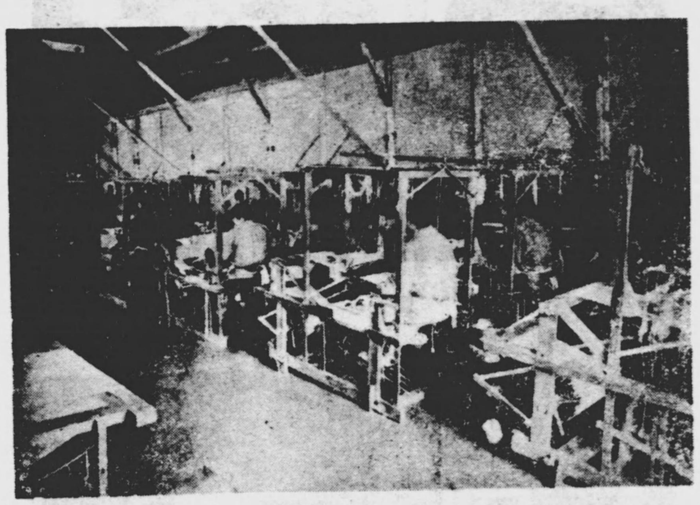

東京集治監

受負業本位への移行顯著となる　尙此の期に入るや前期に於て擡頭せる受負業は經濟界の發展に伴ひ其の進出一層顯著となるに至り、(一)德島縣監獄署に於ては官司業縮少の結果製品陳列所を廢し群馬縣監獄署に於ては二十二年度に於て既に製造業全部を受負業(二)と爲すに至つた。(三)本制度は作業資金を要せざるのみならず、製品販路の懸念なく手續極めて簡易なるを以て、各府縣は漸次受負本位の經營方針へ移行するに至つたのである。

(一)　明治三十二年全國就業延人員官司業五、八一六、九九二受負業一〇、五八八、九二九（三十一年以前に於ては官司、受負別就業人員統計を缺く）

(二)　群馬縣に於ては明治二十年受負工業の法を創設し漸次之を擴張して二十二年度に於ては作業中製造に係る分は總て之を受負業と爲せり。

(三)　1、栃木縣監獄署二十七年十二月受負人工場出入手續を定む。

2、警視廳は二十七年一月工業受負願書同契約書標準を定む。（司獄官必携）（資料一）

資料一

警視廳監獄署工業受負願書同契約書標準

監獄署告達第三號　明治二十七年一月九日　監獄署監獄支署工業受負願書同契約書標準別紙の通り相定め候條自今受負申出の者へ指示すべし

但契約日限は會計年度に依る

（別紙）

何工受負願

今般御廳監獄何署在監人を雇使し別紙契約の上同署何々工業御受負仕度保證人連署を以て此段相願候也

年　月　日

住　所
出願人　姓　名　印
住　所
保證人　姓　名　印

警視廳監獄署長典獄宛

何工受負契約書

今般何の某に於て警視廳監獄何署の在監人を雇使し何々工業を爲さんことを出願し許可相成候に付警視廳監獄署長典獄何某と該受負人何の某との間に契約を爲すこと左の如し

第一　此受負契約は受負人に於て監獄何署の在監人を雇使し何々工業を爲すを以て目的とす

第二　受負人に於て雇使すべき人員の最多數は一日何人とす
但監獄何署の都合に依り人員を減少することあるべし

第三　工業用の素品及器具器械は總て受負人より供給すべし其修繕を要するものも又受負人の負擔とす

第四　受負人より仕拂ふべき工錢は別紙工錢表に依る
監獄署長は市價の變動又は製品の種類に依り受負人に對し工錢の增加を命ずる事あるべし此場合に於て受負人は異議を申立つる事を得ざるべし受負人に於て工錢の減額を要するときは理由を具し監獄署長の許可を受くべし

第五　監獄何署は工業に關する地所及建物を受負期限中受負人に貸渡すべし
（受負人に於て建物を負擔するときは左の如く記載すべし）
監獄何署は受負期限中工業に關する地所を受負人に貸與し建物は受負人に於て自辨すべし建物の修理も亦受負人の負

擔とす

第六　受負人に於て借用せし建物の模樣替又は建增しを爲さんとするときは監獄署長の許可を受くべし
但解約のとき受負人に於て原形に復するものとす

第七　受負人に於て工業用の器具器械及素品等を持込むときは總て掛り官吏の認可を受くべし

第八　監獄何署は帳簿を備へ日々の製品を記入し受負人は製品を受取る時此帳簿に押印すべし

第九　受負人は前月中の工錢を翌月五日迄に監獄何署に完納すべし
但監獄何署は都合に依り臨時期限を定めて完納を命じたるときは受負人は期限內に速に上納すべし

第十　受負人は監獄に關する規則を遵守し掛り官吏の指揮に從ふべし

第十一　受負人又は其代理人は日々工場に出頭し諸事を整理するものとす出場する時は監獄何署より下付せる鑑札を携帶すべし

第十二　受負人は工錢保證金として工錢一ケ月分に對する概算金額金何圓（又は何々公債證書額面何圓）を監獄何署に差出し置べし
第九項の期限を過るも受負人に於て工錢を完納せざる時は監獄何署は工業を停止し該保證金を以て工錢に充て尙不足のときは本人又は保證人より徵收すべし

第十三　前條保證金は解約の時に至り下付するものとす
但受負人に於ては六項但書の處分を爲さゞる間は監獄何署は尙保證金を領置するものとす

第十四　解約のときに至り受負人に於て第六項但書の處分をなさざるときは監獄署長は領置したる保證金を以て費用を支辨し處置することを得るものとす
前項の處置を爲さんとするに當り監獄署長は保證金を以て費用を支辨し能はずと認むるときは之れが豫算を調製し受

負人又は保證人は其不足金を納付すべし

第十五　受負人に於て素品又は器具等の供給を爲さざる爲めに囚徒をして休役せしめたるときは監獄何署は前月中の工錢總高を其の人員に平均し此の額に依り休役日數に割當て金高を算出し受負人に對し納付を命ずべし此の納付を怠るときは保證金を以て之に充て尙不足のときは受負人又は保證人より追徵し且工業を停止する事あるべし前項の算出に依り難きときは監獄何署は便宜他の算出法を用ゆることを得るものとす

第十六　監獄何署は工場に存在する器具器械及素品等の取締を爲す事あるべしと雖も水火盜難其他豫知し難き災害に係り又は破損を生ずる等の事あるも如何なる場合を問はず一切其責に任ぜざるものとす

第十七　此契約は明治何年何月何日より何年何月何日迄何ケ月間を以て期限とす

但法規命令の變更及官署の都合に依り監獄署長は隨時解約することあるべし

第十八　受負人此契約を履行せざるときは保證人に於て一切引受官署に對し毫も損害を掛けざるべし

保證人他府縣へ轉住し又は事故ありて欠員のときは速に他の保證人を相立つべし

右契約の證として双方連署各一通を取替すもの也

年　月　日

警視廳監獄署長

官　姓　名　印

住　所

受負人　姓　名　印

住　所

保證人　姓　名　印

北海道集治監の拓植事業の縮少　北海道集治監囚徒の拓植事業使用は此の期に入り尙引續き續行せられ、(一)就中北見、石狩橫斷道路の殘工事及大津、帶廣間の道路開鑿は(二)各れも大規模の難工事にして、同道拓植上忘るべからざる功績の一つであつた。(三)然るに是等外役作業は檢束戒護不完全なる爲多數の逃走者を出したるのみならず、ややもすれば犧牲者續出し、(四)到底行刑の本旨を達する能はざるを以て漸次之を縮少するの方針を採つた。卽ち跡佐登の硫黃山は二十一年先づ解約し、幌內炭鑛の囚徒使用は北海道會等の輿論に鑑みて二十八年之を廢止し、道路工事も亦二十六年五月大津、帶廣間道路を最後として停止するに至つた。

（一）北海道集治監創設以來北海道拓植上の業績を擧ぐれば左の如くにして同道開拓史上幾多の紀念すべき功績を殘した。（三十一年調）

1、開墾したる地積五、二七六、〇〇〇坪、內民間に拂下たるもの多數あり。

2、道路開鑿一七八里二七丁、民間勞役に比し却て良好なる成績を收む。

3、炭鑛業、幾多の弊害ありしも漸次民間業を刺戟せり。

4、屯田兵舍の建築一、四七四棟。

5、河川浚渫延長四二里。

（二）釧路分監に外役所を設く。

（三）北海道集治監本分監を通じ二十三年五〇三人、二十四年一三六八人、二十五年六一八人、二十六年二三八人、二七年一七八人、二十八年三人の逃走者を出した。

（四）1、二十四年中死亡者北海道集治監三八人、空知分監九八人、釧路分監五二人、網走分監一八八人。

2、釧路分監の手に依て施行したる北見石狩橫斷道路開鑿の殘工事は頗る難工事なりしと且之が竣工を急ぎたる爲、囚徒は過度の勞働に因り甚しく健康を害し、就中初夏降雨連日に亙りたる爲一種の水腫病を發し、數ケ月間に死者一百名以上を出すの慘狀を呈した。（網走監獄沿革史）

3、幌內炭山外役所囚人就業上死傷者累年統計

年度	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
負傷	六人	一五七人	二七三人	七二五人	一四〇人	二三二人	四九三人	一、〇〇四人
死亡	—	—	—	—	二四	一九	一三	二〇

4、岡田朝次郎博士幌内炭坑爆發狀況報告（資料一）

5、一般炭坑夫の勞働條件も亦頗る不良にして明治十八年に於ける長崎縣下高島炭坑々夫死亡者は八七五人を算した。此の悲慘なる狀況は明治二十一年雜誌「日本人」に暴露せられ大に世人の注意を喚起し、遂に時の警保局長清浦奎吾氏の出張を見るに至つた。（渡邊幾治郎著日本社會問題史觀）

釧路分監大津外役所全景

資料一

▲舊北海道幌内炭坑の外役（岡田朝太郎明治二十七年著日本刑法論揭載）

北海道石狩國幌内の炭坑内に於ける採炭業は果して刑の目的を達することを得るか、本問は一見刑法に關係なき時事の政治論なる如しと雖も余は該所の如き礦坑中に於て囚徒を使役し、以て改悛復善と云ふ刑の一大目的を達し得るか否やと云ふ學理上の問題を決する一證とせんと欲するに過ぎず、從て直接に刑法の實効の有無に關する研究と考ふるなり。幌内の炭坑中余は瀧の澤の炭坑に就て囚徒を使役する狀況を見聞せり。此に入らんと欲すれば外套を着し手燭を携へざる可らず、坑内暗黑にして夏と雖も寒氣不時に襲來すればなり。

坑口の幅凡そ三間餘鐵軌を布設し荷馬車の往復に便す、數百尺を進めば天井漸く垂れて又馬車を通ぜず而れども人は仍ほ之を往來することを得、更に進んで幾千尺の深きに達すれば腰を屈して僅かに歩行すべし。數多の枝坑あり上下左右に岐るゝの狀樹枝に似たり、匍匐して横坑に入れば業に就く囚徒亦匍匐横臥炭を碎くの聲丁々たりと雖も燈火明暗、面を辨する能はず、坑内囚徒を使役するの方、一日を二分し、十二時間を就業時間とす、其外役に發遣せしめられたる囚徒は又之を二分し、一を晝間の就役に充て一を夜間の就役に充つ坑内の狀況と就役の方法とにより囚人の衛生上品行上如何なる影響あるか、余は先づ内科諸病を述べ次に外科的疾患に及び最後に品行を一言せん。囚徒は喫飯に定時なく隨時隨意に飲食す。飲料は河水なり。腐敗して飲料に堪へず、而れども囚人は之を飲むことありと云ふ。一方に於て彼等は夜間に3回の食事をなすも慣習となれば著しき害なしと。而るに該坑の囚人は輪番就役の法に因り一週毎に晝夜を變換するが故に本週は晝3の食事をなすも來週は夜間3食して且之に定時なし。此事情は該炭坑の囚徒に消化機病慢性の腸胃諸病及び一種の下痢病を多からしむるに至る。

坑内は氣候の激變甚し、余其原因を知らずと雖も爲に坑内の囚徒は感冒に罹ること少しとせず、空氣は風車、其他の手段により人工的に注入するものにして供給時に完からざるあり。便所と食堂との別なく遊動する所の炭坑瓦斯と炭粉とに合して惡臭塵埃交々鼻口に入り遂に囚人には一種の肺病を誘起せしむ、塵埃肺勞又は礦夫肺勞と名くる難治の重病にして炭粉と感冒とが其主たる原因なりと云ふ。空中に飛散する炭粉の量の多きは衣服の色に徴して大體を推察するに足る柿色の囚衣一週日前後にして鼠色となり月を閲すれば闇黒色に變ず。余實物一個を有すゝを見る毎に酸鼻に堪へざるなり。

外科的諸病は主として負傷なり、次を猥褻の所行に基く一種の疾患とす、負傷は落磐、落炭瓦斯爆發に基因するもの多し。幌内炭坑の土質は甚だ脆鬆なり、石炭に岩石土砂を混じて成れる土層時々崩落し囚人を害す、之を落磐と云ふ又坑内の横道は凸凹常ならず、加ふるに狹隘不便なるを以て高所に採掘したる石炭は壘大の箱に滿載し傾斜に任せて之を衝落す。晉暗黒なる坑内の反響に落雷の如し避けんとして隙を得ざれば容易に一手一足を失ふ事あり。之を落炭と稱す、坑内に於て瓦斯の輕きものは浮游して上部に在り、手燭を手にして往來するもの之を高く提ぐるも低く携ふるも共に爆發の危險なき克はず、實に礦坑内の瓦斯の爆發に因て人命を害するの多きは常に聞知する所にして、幌内の如き又其例に漏れざるなり。結局該炭坑に於て使役する囚徒は大凡一千人而して負傷者の數は明治十六年に七十九人、十七年に二百三十五人、十八年に三百十五人、年々此の如く增加し終に廿五年には實に千五百九十五人の多きを致し、一人2回近くの負傷をなすに至れり。余が該所を巡見せしは明治二十六年夏なりき當時癈疾者の總計二百〇六人、或は一手なきもの或は一足なきもの空知の分監内に徘徊し五十以上の盲目者一所に整座し、輕役として綿の塵埃を擇分けつゝあるを見殆んど云ふ所を知らざりき。島地に在るの囚徒固より兇奸無頼の輩多し而れども薄暮手を失ひしもの教導となり、盲者背後より前者の帶に縋りて連々夫の五十以上の盲囚監房に歸るの狀を見るもの誰か克く酸鼻の情に堪へんや。

矢の如く有害危險なる坑内に入るものは好んで死地に進むものと云わざる可らず、普通の感情より云はゞ該所に發遣せしむるの命を受けたる者は屠所に就くの思ひあるべき筈なり。而るに事の實際は之に反して囚徒の中には寧ろ之を喜ぶ者多き傾向あるは何ぞや、該炭坑は坑中の面積廣からずと雖も支道の數頗る多く延長すれば其距離十三里の多きに達し採炭一日を加ふれば若干を增加す。十五里二十里に至るも又計る可らざるなく。今假に五十人の戒護者を置くとするも八丁に一人弱の割合にして一個の手燭は八町を照らすに足らず、況んや坑口に十分の戒護者あるのみにして内を巡回する者極めて僅少なるに於てをや爰を以て囚徒の爲さんと欲する所は大抵之を爲す事を得。

第一は逃走なり、囚徒は採炭の折斧頭に木根の現るゝを見て土皮の近けるを察し、更に外部に向て坑道を穿ち逃走の機を得るなり。此の如き方法と他の間隙とに乘じ逃走したるもの明治十五年には2人、十六年には22人、十七年に15人、二十二年1人、而して廿四年には48人の多きを至し翌年は11人、平均一年10人の逃走囚を出せしと云ふ其戒護者の爲し得る丈に注意をなし、此の如く多數の逃走を出すに至るは全く地形の然らしむるものに非らずして何ぞや。

第二は喫烟丼に美食を爲すの機會ある是なり。該炭坑内には囚徒の傍に良民の礦夫常に來往す、礦夫が此の如き物品を贈與、交換賣買する如き不正の所爲なきは我輩之を信ずと雖も屢々往復するの際には遺失若くは置忘るゝ事なしとは斷言する克はざるのみならず、竊取、奪掠の途に長けたる囚人は之を獲るの惡手段を廻らす事あるべし。此の如くにして制規以外の美食を喰ひ烟草を喫し處罰を受けたる者少らずといふ（後には良民を交へず）

第三は飲酒なり曾て坑内に出入する礦夫にして荷車の下に處分をなしたることありと言へば、現時此の如き曲事の跡を斷ちたるや我輩之を疑わず而れども囚徒は坑内に於て自ら酒を醸すの道を知れり。卽ち飯米幾分を貯蓄し其相當の量を得るに至りて坑内適宜の岩窟を鑿穿し之に米を投じ藺を掩ひ火を加へて醱酵せしむといふ、坑内處々に廢坑と稱するものあり、炭の取るべきもの無きに至りて木を横へ人の出入を禁ず瓦斯之に充滿し容易に近くものなきに乘じ、眞の廢坑若くは渠徒の廢坑と稱するもの、内には時に酒、煙草、食

物等を貯藏するあり現に昨年の末にも貯蓄藏一個を發見せりといふ。

此の如く美食に腹を充て煙草を喫し酒を飲み醉に乘じて何事をかなす曰く賭博曰く猥褻の所行是なり、賭博は金錢を有せざるも一日一噸の定役外に採掘したる炭を賄し、勝ては他人の勢力の結果を以て己の定役の額に充たして官吏を欺き暇あれば酒の製造をもなさん猥褻の所行をも爲さん、終に炭坑內は規律嚴肅なる監獄に比して彼等の爲に桃源仙境の想あるに至らしめ、無賴不治且つ刑期の遼遠なる囚徒は死を冒すも之に行かんことを望み、悛改自新の途に上りて自ら身を重ずるの輩は屠所に就くの歩をなすの事情あるもの〻如し。

以上は余が明治二十六年中該炭坑を巡見せし時見聞したる所の大略なり。爾後一年餘遂に該炭坑に於ける囚徒の外役は全廢されたるを以て再び既往を喋々するの要なし、獨り將來之に類似の起業あらば亦多少の參考と成るべきを以て全文を存する事となせり。

第五節　明治三十二年監獄則時代

監獄則、同施行細則一部改正中作業改正事項　既に述べたるが如く、我國多年の懸案にして、且監獄改良の目標たりし條約の改正も明治三十二年七月漸く實施の運びとなつたのであるが、監獄則は明治二十二年の制定にかゝり既に幾多改正を要する事項あるのみならず、外國人の拘禁に關しては何等規定する所なく差當り之が實施に支障を感ぜし爲條約實施と日を同ふして監獄則及び同施行細則の一部改正を行ふことゝした。今次改正中監獄作業に關する改正事項(一)の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

a、作業賦課の標準を定めたる事。從來は作業賦課に付ては單に每囚の體力に應ずべき旨を規定せるに過ぎざりしが、今回は尙此の外刑名、罪質、年齡、技能、將來の生計等を斟酌すべき旨を定め、行刑個別化の理想、就中作業の職業訓練主義を明確にしたることは行刑制度の一大進歩であつた。これは當時ゼーバツハ氏等の影響を受けて作業の敎化目的が强調され職業訓練的意義を重視するに至れる結果にして、從來動もすれば收益主義若しくは懲戒主義に傾かんとする監獄作業制度の一大轉換を試みんとしたものであつた。

b、作業種類に付ては認可主義を採る。從來は作業種類を指定し指定外の作業新設に付ては認可を受くる事としたが、今回は更に作業の統制を强化し作業の新設に付ては總て認可を受けしむる事としたのである。

c、給與工錢計算規準の變更、從來に於ける重罪輕罪に依る區分の外犯數、賞表箇數等に依り差別を設け、尙再入者にして刑期一年以上を經過し作業に勉勵する時は初入者の例に準ぜしむることゝなし、大に囚徒の改悛助長を圖つた。極めて小範圍ではあるが就業者の行狀をも給與工錢計算の規準となしたるは作業制度の一大進歩にして、給與工錢は此の時既に幾分作業賞與金的性質を帶ぶるに至つたのである。

d、臨時服役を免ずる規定を置く。外國人に對しては各、其の國の國祭及宗敎的祭日に免業を認むる事としたのである。

e、日曜就役を廢せる事。從來は敎誨は免役日又は日曜日午後に行ふ旨を規定せるも、今回之を改め單に日曜日と規定し監獄則施行細則說明通牒に於て日曜日の敎誨は午前に於て爲し、日曜日の午後は面接、發信、理髮、書籍の看讀、衣類の洗濯補綴其の他の用務に充てしむべき旨の解釋を示した。(二) これ亦當時の監獄改良論の產物にして、收益主義作業經營に對する反動と見るべきものであつた。

f、作業科程は等一を以て定む。從來科程は五等に分ちたるを等一となし、未熟者に對しては習熟期限を定め、之が經過後は極力作業科程の勵行を期したのである。從來の方法は幾多の煩雜なる手數を要するのみならず反て不公平の結果を招くことあるに鑑み「普通一人の働高」を以て等一に之を定め、老者、幼者、病弱者、不具者、未熟者に付てのみ除外を設くること

とゝしたのである。

（一）明治三十二年七月勅令第三四四號監獄則中改正（資料一）

（二）1、此の解釋通牒に依り全國的に日曜全休の制を採るに至りたるも、數年ならずして監内秩序維持並作業督勵上日曜日半休となすもの漸次增加した。

2、京都監獄に於ては明治三十四年以來日曜半休となし之が爲に三十八年度工錢の增額二、四八五圓を算した。

資料一

▲明三二年七月一七日監獄則中改正（作業關係規定）

第十七條　定役囚の作業は刑名罪質年齡技能將來の生計等を斟酌し各自の體力に應じて之を課す

第十八條　に左の三項を加ふ

前二項の外内務大臣の認可を得て臨時服役を免ずることを得

炊事洒掃其の他監獄の必要に因り使役する者は免役せしめざることを得

第二二條　定役囚現役一百日を經たるときは重罪囚には其の工錢の十分の一乃至五輕罪囚には十分の二乃至六を給す

無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業する者には其の工錢の十分の七を給す定役囚にして科程外の作業を爲す時の工錢も亦前項に準す

第二三條中「典獄」を削る

▲監獄則施行細則　内務省令第三十八條　明治三十二年七月十九日

第二章　作　業

第三十六條　作業を指定せんとするときは先づ醫師をして其就業すべき者の身體を診査せしむべし

第三十七條　作業は科程を定めて服せしむべし

科程は普通一人の働高を以て等一に之を定む但老者幼者病弱者不具者未熟者等は此限に在らず

炊事洒掃看病等科程を付し難きものは一定の就業時間を以て一日の科程とす

第三十八條　監獄作業の種類は内務大臣の認可を受くべし

第三十九條　外役せしむべき囚人は刑期二分の一を經過したる者の中に就き之を撰むべし但刑期二分一を經過せざる者にして特別の必要あるときは内務大臣の認可を經て外役せしむることを得

刑期六箇月以下の者及女囚は外役せしむることを得

第四十條　外役に服せしむるものは錬鐵の鎖を用て二四毎に聯絆し晴雨を問はず笠を用て其面を掩はしむべし

外役の囚人は看守二人以上をして戒護せしむべし

第四十一條　理髪剃紙摺掃除等の如き監獄用の業にして終日使役し難きものは副業として之を課すべし

第四十二條　作業の出來高は毎日一回各囚に就き之を檢査すべし

第四十三條　科程の了否は一箇月分を積算調査して之を定むべし

第四十四條　服役せしむべき在監人は左の時間就役せしむるものとす但地方の狀況又は監獄の構造に依り内務大臣の認可を經て伸縮することを得

一月（十二月）七時間　十一月　七時三十分間　十月　八時三十分間　二月　八時間　三月（九月）九時間

四月　九時三十分間　五月（八月）十時間　六月（七月）十時三十分間

第四十五條　無定役囚及刑事被告人にして作業に服する者には本章の規定を準用す

第三章　工　錢

第四十六條　作業の工錢は其地普通の傭工錢に照し各自の技能と就役時間とに應じ之を定むべし

工錢は六箇月に一回以上を調査料定するを要す

第四十七條　定役囚には左の例に從ひ工錢を給與す

一、初入者には重罪囚十分の二、輕罪囚十分の三

一、再入者には重罪囚十分の一、輕罪囚十分の二

但再入者にして刑期一年以上を經過し作業に勉勵するときは初入者の例に準ずることを得

第四十八條　免役日に於て囚人を使役するときは科程外の工錢を與ふべし

第四十九條　屏禁處罰中は工錢を給與せず

第五十條　在監人に與ふべき工錢は毎月十日以内に於て其前月の總計金額を本人に示すべし

監獄作業に依る六大監獄建築　次で三十三年十月監獄費國庫支辨實施となるや監獄改良の第一着手として監獄建築計畫を立て、明治三十四年度より鍛冶橋、千葉、長崎、鹿兒島、石川、奈良の六大監獄の改築に着手し、各れも專ら囚徒の勞力に依りて工事を進め三十八九年を以て全部竣工の豫定であつたが、途中日露の戰役に會し事業繰延の爲之が全部の完成は數年の後となつた。之が爲に使用せる營繕夫の延人員は毎年度七十萬人を上下し(一)延て監獄作業收入にも尠なからざる影響を來せることは又已むを得さる處であつた。

(一)　明治三十九年度營繕夫延人員千葉一一九、九一三金澤　九五、九四〇　奈良一五四、二二〇九　長崎一九八、一五七　鹿兒島一三九、一一四人

民業壓迫問題再燃　明治二十五、六年に於ける香川及宮城兩縣の民業保護陳情以來久しく民業壓迫の批難あるを聞かざりしが、明治三十四年二月東京に於て相前後して傘骨製造業者及煉瓦業者の民業保護の陳情を爲すものあるに至つた。仍て司法省は元司法大臣金子堅太郎氏を會長とする日本工業協會に對し、監獄作業選擇要項の調査を依囑し、民意の暢達を圖ると共に作業施行上に付ても一層の注意を拂ひたる爲、兩來殆ど之が餘燼を留めなかつた。日本工業協會の答申せる監獄作業選擇要項は左の如くであつた。

○監獄工業調査に關する日本工業協會決議書（明治三十四年六月）

監獄作業の目的は單に刑罰の執行に在り固より之を以て營利の具と爲すべきに非ず、亦況むや民業と競爭するが如きに於てをや、然れども作業の種類如何に依りては或は充分に行刑の旨義を貫徹すること能はざることあるべく或は亦民業を制壓するが如き弊を來すことあるべし。故に監獄作業を撰擇するに當ては先づ此二樣の方面に向て遺憾なきを期するを要す。本會は乃ち此方針に據り作業撰擇の要項を定むること如左

第一監獄作業の種類は手工業たるべく機械工業たる可からざること。

理由　犯罪の原因は多く貧困にして生業なきより來る故に囚徒の出獄後獨立自營の途を得せしむるは犯罪を再びせしめさる爲めに極めて必要の問題にして、行刑の主意亦玆に在り、監獄作業は卽ち此目的を以て撰擇せざる可らず、而して手工業の如きは最も出獄後の獨立自營に適する方法なりと信ず。彼の機械力を應用する工業に至りては巨多の資本を要し到底刑餘の徒の獨力經營し能はざるは勿論、監獄にして斯る大裝置の工業を試むるに於ては必ず民業を制壓して其發達を阻害するの弊を生ぜむ、且亦之を囚徒の監督上より見るも手工業は容易にして機械力を應用する工業には困難なる場合多きこと言を俟たず。

第二、監獄作業の種類は成るべく多種多樣なること。

理由　監獄の作業は囚徒の體力及び技能に應じて課すべきものなれば其種類は自ら多様ならざるを得ず、亦多様なるを以て行刑の目的に添ふのみならず、各種事業に對する生産高尠く隨て民業と競爭するの虞少しと信ず。

第三、監獄作業の種類は成るべく半製品なるべきこと。

理由　監獄の如き營利を目的とせざる者に在りて極廉なる勞力を用ひ、旺に精製品を産出する時は其結果忽ち民業を制壓するの虞ありとす。若し之を半製品に止めむ乎必ず一たび民業者の手を經由して市場に出づべく隨て民間製品と其價格平均するを得て以て、一方に於て民業阻害の虞を避け得ると同時に他方に於て監獄囚徒の作製品なりとして世人の之を嫌惡するの憂を覩ざるなり。

第四　監獄作業は監獄又は公私の慈善事業に關する病院等の需要品を供給するの方針を取る可きこと。

理由　歐米の監獄にては或は政府の需要品を製造するの方針を取るものありと云ふ。然れども我國の現狀を觀るに工業品の最大需要者は實に政府なり、殆んど我國の工業は政府の需要を俟ちて起ると云ふも過言に非らず、故に若し監獄に於て旺に此需要に應ずる時は民業の發達に影響する所ろ輕少ならざるなり。是れ歐米とは聊か其方針に異なるあるを要する所以なり。然れども監獄自身若くは慈善の目的を以てする公私の病院養育院等に於ける需要品の如きは固より此限に非らずして寧ろ其適當なるを認む。米國イリノイズ洲に於ける監獄抔は現に之を實行しつゝあり。

第五、監獄作業の撰擇は其地方商工業者に諮問して之を決すべきこと。

理由　工業は元と地方的性質を有するが故に作業の種類如何に依ては直接民業に影響を來すこと、亦た尠小ならず果して何種の作業が最も適應せるやは其地方商工業者に諮問して決するを上策なりとす、嘗て伯林商業會議所は一般獄制調査の爲め民間より監獄評議員を擧ぐるの議を決したりと雖も我國に於ては恐らく其必要無からむ、然れども單に作業撰定の爲めに民間商工業者に諮問するは寧ろ其必要ありと信ず。

監獄作業規程の創定其の他作業事務刷新　これより先司法省は監獄作業の發展に伴ひ福島、秋田、茨城、北海道等各地に作業に關する瀆職事件の續出せるに鑑み、作業事務整備の必要を認め、明治三十五年三月「監獄作業規程」(一)並「監獄作業に依り製作する物品經費整理方」(二)等を定め作業事務の刷新を圖る處あつた。かくて作業經營方法として官司、委託、受負の區分始めて明確となり作業諸帳簿の樣式亦統一を見るに至つたのである。

(一)　明治三十五年三月司法省訓令第一條（資料一）

(二)　其他此期に於ける作業事務整理上制定せられたる重なる事項は左の如くである（明治監獄年譜參照）

1、三十四年作業種目別標準表。2、三十五年六月官傭夫の定員並其料定工錢、（資料二）3、同年十一月傭工錢を支出せざる直營工事從事者其他の監獄傭夫は製表の際朱書すべき件。4、三十八年三月作業科程標準表記載例。（資料三）

資料一

▲司法省訓令第一號（明治三十五年三月十九日）

監獄作業規程

第一條　監獄作業の種類は規律及健康を害することなく且生産的のものを撰むを要す

第二條　作業新設の認可を申請せんとするときは其の種目、施行方法、人員及其種類、科程工錢竝工場、器具器械の設備等に付意見を詳悉するを要す

既設の作業を廢止したるときは其都度司法大臣に報告すべし

第三條　新たに外役を興し又は內役を外役に變更せんとするときは前條第一項に揭ぐる事項の外其の服役者の撰擇及取締上に關する意見を詳悉し司法大臣の認可を受くべし

第四條　科程又は料定工錢を變更したるときは其都度司法大臣に報告すべし

第五條　作業を指定せんとするときは先づ監獄醫をして其の者の身體を診査せしめ刑名、罪質、年齢、技能、將來の生計及體力を省察して之を定むべし

第六條　科程は其地方の情況に依り普通一人の働高を以て之を定め老者、幼者、病弱者、不具者、未熟者に對しては相當の定量を指定するものとす

未熟者の習熟期は凡そ一百日以内を以て之を定むべし

第七條　作業事務整理の爲め各監獄に作業主任書記を置くべし

作業に關する物品擔當者は作業主任書記を以て之に充つ

第八條　作業主任書記は毎日一回以上各工場を巡視すべし

第九條　工場に二名以上の看守又は女監取締を配置する場合に於ては其の内の一名を以て作業擔當者たらしむべし

第十條　各工場には科程及料定工錢表を掲出すべし

第十一條　作業出來高の檢査は看守又は女監取締立會者と共に之を行ふべし

第十二條　作業の成績は毎日看守又は女監取締之を日課表に記入し翌月三日迄に作業主任書記に提出すべし作業日課表は第一號書式に依る

第十三條　作業主任書記前條の日課表を受けたるときは其の月十日以内に之を整理すべし

第十四條　再入者にして初入者に準じ工錢を給與する者は行狀善良にして作業に勉勵し常に科程を了へ素品、製品、器具器械の取扱に注意する者たるを要す

第十五條　初入者に準じ工錢を給與する者處罰を受け又は作業に怠慢なるときは情狀に依り之を取消すことを得

第十六條　作業主任書記は前月分の給與工錢明細書を毎月十日以内に所屬仕拂命令官に送付すべし但仕拂命令官を置かざる監獄支署に在ては當該支署長を經由すべし

第十七條　監獄の營繕工事又は監獄需用の物品製作及人夫の雇傭は可成囚人の勞力を使用すべし

第十八條　囚人の使役に關しては受負人又は依託者をして干與せしむることを得ず

第十九條　官に屬する器具、器械、素品、製品は受負人又は依託者に屬するものと嚴隔整理すべし

第二十條　作業に要する物品は鎖鑰ある倉庫又は物置に收藏すべし但し特別の事情あるものは此限にあらず

第二十一條　受負人又は依託者に屬する器具、器械素品及製品の保管出納に就ては相當の取締法を設くべし

第二十二條　作業に使用したる器具、器械は毎日罷役時に於て看守又は女監取締其の品目、數量、形狀等を嚴密に點檢すべし

第二十三條　物品の製作又は修繕は典獄、分監長、支署長の命令あるにあらざれば之に着手するを得ず

第二十四條　物品の製作又は修繕は作業主任書記に於て典獄、分監長、支署長の決定を經て製作命令書を看守又は女監取締に交付すべし

製作命令書は第二號書式に依る

第二十五條　服役者又は服役者に對し直接に製作を指示すべき者には依託者の何人たることを知らしむることを得ず

第二十六條　製作品又は修繕品成工したるときは作業主任書記に於て成工報告書を作り典獄、分監長、支署長の決定を經て製作品は物品會計官吏に修繕品及委託品は其の注文者に引渡すべし

成工報告書は第三號書式に依る

第二十七條　二回以上の複生産を經て成工する製作品は其の都度前條の手續を爲すべし

第二十八條　依託品成工したるときは作業主任書記は依託者に通知し十日以内に代金納付の上現品を引取らしむべし

第二十九條　製作品は素品代及工錢を以て其原價とし左の各項に依り賣却すべし

一、監獄需用の物品は原價を以てすべし

二、他に賣却するものは市價を標準とし製品により相當の益金を加算すべし

第三十條　作業主任書記は製作上遺殘の素品は努めて他に之を利用するの道を講ずることを要す素品の切屑、鋸屑、鉋屑等の類にして利用の途なしと認むるものは取纏め少くとも毎月一回其品目、數量を記載し典獄、分監長、支署長に報告すべし

第三十一條　作業主任書記は左の帳簿及諸表を整理すべし

一、工場器具器械基帳（第四號書式）
一、傭役工錢原簿（第五號書式）
一、工場素品受拂簿（第六號書式）
一、作業日表（第七號書式）
一、作業月表（第八號書式）

第三十二條　作業主任書記は第六號書式に依り毎月十日迄に前月分の雇傭工錢報告書を典獄、分監長、支署長に提出すべし

雇傭の事實止みたるときは其の都度前項の手續を爲すべし

第三十三條　監獄作業を受負に付せんとするときは競爭入札に付するを要す但競爭入札に付し難き事情あるものは隨意契約に依ることを得

第三十四條　受負業は一人に對し數個の業を受負はしめ若くは同一作業を二人以上に受負はしむることは可成之を避くるを要す同一作業に五十人以上を傭役せしむることも亦同じ

第三十五條　受負人は身元確實にして工錢二ヶ月以上の保證金を提出するもの又は身元確實なる二人以上の保證人を立つるものなることを要す

第三十六條　受負契約は左の事項を具備するを要す

一、作業の種類
二、傭役人員竝其の增減方法
三、工錢の算出竝其の增減方法
四、受負期限竝其の解除方法
五、工場、器具、器械、素品、授業手等の設備及負擔區分
六、素品及製品受渡の方法
七、受負人の事故に依り休役せしめたるときの處分方法
八、受負人に屬する物品の毀損減失等に對しては監署は賠償の責に任ぜざること
九、受負人は監獄に關する法令を遵奉し監獄官吏の指揮命令を受くること
十、工錢の納期は翌月十五日以內を以て定むること
十一、工錢の納付其の他の義務を怠りたるときの處分方法

附　則

第三十七條　本規程は明治三十五年四月一日より之を施行す但現に受負契約期限中に係り本規程に依り難きものは該契約滿期の日迄之に據らざることを得

資料　二

▲監獄傭夫の人員竝料定工錢の標準（明治三十五年六月監甲第三七七號）

監獄に於て囚人使役に係る炊夫、掃除夫、看病夫理髮夫の常人員竝其料定工錢は自今別紙標準に依り施行相成度此段及

通牒候也

追て焚夫水汲夫其他雜役等の名義を以て本文炊夫、掃除夫等の補助を爲さしむる様の事有之候ては本標準施行の主旨にも相反し候義に付右等の義無之様御取計相成度爲念此段申添候也

一、炊夫の常置人員は左の各項に依る

一、監獄署（集治監、同分監とも以下同し）に在ては在監人五百人までは八人以内とし在監人五百人以上は左の割合に依り增置することを得

一、在監人千人未滿の監獄署は百人に付一人

二、同千人以上二千人未滿の監獄署は百二十人に付一人

三、同二千人以上の監獄署は百五十人に付一人

二、監獄支署に在ては在監人百人まで四人以内とし在監人百人以上は八十人を加ふる毎に一人を增置することを得

但在監人四百人以上の監獄支署は監獄署の例に依る

三、炊事場の構造又は監房工場の配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を增置することを得

二、掃除夫の常置人員は左の各項に依る

一、監獄署に在ては敷地六千坪までは六人以内とし六千坪以上は千坪を增す毎に一人を增置することを得

二、監獄支署に在ては敷地二千坪までは三人以内とし二千坪以上は千坪を加ふる毎に一人を增置することを得但六千坪以上の監獄支署は監獄署の例に依る

三、敷地内の建物の多寡及配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を增置することを得

四、監獄改築場にて使役する者及下掃除に從事するものは定員以外となすことを得但下掃除は可成副業となすを要す

三、看病人の當置人員は病監に收容する患者二十五人以下とし以上病監患者二十五人を加ふる毎に一人を增置す但病監の構造又は患者の病症等によりては特に增減することを得

四、理髮夫の常置人員は左の各項に依る

一、每監獄拘禁男子五百人までは二人以内とし拘禁男子五百人以上は四百人を加ふる毎に一人を增置すること得但加へて九人を超ゆることを得ず

拘禁男子三百人以下の監獄に在ては理髮夫は成るべく副業となすを要す

二、理髮夫を副業となす場合に於ては前號の例を用ゐず

五、炊夫、掃除夫、看病夫、理髮夫の料定工錢は左の各項に依る

一、每監獄前年度に於ける總囚人平均工錢額を倍加したるものを以て料定工錢とす但實際の狀況に依り特に二割以內を增減することを得

二、前號平均工錢額に依り婦女は女囚の平均額に依る

三、水汲夫、焚夫、薪割夫等の料定工錢は炊夫の例に依る定員外に使役する掃除夫の工錢は適宜低減することを得

資料三

▲作業科程の標準（明治三十八年三月司法省監甲第三二八號）

作業科程の細別は各監獄區々にして作業新設の申請若くは科程工錢變更報告等の場合比較する事能はず作業經營上の不便少からざるに付其標準を別紙の通り相定め候條爾來申請及報告等の場合は勿論現行の科程も右に依り改正相成度此段

及通牒候也

追て本文に依り現行の科程を變更せられたるときは報告相成度此段申添候也

作業科程標準

一、科程は分業毎に其物品製作の着手より仕上に至る順序に依り區分するを要す

二、科程は一時間のものを以て調査すべし其單位の稱は別表に據る

三、科程は度量衡若くは個數を以てするの外把、綛、束等の分量一定せさる名稱は凡て用ひさるを要す

作業科程標準表記載例

一、指物工、竹細工、桶工等の細目中分業の爲め更に之を細分せさるを得さるものあるときは細目の次に細節の一欄を設け科程標準第一項の例に依り記載すべし

二、科程を定め難くして時間科程とするもの（雜役の類）あるときは其役務の別を摘要欄に記載すべし

三、製品中幾分の加工せられたるものを受取り更に之に加工する場合には其既に加工せられたる部分を備考に附記するを要す

四、同一種目中男女科程を異にするものは其男女の別を科程欄の上部に附記すべし老者幼者等も亦同じ

作業科程標準表

種目	細目	摘要	科程	工錢
木綿織				
	糸繰		何	匁
	管巻		何	匁
			百目ニ付	
			何	匁
			同	

種目	細目	摘要	方	延	方	備考
木綿織			巾何尺何寸長何丈何尺ヲ以テ一反トス	何	反	十反ニ付
	糸繰		機ハ手機ト機械機、巾ハ大巾ト小巾、縞ハ無地ト竪縞ト横縞トニ分ツ	何	尺何寸	一丈ニ付
	管巻					

備考

一、糊付ヲ專業トスルモノアルトキハ其細目ヲ設クルコトヲ得

二、綾方ハすニ止ム

三、横縞ニシテ杼ノ數ニ依リ科程ヲ異ニスルモノハ杼數記入ヲ要ス

四、尺ハ鯨尺ニ依リ記載スルヲ要ス

以下略

本期當初の作業狀況

日清戰役後に於ける產業界は幾多の波瀾を描き、明治三十四年の恐慌等ありて財界の景況必ずしも監獄作業に有利ならさりしも、當局者の不斷の努力に依り監獄作業は概ね順調なる發達を遂げ同年度作業收入は遂に百二十萬圓を突破するに至つた。然るに同三十六年に入るや日露間の風雲危險を孕んで事業界の不振一層甚しく、監獄作業又之が影響を受けて各監獄の作業經營困難を極め作業收入亦九十九萬圓に著減するに至つた。(一)

前項民業保護陳情の如きも財界不況の一打開策とも認むべきものであつた。

（一）囚徒工錢、製作收入累年統計

年次	囚徒工錢	製作收入	作業工錢
明治三十二年			八八八、七六一円
〃 三十三年			九六一、〇九〇

明治三十四年	一、二四七、〇〇〇円	一、〇〇二、〇〇四円
〃 三十五年	一、〇八二、〇〇〇	一、〇四二、三一九
〃 三十六年	九九五、〇〇〇	一、〇六七、九九〇
〃 三十七年	一、〇〇八、八九四	一、〇〇七、一四五
〃 三十八年	一、一四六、二六二	一、〇八四、四五三
〃 三十九年	一、一六六、六八八	一、一六四、二五四
〃 四十年	一、二四四、五六四	一、三〇〇、二四三
〃 四十一年	一、二五三、三四〇	一、三二八、四三三
〃 四十二年	一、三三三、六九六	一、四二六、四〇七
〃 四十三年	一、四二一、六〇三	一、四二一、六〇三
〃 四十四年	一、五三四、八三一	一、七二二、二〇三
大正元年	一、五七四、六〇七	一、七〇〇、四一六

備考　三十五年以後製作收入の減少せるは財界不況の影響及六大監獄建築工事の進行並に三十五年度より官傭夫の傭工錢は支出を要せざるに至りたるに因るものと認めらる。

日露戰爭の好影響　かくて翌明治三十七年二月日露戰役の開始を見るや商工業界の打撃一層激甚にして、受負業の廢止、減少、工錢の減額申出續出し作業經營は一時頗る苦境に陷りたるも、同年下期に入り軍需品の註文著しく增加し、越えて三十八年打續く戰捷に伴ひ產業界は再び活況を帶び、受負作業の復舊、擴張若くは新設の申込續出し、作業收入又漸增して明治四十年度には百二十萬圓を超え一人平均十七圓七十錢となり、殆ど三十四年度の舊に復するに至つた。

尙當時在監者は各れも振古未曾有の時局に感激し自ら進んで就業時間の延長を申出で、或は免業日に自發的に就業を出願する等各れも銃後の熱誠を發揚し、就中軍需品の製作に從事する者にありては全力を擧げて奮勵し力めて良品を製出する等眞に涙ぐましいものがあつたことは特筆せらるべきである。

（一）1、甲府監獄、作業は戰役以來一般商況の不振に伴ひ製品不捌の狀況に陷り受負業に付ては木綿織及足袋底織を廢止し、賃石工は人員減少と工錢の減額を爲すの已むを得ざるに至れり、而して著しき影響を受けざるものは麥稈工のみなり。（三十七年監獄事務成績報告）（資料一）

2、青森監獄、從來作業の種類少く殊に時局以來機す、蔓細工の兩工を廢止するの止むを得ざるに至り、榊來作業の撰擇に努力するも適當の業種を發見せず、已むなく農業を擴張して夏季は專ら耕耘、開墾に主力を注ぎ冬季は其收獲品を以て莚莚工、笠工、釀造工を興すの計畫を立てたり。（三十七年監獄事務成績報告）

（二）1、福島監獄、第二師團より夏服、軍靴、作業衣袴、背負袋等の注文あり。工錢其他收入三十八年度三、八六七圓餘。（同）（資料二）

2、京都監獄、大坂及東京被服廠（但し受負人の手を經しものをも含む）より麻草鞋、夏服、軍靴、角釦、天幕地織の注文あり。（同）（資料三）

3、名古屋監獄、第三師團步兵第六聯隊同第三十六聯隊、大坂、東京被服廠及民間受負業者より絨衣、袴、略衣袴、外套、木綿浦團、麻草鞋、夏衣袴、雜嚢、夏襦袢、袴下、蚊帳網袋綿ネル繩等の注文あり。三十八年度作業收入一七、二九一圓（同）（資料四）

（三）1、京都監獄、日露開戰の始は商工業界は俄然打擊を受け多大の影響を監獄作業に及ぼし廢業若しくは縮少、工錢の減額續出の狀況なりしに、本年春以來は商工業の狀態活氣を帶び作業に於ても復舊若しくは擴張或は新業を興すの好況に進み、一面軍需品の製作範圍も擴大す。（三十八年監獄事務成績報告）

2、盛岡、大分、水戶、靜岡四監獄三十八年事務成績報告（資料五、六、七、八）

資料一

甲府監獄

作業は戰役以來一般商況の不振に伴ひ製品不捌の狀況に陷り受負業に付ては木綿織及足袋底織を廢止し、寶石工は人員減少と工錢の減額を爲すの已むを得ざるに至れり而して著しき影響を受けざるものは麥稈工のみ、又官司業に付ては製品不捌の救濟方法として前年より引續き毎月二回（一日及十五日）つゝ構內舊製作品陳列場を利用して之れに製品を陳列し、公衆に從覽せしむるの外買得希望者には現金收入の手續に依り卽時賣却し、漸次製品の販路を擴めたる爲め製品の堆積を免るゝを得たり。官業抄紙工は前年以來漸次擴張し、主として各官廳の需用に應ずる爲め半紙を製造し其他は需用に應じて辭令用紙、美濃紙、障子紙、板目紙等を製造せり。需用者益々增加の傾向あるを以て漸次之を擴張するの方針を執れり。

資料二

▲明治三十八年軍需製作調（福島監獄）

年別	依託軍衙	品目	數量	就役延人員	製作料
三十八年	第二師團經理部	茶褐色夏服	千組	一、三六二・二人	一四七・四〇〇圓
同	同	軍靴	二千百足	一、六七七・四	五三一・三〇〇
同	同	同	百五十足	一一〇	三七・五〇〇

同	同	同	千七百五十足	二、〇〇八・七人	四四二・七五〇
同	同	工兵夏衣	三十八枚	四八	三・〇四〇
同	同	夏衣	千四百四十六枚	五一七	一一五・六八〇
同	同	同	五百枚	一四三・二	四二・五〇〇
同	同	軍靴	五百足	四七五	一二五・〇〇〇
同	同	古軍靴	五百足	二〇五	三八・五〇〇
同	同	作業衣袴	五百六十五組	四七二・五	八四・七五〇
同	同	徒歩衣袴	五百組	五四四	七七・五〇〇
同	同	古軍靴	千足	五〇三・六	七七・〇〇〇
同	同	茶褐色背負袋	千二百九十八枚	一八四	二五・九六〇
同	同	夏衣	五百枚	一九二	四二・五〇〇
計				八、四四二・六	一、七九〇・九八〇

資料三

▲軍需品の製作調（京都監獄）

本年中軍需品の製作は麻草鞋、被服類、天幕地織、軍靴、角釦の五種にして其內譯は左表の如し。

官廳名	官司業受負業別	品目	就役延人員	金額	
大坂被服廠	官司業	麻草鞋	一、三〇六・三 人分	工錢其他計	八五・八九三 二九・〇五七 一一四・九五〇
大坂被服廠納（受負人經由）	受負業	茶褐夏服外九點裁縫	一五、六二一・九	工錢	二、四一〇・二二〇
東京被服廠納（同上）	同	天幕地織	八、六三九・九	同	七八九・二五四
大坂被服廠納（同上）	同	軍靴	一、九一八・一	同	一七六・五六七
同（同上）	同	角釦	五、九二六・七	同	三七六・一九六
計			三三、四一二・九	同	三、八六七・一八七

資料四

▲軍需品製作調（名古屋監獄）

軍需品製作は三十七年より繼續して之れを施行せり。依托者は留守第三師團經理部、同歩兵第六聯隊同第三十六聯隊、陸軍被服廠、大阪支廠及民間の受負者にして其の製作方法は新調改造若くは修繕を爲すに在り、三十八年中に於て成功したる品目、數量、就役人員、收入金額、工錢等を擧ぐれば左の如し。

品目	數量	就役延人員	收入金額	工錢	同上一人平均額
單衣袴新調	五百組	二二四・〇 人	一一三・一五〇 円	一〇六・〇一五 円	一三七・七七 人
綿衣袴新調	四千五百三十一組	八、四〇八・九	二、一六一・八四五	一、九八五・二七六	四七三・二八 円
折中式外套同	四千組	四、九三二・九	一、一二九・三六〇	九九八・四六三	二〇二・四一
木綿蒲團同	四千三百四十四枚	二、〇四三・六 人	三〇八・四二四 円	二八一・五三八	一三七・七七 人
短靴同	九千六百足	九、〇四二・三	二、四〇〇・〇〇〇	二、〇六七・五五六	二二八・六五
荷造	三百十八個	六一・一	四・七七〇	四・七七〇	七八・〇七
麻草鞋製作	一萬五百足	一、三一六・九	一〇八・一五〇	七八・九〇八	五九・九二
夏衣袴新調	千二百十一組	一、六五六・二	二三一・八一九	二一二・〇〇六	一二八・〇一
短靴改造	三千二百八十二足	三、一三一・一	九〇二・一〇〇	七六三・七八八	二四三・九四
脚袢修繕	二千四百十五組	二八七・四	五二・二七〇	四五・七四八	一五九・一八
雜嚢修繕	千四十個	一七七・〇	一〇・四〇〇	一〇・〇三〇	五六・六七
夏衣同	千六百七十六個	二三九・七	四二・六一六	三六・一二二	一五〇・六九
夏襦袢同	千九百二十六個	二八九・六	四七・九三二	四一・八四二	一四四・四八
襦袢同	四千九百九十一個	五四九・八	五四・一三一	四四・九一七	八一・七〇
袴下同	一萬千百九十三個	九四一・一	一二二・〇八五	一〇一・四二四	一〇七・七七
絨衣同	三千五百七個	七五七・三	一三六・〇八二	一一六・二〇〇	一五三・四四
絨袴同	三千百六十五個	六一四・九	一五二・六七四	一二九・七五五	二一一・〇二
外套同	千八百三個	四五七・五	九〇・一九二	七四・九一八	一六三・七六
略衣同	千二百五個	一八三・六	四二・二三九	三四・九五八	一九〇・四〇
略袴同	九百十五個	一一〇・六	三二・一四六	二六・五四三	二三九・九九
厚毛布同	百九十六個	三七・九	五・一三五	三・九二〇	一四〇・五〇

軍用足袋卷縫	千九百二十三足	五八一・二	三二・六九一	二八・二〇四	四八・五三
同外套新調	千二百二十二個	一、三二〇・八	二四三・四六三	二三三・〇八一	一七六・四七
同辨當網袋	三萬千三百八十五個	九一二・九	三五・〇〇〇	三四・五二四	三七・八二
綿ネル織（兵士ノ肌着袴下用）	五萬四千七百六十二反二分四厘	一一〇、三〇六・〇	八、八三二・八九四	七、四五〇・五〇五	六七・五四
計		一四八、五七四・三	一七、二九一・五六七	一四、九一一・〇一〇	一〇〇・三六

資料五

盛岡監獄

機織工、網工、麥稈工、瓦工、竹行李の受負業は開戰の當時一般商況不振を奇貨とし契約解除又は工錢の低減を要請し一時受負業を中止するの止むを得ざる狀況に陷りたり。當時若し此要求を排斥せんか事實に於て其中止を免れざる狀況なりしを以 不得已其要求の幾分を客れ工錢、收入上尠からざる影響を受けしも本年に至り一般の商況回復したるを以て時期を圖り、各工錢引上の妥協を爲し終に原況以上に回復する事を得たり。

資料六

大分監獄

本年中の作業は前年と大差なきも時局以來普通經濟資本漸く缺乏を告げ、本縣の如き陬邊の地方は殊に實業界の恐慌甚しく延て作業に影響を受け一時事業縮少の傾向ありしも、本縣知事の奬勵に係る諸種の輸出品軍需品の製作漸く增加し昨年十一月頃より商況稍回復するに至りたるを以て、專ら作業の施設經營に注意し工錢の增收に努めたる結果爾後漸く順調を呈せり。

資料七

水戸監獄

時局以來は作業上に一大打擊を蒙り受負業にありては或は廢業、或は中止又は工錢の減額を請求するもの頻々として諸種の作業に一大頓挫を來し、一時維持困難を極めたるも種々挽回の策を講じたる甲斐ありて本年に至りては漸次工錢も增加し却て前年に優るを得たり。

資料八

靜岡監獄

本年中の就役延人員は一九一、三一五人にして前年と大差なし、而して時局以來實業界の不振に伴ひ麥稈工、網工は中止し、行李工は販路杜絕の爲解約し提灯工は一時好況なりしも漸次不調を來たし中止するに至れり。然れども抄紙工は前年從來の受負業を官司業となしたる以來各官廳及東北地方商人より續々注文あり、追日好況に赴くを以て本年に至り人員を增加し、一面各官衙の廢棄書類を買收し擴張を計れり。又從來受負業の靴工、洋裁縫工を官司業とし軍需品製作の爲め人員を增加し、就中靴工は夜業をなし多數製作せしめたり。

資料九　▲時局と囚情（明治三十八年前橋監獄沿革誌）

本年は時局中なるを以て典獄は全囚に對し囚人として盡すべき要點を列擧し、其心得方に付屢々訓示を與へたるを以て彼等囚人も能く其旨を服膺し大に顧る處あるものの如し。就中軍需品の製造に從事せしめたる者に在ては全力を擧て奮勵し科程外を爲し、又は勉めて良品を製作する等眞に殊勝の者多數あり。

日露戰役時に於ける作業統制の狀況　先に監獄作業に對する日露戰爭の影響を略述する所あつたが、當時軍需品製作に關し司法當局の採りたる措置は、現行作業統制制度の權輿を爲すものなるを以て、當時の作業統制の狀況を玆に附け加へることゝする。

日露戰役時に於ける軍需品の製作は、東京所在三監獄に於ける東京砲兵工廠需要の各種天幕、蹄鐵用鐵臍、雨覆等の試作に始まり、次で東京及大阪砲兵工廠の各種兵器類並各師團經理部注文の軍需被服類の大量注文あり、越て三十八年更に東京大阪兩被服廠及民間業者を通じて大量の被服類の注文があつた。該戰役中に於ける軍需品總生産額は全國的統計を缺くも委託賃金のみにても十數萬圓に上るものと推算される。

而して右の內三十七年下期に於て各師團經理部より委託せられたる被服類は、當時戰線の擴大に伴ひ之が整備を急ぎたる爲、特に監獄作業の利用方に付懇請ありたるものにして、司法省は直に各監獄裁縫工の作業力を調査し之が動員計畫を進めて、同年十一月各監獄に對して技能囚の移送に關する緊急處置等を通牒し、師團所在地監獄を中心として之が縫製に着手するに至つたのである。

而も其の實績は容易に所期の進捗を見ざりしを以て、更に同年十二月作業時間延長に關し「軍需品の製作上非常の急激を要し、規定の囚人服役時間にては其の時機を失し期日內成工の見込無之、右時間の伸張を必要と認むる場合は當分の內四時間以內は認可を要せず直に執行し、其旨報告相成差支無之事」の通牒を發し之が完成に遺漏なきを期せしめた。

かくの如く當時既に小規模ではあるが、現行緊急軍需作業と略ぼ同樣の作業動員計畫が實施され、我監獄作業が戰役下に於て極めて重要なる役割を果したことは行刑史上特筆せらるべきである。

（一）府中刑務所明治三十七、八年作業工錢記錄。（資料一）
（二）三十八年一月巢鴨監獄拘禁囚人中彈藥箱製作に使用すべき者五名を拘禁區分の制限に拘はらず市谷監獄に押送を命ず。（府中刑務所明治三十七八年作業工錢記錄）。
（三）1、司法省所藏記錄中には當時の軍需作業の全國的統計を缺く。
2、前揭「日露戰爭の好影響」參照。
（四）1、當時司法省調査各監獄軍需被服類裁縫工供給見込人員調（資料二）
2、巢鴨監獄に對する軍需被服類裁縫の件通牒（資料三）
（五）明治三十七年十一月局長通牒を以て「軍需品製作に當り尙該就役囚員不足を告ぐる爲他監獄より移監の必要を認むる場合は特に拘禁種類を指定せられたる場所の外は認可を要せず、相互典獄協議し便宜移監差支無之」旨を指令す。（資料四）
（六）明治三十七年十二月監甲第一〇二二號（資料五）
（七）併し此の如き狀態は永く續かなかつた。明治三十八年九月平和克復と共に緊急軍需品の注文は一先づ打切られたのは勿論のことである。

資料一

監甲第一六六號

軍需品製作の件に就ては衆て局長より及通牒候次第も有之夫々御計營相成居候義と存候處府下各監獄に於ける右實行の結果に付陸軍次官より本省次官に對し左記の通り挨拶有之候に付爲御參考及移牒候也

明治三十七年三月二十九日

巣鴨監獄典獄殿

監獄事務官　小河滋次郎

陸軍次官書面寫

拜啓益々御清榮之段奉賀候陳者過般東京所在三監獄署囚徒作業を以て兵器製造御助力被下候義御協議に接し奉拜謝候應貴意東京砲兵工廠をして直接三監獄署へ御協議爲致候處各種天幕、蹄鐵用鐵臍、雨覆等至急完成し且其品質出來榮も宜しく爲めに兵備上便宜を得候事不尠旨報告に接し御厚意之段感謝の至りに不堪候尚此上とも御助力の程希望候仍て乍略義以別紙御禮申述候敬具

追て大阪砲兵工廠より軍需品の一部製作注文可致哉も難計其節には同樣御盡力相願度存候

三月二十二日

石本陸軍次官

石渡司法次官殿

資料二

各監獄軍需被服類裁縫工供給見込人員調

	現就役者ノ内供給見込		擴張素要アル人員		修養見込人員		計	
	洋裁縫	和裁縫	洋裁縫	和裁縫	洋裁縫	和裁縫	洋裁縫	和裁縫
小菅	七	八	三	九	一五	一三	二五	三〇
東京	四	三八	二	五	五	八	一一	五一
市谷	三四	五	—	—	—	五	三四	一〇
巣鴨	五八	—	—	四〇	五〇	六〇	一〇八	一〇〇
横濱	二五	五	—	二	一二	四	三七	一一
浦和	二〇	一〇	二〇	一〇	三〇	—	七〇	二〇
前橋	九	五	—	—	二	七	一一	一二
千葉	—	—	—	三	六	五	六	八
水戸	二〇	一〇	—	—	二〇	一〇	四〇	二〇
宇都宮	四	一四	—	一五	八	—	一二	二九
長野	五	—	三	—	一六	一〇	二四	一〇
甲府	六	四	—	一〇	一〇	一五	一六	二九
安濃津	三	五	—	—	三	—	六	五
名古屋	二九	一〇	二〇	一二	三〇	八	七九	三〇
靜岡	七	—	五	—	八	—	二〇	—
膳所	六	一〇	—	—	五	一〇	一一	二〇
岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	一	一	一	一
金澤	八	一〇	二	八	八	二	八	二〇

| | | |

札幌	三〇	一	二〇					
總計	五六四	三〇二	一八六	二九六	六九二	四一七	一、四四二	一、〇一五

資料三

司法省監甲第七六五號

軍需被服類裁縫の儀に就ては曾て照會に對し御回答の次第有之候處今般陸軍省より各師團に向け監獄へ注文方通牒の趣に付各師團經理部より交渉有之候節は可成其要求に應じ若し又交渉無之候得者監獄より進んで引受方を交渉相成候樣致度尚師團所在地外の監獄に在て各自に注文に應ずる上には種々の不便ありて自他共に不利益可有之被存候に付此場合には師團所在地又は適宜の場所へ裁縫工に充つべき囚人を移監收集し注文に應ずる方法を講ずるも妨無之に付相互典獄協議の上可成便宜を與ふる樣御取計相成度依命此段及通牒候也

明治三十七年十月五日

巢鴨監獄

典獄　山上義雄殿

追而各監獄に於ける軍需被服類裁縫に供し得べき見込人員調別紙の通に付參考迄及御廻候尚本文御引受相成候上は御報告有之度此段申添候也（別紙は資料二、見込人員調なり）

司法省監獄局長　久保田貫一

資料四

監甲第八四一號

軍需品製作之注文に應ずるに當り當該就役囚員の不足を告ぐる爲め他監獄より移監の必要を認むる場合は特に拘禁種類を指定せられたる場所の外は認可を要せず相互典獄協議し便宜移監取計差支無之候に付移監取計の上其都度報告相成度依命此段及通牒候也

明治三十七年十一月二日

巢鴨監獄

典獄　山上義雄殿

監獄局長　久保田貫一

資料五

司法省監甲第一〇二二號

軍需品の製作上非常の急劇を要し規定の囚人服役時間にては其時機を失し期日內成工の見込無之右時間の伸長を必要と認むる場合は當分の內四時間以內は認可を要せず直に執行し其旨報告相成差支無之事に決定相成候條右樣御承知相成度依命此段及通牒候也

明治三十七年十二月二十七日

典獄　御中

司法省監獄局長　久保田貫一

司法省監甲第六九七號

曾て留守第一師團經理部と交渉の末東京所在及附近監獄に於て軍需被服裁縫相成來り候處今般同部より別紙の如き通牒に接したるを以て直に同部に就き將來の事業經營上に付交渉候處同部に於ては時局變化の爲め兵員の召集を要せざるを以て從來の如く新調すべきものは無之加之監獄及商人をして調製せしめたる各種の被服類は倉庫に堆積しあるを以て之を給與すれば二ケ年位は各種被服類の新調を要せず隨て當分新調の必要無之趣に付右樣御了知相成度此段及通牒候也

明治三十八年九月十五日　　司法省監獄局經理課長　眞木喬

巢鴨監獄
典獄　山上義雄殿

留一經第四〇一三號

通報

明治三十八年九月十一日

司法省監獄局

御中

留守第一師團經理部

從來當地及橫濱監獄に軍用被服縫製方依托致居候處時局の變化に依り自今委托すべきもの無之事と相成候間御了知相成度

監甲第七〇五號

留守第一師團經理部より引受の軍需品裁縫の件に付九月十五日監甲第六九七號を以て及通牒置候處尙陸軍被服廠の模樣不明に付將來の事業繼續上に付交涉を遂げ候處同廠にても時局の變化以來は略師團經理部と同樣の狀況にして既に一般の商人へは將來注文すべきもの無之旨を達したる次第にて此上監獄へも依托すべきもの無之樣申聞候間右樣御承知相成度此段及通牒候也

明治三十八年九月十八日　　監獄局經理課長　眞木喬

巢鴨監獄
典獄　山上義雄殿

第六節　監獄法時代

刑法改正及監獄法、同施行規則制定並其作業組織　明治四十一年多年の懸案たりし刑法改正事業も漸く成功を見るに至り、行刑法規に在りても亦新時代の要求に應じ新に法律を以て監獄法を制定し、新刑法と同時に實施せらるゝに至つた。監獄法は條章僅に七十有餘條の小法典に過ぎざるも、監獄法施行規則と相俟て獄制各部面に亙りて幾多の改良を加へ、隨所に教育行刑の理念を導入し大に舊來の面目を一新するに至つた。

今新法に於ける作業改正事項の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

(一)

a、賞與金制度の採用。作業收入の國庫歸屬を明確にし、就業者の作業所得權を否定せる結果從來の給與工錢制度を改めて作業賞與金制度としたのである。

b、食料の購求を禁ず。賞與金處分の場合を父母妻子の扶助、損害の賠償、書籍の購入等に制限し、從來認められたる食料の購求は絶對に之を許さゞる事とした。これは嚴正なる行刑遇囚の本質を保全し且物慾助長の弊を除かんとしたのであつて今次改正事項中の極めて重要なるもの丶一つであつた。

c、賞與金計算の標準を改む。明治三十二年の監獄則一部改正に於て給與工錢計算の標準中に賞表の箇數を加へ、又再入者中の精勵者を初入者に準ぜしめ給與工錢制度に一大改正を加ふる所ありしが、今回は更に「行狀、犯數及作業成績を斟酌す」と規定し、一層在監者の人格的關係を重んずるに至つたのである。

d、死傷手當金の給與を認む。死傷手當は曩に明治十一年之が給與を認めたるも、十三年以來之を廢止し今日に至つたのであるか、今回之を復活し其の都度調査書類を添へ司法大臣に具申せしむる事としたのである。

e、作業賦課の標準を詳定す。曩に明治三十二年監獄則の一部改正に於て作業賦課の標準を規定する所ありたるも、今回更に詳細に其の標準を定め一層個別處遇の適切を期せんとしたのである。

f、少年受刑者の作業に關する特別規定を置く。少年行刑の重要性を顧慮し少年受刑者の作業に付ては特に教養に關する事項を斟酌せしむることゝした。これは專ら重きを實業的教育の上に置かんことを期したるものにして、舊則の「懲治人には農業若しくは工業を教へ力作せしむべし」の規定と其の大體の趣旨を同うし、一層運用の妙を得せしめんとしたのである。

g、科程終了者の作業時間中の就業義務を規定す。從來此の點頗る明確を缺き其の取扱區々たるを免かれざりしを、今回特に明文を置き等一科程の陷り易き弊害を幾分にても緩和せんとしたのである。

h、請願作業は指定主義を改め選擇主義となし尙其の就業時間の短縮を認む。これは敎化上並紀律維持の上よりして、なるべく請願作業への參加を容易ならしめんとするの趣旨に出でたるものと解すべきである。

i、作業新設に付認可主義を採用す。從來の如く作業々種選擇標準を示すを以て足れりとせず、尙進んで地方産業の狀況等を斟酌し、一面又全國的に作業計畫を樹つるの必要に出でたのである。(二)(三)

j、作業時間を平均半時間延長す。當時一般勞働者との權衡並に出獄後の習慣養成等を考慮し延長せられたものと見るべきであらう。

(一) 現行監獄法同施行規則
(二) 小河滋次郎博士監獄法講義
(三) 同

典獄協議會に於て作業賞與金計算率を協定す　既記の如く作業賞與金の計算に付ては行狀、犯數、作業成績等をも斟酌することゝなり、之が計算は舊則に比し一層複雜となりたる爲、新法實施當時に於ける各監獄の取扱振りは頗る區々たるの狀況であつた。仍て四十一年六月典獄會議の開催に當り、典獄協議會に於て愼重審議を遂げ、大體左記の通りの計算方法に依るべき旨を協定する所あつた。

○作業賞與金計算率（司法省書庫藏明治四十一年典獄會議記錄）

犯數別	科程了否	賞與金の率	
		懲役囚	有賞表者	刑事被告人拘留及禁錮囚
初犯	不了者	一賞表一個の者 十分の二	十分の五	十分の六

同	了	者	同 三
同	行狀善良成績良者	同	同 二個の者 同 六
同	累犯不了者	十分の一	同 一個の者 同 四
同	了	者	同 二個の者 同 五
同	行狀善良成績良者	同	同 三個の者 同 七
同	了	者	同 三個の者 同 六
同	行狀善良成績良者	同	同 四

第九條　作業擔當者は毎日終業の際作業の成績を檢査し且作業に使用したる器具器械を點檢す可し
作業成績を檢査したるときは作業擔當者は第九號書式の日課表に其成績を記入し翌月二日までに之を作業主任に差出す可し

第十條　物品の製作若くは修繕を終り又は農作物を收穫したるときは作業擔當者は其都度品目及び數量を工場作業簿若くは農場作業簿に記載し置き作業主任に物品引渡の通知を爲す可し

第十一條　作業主任物品引渡の通知を受けたるときは先づ物品の品目、數量及び仕上の模樣を檢査す可し
物品の引渡を終りたるときは作業擔當者は引渡の年月日を工場作業簿若くは農場作業簿に記載し作業主任の證印を受く可し

第十二條　作業主任物品の引渡を受けたるときは作業完成の年月日、就業人員及び工錢を作業原簿に記載し典獄若くは分監長の證印を受く可し
前條第二項の通知を受けたるときは作業完成の通知を爲す可し

第十三條　完成品の內渡を爲すときは作業原簿に典獄若くは分監長の證印を受く可し
引渡を受けたる物品にして受負又は委託に係るときは受負者又は委託者に對し交付の通知を爲す可し
一私人の委託に係るときは十日以內に代金納付の上物品を引取るべき旨を通知す可し

第十四條　作業主任は監獄官會議の決議に基き作業賞與金計算高報告書及び第十號書式の作業月表を作成す可し
物品の交付を終りたるときは其都度作業原簿に受領者の認印を徵す可し

第十五條　官司業に係る製作品及び農作物は材料及び工錢を以て其原價とし左の標準に依り賣却價額を算定す可し
前項の作業賞與金計算高報告書は每月十四日までに之を典獄若くは分監長に差出す可し

一、監獄需用の物品は原價但し漸次收穫する農作物に付ては市價を參酌す可し
二、他に賣却すべき物品は市價
修繕品に付ては前項の例に準じ修繕價額を算定す可し

第十六條　受負業に付ては受負期間、就業人員及び受負工錢を豫定することを要す
物品の製作又は修繕を目的とする受負業に付ては一切の器具、器械及び素品を受負者より提供せしむることを要す

第十七條　受負契約を締結するには以下十條の規定に準據し契約證書に其旨趣を明記す可し

第十八條　受負期間は二月以上一年以下の範圍內に於て之を定む可し但期間滿了の際更新することを妨げず

第十九條　就業人員は成る可く一日二十人以上百人以下とし其範圍內に於て最多限及び最少限を定む可し

第二十條　受負工錢は就業人員一人に對する一日の賃金を以て之を定め每月十五日迄に前月分を支拂はしむ可し

第二十一條　器具、器械及び素品は遲滯なく之を豫納せしめ製品は指定の期間內に之を引取らしむ可し

第二十二條　作業の方法及び取締は總て監獄の法規及び監獄官吏の指揮に從ひ受負者をして之に干與せしむることを得ず

第二十三條　法令の結果、天災事變、傳染病流行其他已むことを得ざる事由ある場合に付ては作業を休止し又は直に契約の解除を爲す權利を留保す可し

第二十四條　左の場合に付ては直に契約の解除を爲す權利を留保す可し
一、受負者死亡し隱居を爲し又は破產したるとき
二、受負者工錢を支拂はず其他契約上の義務に違背したるとき

第二十五條　工錢の不拂其他違約の場合に對する擔保として少くとも二ケ月分の工錢に相當する金錢又は有價證券を受負者より提供せしむ可し

第二十六條　受負者の責に歸す可き事由に因り休業したるときは前日と同額の工錢を支拂はしむ可し
第二十七條　器具、器械、素品及び製品の保管幷に仕事の瑕疵に付ては總て賠償の責任を負ふことを得ず
第二十八條　受負業に關する器具、器械若くは素品の出納は作業主任之を第十一號書式の器具器械受拂簿若くは第十二號書式の素品受拂簿に記載し之に受負者の認印を徴す可し
第二十九條　委託業に付ては委託工錢を豫定することを要す
第二十九條　委託業に付ては委託工錢を豫定することを要す
物品の製作又は修繕を目的とする委託業に付ては素品を委託者より提出せしむることを要す但作業に附隨する用品は監獄に於て之を供給することを妨げず
第三十條　第二十二條第二十三條及び第二十七條の規定は委託契約に之を準用す
第三十一條　委託契約を締結する際必要ありと認むるときは委託者をして相當の擔保を提供せしむ可し
第三十二條　委託業に關する素品の出納は第十二號書式の素品受拂簿に記載し其都度之に委託者の認印を徴す可し

附　則

本規程は明治四十一年十月一日より之を施行す
本規程施行の際現存する受負業及び委託業は從前の例に依ることを得
以下諸書式略

各種作業督勵法の採用　作業賞與金制度採用に伴ふ食料購入の禁止は、寄場以來百有餘年の永きに亙る傳統の廢止にして獄制上の一大變革であつた。されば其の囚情への影響も二三にして止らなかつたが、就中作業成績の上に尠からざる影響を齎らした。仍て各監獄は之が對策として各種の作業督勵法（例へば作業成績の了否に因り食糧其の他給養等に差等を設くるの方法(一)）を制定し、作業成績の向上を圖る等、慘憺たる苦心の末著減せんとする作業成績の低下(二)を或程度まで喰ひ止むることに成功した。

た。

（一）　1、前橋監獄は四十三年四月監獄作業督勵手續を定め作業の了否に依り食糧に差等を設け作業の督勵を爲す。（同監獄四十三年事務成績報告）
2、由形監獄は科程了者優遇取扱手續を定め科程了者に對しては入浴度數を增加し且文書、圖畫の冊數增加する外革製圓形徽章を襟番號上部に縫着せしめ尙婦女には膏油を增給した。（同監獄四十二年事務成績報告）
3、廣島監獄は四十三年九月作業奬勵法として科程了以上者に對し茶を給し、科程外一分以上者には一等上級、同五分以上者には二等上級の食糧を給す。（同監獄四十三年事務成績報告）
4、名古屋監獄は四十四年五月作業督勵法を設く（同監獄四十四年事務成績報告）

（二）　拙稿明治監獄年譜（十六）四十二年四月の部參照。

作業經營困難を加へ新法の理想實現を見ず　かくて明治四十二年に入るや新刑法施行の影響を受けて在監者は俄然激增を來たし、從來五萬三四千の間を上下せし監獄人口は遂に七萬人を突破し、作業配課上多大の困難を齎らすに至つた。(一)剩へ前年來既に反動期に入りたる經濟界は形勢愈々險惡となり、四十二年度契約更改に際しては受負業中工錢の減額若しくは廢工を申出づるもの續出し、(二)作業の經營は益々困難を加へた。仍て各監獄は作業々種の適不適等を顧みるの遑なく、比較的伸縮性ある家庭工業竝(三)副業の類に活路を見出すことゝし、辛じて難局を打開せるも、稍もすれば民業との競業を來たすの虞ある等當時(四)の作業經營上の苦心は實に容易ならざるものがあつた。如此狀態なるを以て既記作業改正事項の如きも之が實行上幾多の制約を受け、新法の理想は尙容易に發揚するに至らざりしは遺憾であつた。

（一）　1、巢鴨監獄に於ては在監者增加の爲工場狹隘を告げ已むなく比較的有利なる機工を廢止し、雜工、麥稈工の如き工錢低廉

なる業種を以て之に代ふるに至つた。（同監獄四十二年事務成績報告）

2、靜岡監獄新法實施後頓に在監者增加し已むなく一時藁工に多數服役せしむ。（同監獄四十二年事務成績報告）

3、購所監獄在監人員日に月に增加し何れの工場も滿員となりたる爲工錢收入に於て有利なる綿ネル織を擴張する能はず、已むなく庫業として比較的有利なる編笠工を擴張す。（同監獄四十二年事務成績報告）

（二）1、佐賀監獄四月綿ネル、緞通織、タオル、敷布織、莞莚工各一割芝蘭工三割の受負工錢減額を認め網工の受負は解約し九月に至り木綿織二割、藁工一割二分、莞莚工二割の受負工錢減額を認めた。（資料一）

2、札幌監獄下駄工、抄紙工、封筒工の受負人員を減少し官司業藁工擴張す（同監獄四十二年事務成績報告）（資料二）

3、靜岡監獄四十二年受負業木挽工、煉瓦工を廢止す。（同監獄四十二年事務成績報告）

（三）1、明治四十二年より四十四年に至る既設作業中擴張せる作業々種の主なるものは藁工、機織工、蒲莚工、燐寸工、網工、麥稈工、棕梱工等にして新設作業の主なるものは鼻緒工、蔓細工、絞工、（女）經木工、菅細工等であつた。（第十乃至第十四監獄統計年報）

2、明治四十一年巢鴨、同四十二年小菅、千葉兩監獄鼻緒工を開始す。（次記鼻緒業者嘆願書）

（四）東京鼻緒商工業組合、東京鼻緒製造組合幷鼻緒職工等千百名代表者嘆願書。（資料三）

資料一

▲作業に關する事項（明治四十二年佐賀監獄事務成績報告）

本年中施行せし作業種目は前年と同じく別に興廢したる業種なきも、當地方客年來財界の不振は其極に達し商工業は日を逐て萎縮し加ふるに米價の下落は農家の購買力を減殺し、益々商況を鎖沈せしめ當業者は殆ど自衞の策に窮するの狀態を呈し、延て監獄作業に多大の打擊を受け四十二年度契約更新に際し各受負者より多きは半減若くは少くも二割の工錢引下げを要請せり。素より時勢に鑑み多少の値下げは豫想したる所なるも可成一割內外の減額に止めんと屢々交涉を重ねたる末先づ綿練織、緞通織、西洋手拭織、敷布織、莞莚工の五種は各一割芝蘭工は三割を減し、殊に網工の如きは製網機械の發展に伴ひ製作高激增せしに反し、一面需用販路の減少に依り前受負者は事業中止の爲め解約を申出たるに付其請を容れ之に換えべき適當の業種を撰擇せしも、前陳の如き趨勢なれば他業の受負希望者もなく止を得ず漸くにして同業の繼襲者を見出し前工錢より三割三分を減し、更に契約し只管景氣の輓回を期待せしも依然沈衰して舊態に復せず。尙ほ九月に至り木綿織工錢を二割、藁工一割二分、莞莚工一割同十月より網工工錢を一割減ずるの止を得ざるに至れり。加之本年六月長崎監獄より受刑者三十名移監爾來在監者激增し、就業者は工場に溢れ配置上頗る困難を感ぜしも幸にして素品の缺乏又は其他の著しき作業賦課上障害あるを認めず。又一般就業者に對しては市況の趨勢を告示し訓諭督勵に努めし結果、比較的平均工錢の下らざるは蓋し時勢が彼等に對し、勃勉力行の感念を喚起せしめたるものならんか。今玆に本年間に於ける就業人員及工錢額を總括すれば就業延人員十八萬四千五百三十人四分、工錢額金一萬五千五百八十八圓四十七錢九厘、一人平均金八錢四厘四八にして之を前年に比すれば就業人員一萬六千四百五十五人五分、工錢額金千拾貳圓三十錢四厘を增加せしも一人平均金貳厘二四減少す。

資料二

▲作業に關する事項（明治四十二年札幌監獄事務成績報告）

作業は下駄工、抄紙工、指物工、農業、藁工、鍛冶工等を主とし他の業種に就ては近年其の施設漸次增進し、稍や好況を見るに至れり。然れども改正刑法實施以來日々受刑者の增加するに隨ひ一層是れが振興を計りしが、中にも下駄工、抄紙工、鍛冶工、指物工等の如き相當の技熟を要する業種は成るべく長期刑者に科し、嚴重なる督勵を加へ一意專心工業の發展を計りたるに遺憾ながら一般財界の不振なる影響を蒙り、工業の萎縮商界の不況等に依で日用品の需用頓に減少するに至りたる結果其の打擊を蒙れり、本年七月に至り下駄工請負人より製品販賣の途に差支を來し尙ほ、取引不可能に至りたるを以て下駄材料角一ヶ月平均百石位を製作し得べき程度まで、當分人員減少の儀出願ありたるに依り止む

なく之を許可し、工錢少額なるも請負業藁工を使役したるに是れ又製品販賣の途なく、且つ月々三百有餘名の製作すべき素品の供給は到底見込なきを以て當分毎日百名内外に減少の儀出願せるにより、不得止儀と認め相當人員を減少したるに續て抄紙工、封筒工請負人より又人員の減少方出願ありたるを以て是又許可し、止むなく工錢少額なるも委託業藁工、麻工に使役するも尚過員なるを以て官司業藁工に使役したる結果、請負業に於て前年就役者合計に比し三萬五千九百六十四人の增加を見るにも拘はらず、工錢額に於て二千三百七十五圓六十錢一厘則ち一日一人平均三錢の減額を見ると共に前年に於ける就役者官司業と委託業との合計に比し、延人員十三萬六千八百五十九人、工錢額千七百四十一圓九十五錢二厘の增加を見るも、一日一人平均三錢九厘の減少を見るに至れり。

資料 三

嘆願書

去る明治四十一年中巢鴨監獄に於て始めて鼻緒の製作を獄囚作業の一部に加へられてより、幾何もなく小菅監獄、千葉監獄亦之に倣ひ、今や此三監獄に於ける一日の製作高は無慮一萬足に垂んとする盛況を呈し、細民の生業は殆ど其半を獄囚に奪はれ然らぬだに常に窮乏に泣ける細民をして更に更に口體の急を訴ふるの悲境に沈淪せしむるに至り、又抑々現に獄囚の作業として課せられつゝある所のものは所謂擬革鼻緒にして、東京市内に於ける擬革專門の鼻緒職工は其數五百餘名あり。一人一日平均五十足を製作し得るを以て其一日の製作力は實に二萬五千足に上る。而して其工賃は百足に付五十七錢乃至六十錢なるが故に職工一人一日の收入は僅に二十八錢乃至三十錢に過ぎざる割合なるも、此等の細民は家族をして其簡易なる部分を補助せしめ、辛ふじて一日四十錢内外の收入を得、以て才かに朝夕の資と爲せり。然るに近來獄囚作業の發展に因り此等の細民は其製作力に餘剩を生じて、從來二日を以て得たる工賃額は三日を費すも得べからざるに至り、一面物價の昂騰に因る影響を受け殆ど其口を糊する能はざる慘狀を極めつゝあり。

今民間に於ける工賃と監獄に於ける工賃とを對照せんに、巢鴨監獄は民間に於て百足五十七錢位のものを三十一錢にて請負ひ、小菅監獄は民間に於て六十錢位のものを三十五錢にて請負ひ居れり。二者何れも百足に付二十五錢以上の差額を存す故に其差額は東京市に於ける一日の需用製作高二萬五千足に付六十餘圓と爲り、一箇年間には二萬三千圓の多額に達す。其滔々として民業の奪ひ去らるゝ所以のもの恠に宜ならずや。一日當局職司を訪ひ何故に工賃を廉にして民業と競爭せらるゝかを質したるに、其理由として左の三點を舉示せられたり。一に曰く獄囚の製作品は民間のそれに比し粗惡の出來たるを免れず。二に曰く委託者より製作器具を提供せしむ。三に曰く如何なる粗惡品あるも故障を唱へざらしむ。故に此等のことを綜合して考ふれば決して民間の工賃より廉なりと謂ふべからず。況んや委託者は繁文褥禮の下に種々煩雜なる手數を經ざるべからざるをや云々と。然れども委託者は獄囚の製作品中稍々巧緻なるものを選拔し其他は之を一括して監獄出來と稱し、少しく價額を廉にして地方の顧客に供給するが故に彼等に取りては、民間に於て製作せしむるよりも莫大の利益を收め得るなり。繁文褥禮の下に煩雜なる手數を經ざるべからず云々の如きは多少の理由あるに似たりと雖も、當初一二回はいざ知らず稍々之に慣熟すれば左程のことにも非ざるべく、好し多少の煩感を懷けばとて利益の前に之を犧牲とするは委託者の能く忍び得べきことなるを奈何せん、憐むべき此等の職工五百名は今や獄囚の爲めに其職と食を奪はれ、最愛なる妻子を擁して饑に叫び偶に泣きつゝあり。彼等は今や芻米の資を得んが爲め既往半生の技功を抛ちて修練なき他業に轉ぜざるべからざるに迫り、又然れども彼等には家に裘葛の遺惠なく身に投礫の脅力あるにあらず。彼等果して食を何處にか求めん、教養なき彼等の末路夫れ想ふべきに非ずや果して然らば復た刑事政策上の一大問題をも隨伴するものと謂ふべし。

我東京市に於て製作せらるゝ鼻緒は古來精粹巧緻を以て聲名を天下に博せり。蓋し其製作に從ふ職工は幼時より七年乃至十年の年期奉公を經て修練其功を積みしものなればなり。然るに當局職司の公言せらるゝ如く獄囚に至りては何等の

修練あるにあらざるが故に其製作品の粗悪に流るゝは自然の數なり。此の如くにして古往今來博し來りたる東京鼻緒の聲價を失墜する如きは實に吾人の忍び難き所にして、又實に恢復すべからざる我東京市の一大損害なりと謂はざるべからず。

獄囚に課すべき作業の種類は其選擇に付監獄行政上並に刑事政策上最も研究を要すべき種多の問題を包藏す、之を以て立法者は監獄法第二十四條に於て其重要なる二三の點に付制限を設け、更に同法施行細則第五十九條の規定を置きて作業の種類は司法大臣の認可を受けしむることゝとし、以て塩梅其宜しきを得せしめんことを期待せり。蓋し細民の生業と獄囚の作業との關係の如き亦夙に立法者の注目せし所なるべし。仰ぎ冀くは上敍の事實に付賢察を垂れ英斷を下し獄囚の作業中より鼻緒の製作を除外し、全然其請負を廢止せしめ以て無告の窮民をして其堵に安んずるを得せしめ賜はんことを此の如くにして、併せて將來に東京鼻緒の聲價を永遠に維持することを得べくんば復た實に望外の幸福とする所なり。某等玆に東京鼻緒商工業組合、東京鼻緒製造組合幷に鼻緒職工等千有百名を代表して敢て尊嚴を冒瀆し謹て右嘆願仕候某等恐懼再拜

明治四十四年四月

東京市神田區白壁町九番地

出願人總代　福田鎗一郎㊞

外十九名

司法大臣子爵　岡部長職殿

企業加勘興等に伴ひ監獄作業活況を呈す　然るに明治四十三年下期に入るや外資輸入に基く低金利と保護關稅の實施とを契機として企業熱勃興し、經濟界再び活況を呈したると、一面戰後師團の增設に伴ひ之が所用の軍需品就中靴下其の他の消耗品の需要著しく增加したる(一)爲、作業經營又漸次容易となり。都會地監獄の如きは漸次輸出向の製品を製作するものあるに至り(二)、作業收入の如きも明治四十四年度には百五十萬圓を超ゆるに至つた。

(一)　1、集鴨監獄は四十五年一月第一師團近衞師團靴下の委託製作を開始し、約百六十名の囚徒を役使す。監獄協會雜誌第二十五卷第六號(府中刑務所舊記)(資料一)(資料二)

2、札幌監獄は四十四年十一月第七師團用靴下製作を開始し、靴下縮器械二十臺を購入す。(同監獄事務成績報告)

3、名古屋監獄及金澤監獄は師團靴下製作を開始し、成績最も良好倍々擴張の見込なり。(同監獄事務成績報告)(資料三)

4、熊本監獄四十四年度より軍用靴下、軍手の製造を開始す。(熊本刑務所作業記錄)

(二)　1、集鴨監獄に於ては明治四十五年七月輸出向バリカン工を新設し五十名內外を使役す。(府中刑務所舊記)

2、和歌監山獄に於ては四十三年に入り專ら輸出向綿ネル織(販路、香港、廣東、シンガポール)を製織す。(同監獄四十三年事務成績報告)(資料四)

資料一

靴下作業成績　(監獄協會雜誌第二十五卷第六號)

本表は集鴨監獄に於て作業せるものを調査せしものにして同典獄藤澤正啓氏の寄送に係るものなり。

近時吾陸軍各師團族團の增設に從ひ之れが所用の靴下其他の消耗品の需用は今後益々增大せらる可し。於是之れに對する各監獄の委託業の利害適否の研究は亦敢て徒爾の業にあらざるを知る。

當監獄に於ては本年三月以降靴下十萬足に對する成績の一況を調査し聊か研覈の材料を得たり。勿論就業日尙淺く之れを以て遽かに斯業の前途を卜す可らざるも猶多少參考の資たるを得ん乎。

靴下拾萬足に對する成績

収入之部

員數	延人員	日數	一足に對する工錢	十萬足に對する工錢	備考
八、三〇〇人	一〇〇日	〇、〇〇八週	八〇〇、〇〇〇		自一月二十五日至五月五日

延人員に對する各分擔別

分擔別	員數	人員數	備考
口編	五〇〇		
先爪編	二、〇〇〇		
先爪膝	三、三三三		
糸繰	九二四		
仕上雜役	一、五四三		
延人員	八、三〇〇	日數百日に對する算出	

支出之部

	數量	單價	總代價	備考
石油	〇、二四〇石	一、八〇〇一斗二付	四、三二〇円	
水油	〇、二〇〇本	四、五〇〇一本二付	九、〇〇〇	
十萬足製作中の破損針	九〇九	〇、〇一七一	一五、五四四	
前同爪先膝針	一〇足	〇、〇〇七	〇、〇七〇	
製品運搬料	一〇〇、〇〇〇		一三、五〇〇	
計			四二、四三四	

差引計算				
平均一人の工錢			七五七、五六六錢	但授業手一名一日八十錢の給料を百日間に計上算出する時は平均一人の工錢は八錢二厘弱となる
			〇、〇九一	

原糸使用明細表

	一足の仕上量目	同十萬足の量目	十萬足の豫定量目	加工減	備考
素品	〇、〇一八瓦	一、八〇〇、〇〇〇	一、八四六、八二五	一、外に十七貫九百四十匁の屑糸を生じたり 二、七百六十八足の不良品又改作の上本欄に算入す	

資料二

▲司法大臣宛莫大小工新設認可稟申案（明治四十四年十二月二十三日決裁）

近衛師團幷に第一師團兩經理部より四十五年以降各年度所要靴下製作方依頼し來り候につき調査候處取締上不都合無之且つ工錢額も在來の經木編工等に比較し增收の見込有之尙作業簡易にして機械運轉に從事せしむるもの、外大部分は短期刑者若くは虛弱者を就業せしむるに適し傍々有利の作業と認められ候條當監作業種目中に莫大小工の追加御認可相成度別紙之通り關係書類相添へ此段及稟申候也

月　日

典獄　名

宛

作業新設要項

作業の種目　業名種目共莫大小工

施業の方法　委託業にして素品全部を委托者より提供せしむ

就業者の種類　懲役男受刑者

就業の人員　約壹百六十人
作業の科程　別紙の通り
見積工錢　同上
就業の場所　當監第六工場
器具機械に關する事項　配付豫算の範圍内に於て支辨し其經營は官司業と同一なり、尙之れが費用の詳細は別紙の通り

資料三

▲名古屋監獄作業狀況一斑（明治四十四年監獄事務成績報告抄）

本年中の新設作業は受負業として麻工、縫箔工、委託業として莫大小工の三種とす。莫大小工は專ら第三師團管内各聯隊兵卒に支給すべき靴下織製にして成績最も良好倍擴張の見込を有せり。作業督勵方法に付ては種々研究の結果本年五月より作業督勵法を設け孜々鞭撻を加へたる處作業上は勿論檢束紀律の上に偉大の好果を奏せり。尙又岡崎分監に於ては本年十月各監房内に電燈架設せしを以て十一月より夜間作業を開始し、主として麻工、縫箔工、下駄表工、獄衣補綴に從事せしむるに成績頗る佳良にして豫想外の好果を收めつゝあり。

官司業及委託業にして諸官廳竝に一個人の委託に依り製作したる主なる物品は第三師團經理部及管内各聯隊の軍用被服新調修理、遞信管理局の郵便掛囊、用紙印刷、木札改造、裁判所よりの印刷物にして其個人委託に係る物品は監獄吏員學校職員、裁判所職員竝に各隊の將校用靴、被服新調修理、精搗及木箱製作等にして此就業延人員二萬七千五百七十九人五分、此工錢總額參千七百貳拾六圓貳拾錢參厘此平均工錢一日一人當り拾參錢五厘壹毛强、之を前年に比すれば就業延人員に於て貳千百〇七圓七拾錢六厘を增せしも一日一人當り平均工錢に於て壹錢貳毛壹糸の減少を示せり。

「明治四十四年監獄事務成績報告第二卷」

名古屋監獄作業に關する事項抄

▲金澤監獄各官廳軍衙需用品の委託狀況（明治四十四年監獄事務成績報告抄）

各官廳軍衙需用品は前年より一層其種類數量を增加し其工錢二千三百餘圓に達し益々好況なり。左に其狀況の一斑を示すべし。

委託官廳軍衙	製作修繕及勞役	工錢額
石川縣師範學校	短靴新調	四九、二〇〇
金澤遞信管理局	封皮貼、木札削、集配用鞄修繕	五六、七〇三
石川縣警察部	長短靴新調	八三、八四八
金澤市役所	書棚、雇員製服新調	七三、二七五
金澤醫學專門學校	官舍移築工事	二二四、一三四
歩兵第七聯隊	手箱新調、背嚢修繕、上草履改造	一六六、九二〇
歩兵第三十五聯隊	棚掛、窓日覆新調、窓掛、雜嚢、靴下、編上靴、上靴、短靴修繕	三七一、二七五
野砲兵第九聯隊	長靴、背嚢、雜巾改造、背嚢修繕、額緣新調	四六〇、八五〇
第九師團經理部	莫大小靴下、夏冬襦袢袴下新調	八二一、〇七一
合計		三、三〇七、二七六
前年合計		八五二、二二五

一、本年は一般の經濟界沈靜にして創始的の作業は却て不利なるを認め、其經營方針は專ら前年企圖せる作業の進步發達を圖るを目的とし工場の配置を改め、又看守女監取締及授業手には各工場の作業成績を批評說明し以て相互に競爭心を喚起せしむるの外工場作業擔當部長及作業擔當者をして直接就業者を督勵せしめ、看守長も亦屢々工場に於て受刑者に訓授を施し其怠慢を戒むるに努力せり。

一、本年の就業延人員は二十萬九千三百二十八人一分にして、前年の十八萬八百九十五人に比すれば二萬八千四百三十二人八分を增加せり。

一、本年の工錢額は總計金貳萬二千貳百五拾壹圓七拾貳錢四厘にして前年の總計金貳萬千八百貳拾六圓貳拾壹錢七厘に比すれば金四百貳拾五圓五拾錢七厘を增加せり。

一、本年の就業者一日一人平均額は金拾錢六厘參毛にして前年の金拾貳錢六毛に比すれば壹錢四厘參毛を減ぜり。

一、本年三月及六月の二回大阪監獄より二百人の移監者ありたる爲、既設の工場に狹隘を告げ差支少なからざるに因り已を得ず工錢は僅少なるも、廣き場所を要せさる座業卽ち棕梱工及藁工に就かしむる方針を採りたり。故に該就業者は增加し、從て就業延人員に於ても前年に比すれば著しく增加し、一日一人平均工錢棕梱工金參厘七毛六糸、藁工金貳錢八厘四毛を減少せり。其詳細は左表に揭記す。斯の如き狀況を呈したるより十一月下旬經伺の上倉庫を工場に模樣替修繕を爲し以て工場の配置を改め、其新工場には綿練織業を經營せしめ而して工錢減少を豫防すると同時に工錢の增收を計れり。

棕梱工及藁工作業成績表

年別	四十二年中			四十三年中		
業種	就業延人員	工錢額	一日一人平均額	就業延人員	工錢額	一日一人平均額
棕梱工	三、五三、三	一、六三九、一五五	〇、〇五一、九二	三八、二四三、二	二、八〇四、七七八	〇、〇四八、一五
藁工	一六、八二四、五	一、二四八、〇四四	〇、〇七四、一三	二五、八一六、九	一、一八九、九六九	〇、〇四六、〇九

一、本年は一般の商況不振なるのみならず八月頃、中國、關東、奥羽地方水害の爲綿練業者は內地向の需用品に頓挫を來し賣込契約は之を解除せられ、爲に該業者中破產閉店の厄に遭ひ受負作業者の製品も亦取引緩慢なる爲商品停滯したる趣を以て綿練受負人の內契約工錢の低下を申出る者のありしも、之を斥け最も作業の督勵に務め優良の品を製作せしめたる結果、綿練織の如きは左表の如く、前年に比較し一日一人平均工錢に於て金八厘五毛を增加するの好成績を得たり。又從來主として內地需用品を製作せしも一轉して專ら輸出品の製作を望むに至れり。其販路は遠く香港、廣東、新加坡、マニラ、方面に輸出する趣なり。

綿練織作業成績比較表

前年及本年別	業種	延人員	工錢額	一人一日平均額
四十二年中	綿ネル、織	七〇、二九六、二	九、七七九、七五六	〇、一三九、一
四十三年中	同	七七、六七三、九	一一、四六三、七三二	〇、一四七、六
比較	增減	七、三七七、八	一、六八三、九七六	〇、〇〇八、五

監房內夜間作業開始するもの續出す　監房內夜間作業は三十八年二月橫濱監獄を以て嚆矢とし、司法省又之が普及を期待し參考通牒を發(三)

する所ありたるも其の後經濟界の不況に妨げられて尚容易に普及するに至らなかつた。然るに四十三年下期に入り經濟界恢復を見、作業の經營漸次容易となるに伴ひ再び之が開始を爲すもの續出し、後年作業時間延長の端を爲すに至つた。夜間作業の開始は監獄紀律の維持並に、作業時間を普通勞働時間に近接せしめんとするの趣旨に出でたるは勿論であるが、一面又作業收入の增加を目的とせることは疑を容れざる所であつて、當時の司法當局の行刑思想を反映したるものとして注目に値する。

(一) 1、前橋（明治四十三年九月）小菅（四四、一）堀川（四五、一）岡崎（四四、一一）巢鴨（四五、二）神戸（四四、八）姬路（四四、一〇）夜間作業を開始す。（各監獄事務成績報告）（資料一、資料二、資料三、資料四）

2、夜間作業の業種は巢鴨經本編、紙鈴筆軸卷、靴下小先膝、和裁縫、神戸マッチ箱貼り、鼻緒工。（府中刑務所舊記及神戸監獄報）（資料一）（資料四）岡崎、麻、經絎、下駄表（前項資料三）

3、夜間作業服役時間は巢鴨一時間半乃至三時間、神戸一時間乃至三時間。（府中刑務所舊記及神戸監獄報）

4、大正元年十一月「夜業開始に付作業科程工錢並製表統一方」に付監獄局長通牒を發す。

5、當時建築中の監獄、例へば安濃津、豐多摩の如きは竣工後（各れも大正期に入る）開始せり。

(二) 1、神戸監獄に於て夜業開始に付きて左の典獄訓授をなす。

今回在監者勤作時限を改正せしは監獄作業時間が當地方普通勞働者に比し、甚だ不足なるを常に感ぜしにより今般主務大臣の認可を得て、就業時間を伸張し夜間居房に於て作業に從事せしめ益勤勞の素養を作り、而して夜業により生ずる國庫の收入を謀り云々。（神戸監獄報）（資料四）

2、夜業に依る作業收入增加は神戸一人一日平均一錢二厘、小菅同一錢七厘四毛（一ヶ月積算五五〇圓）前橋二、八七七圓（四十四年度）なり。（小菅及前橋監獄事務成績報告及神戸監獄報）。

(三) 司法省は三十八年二月監獄局長通牒を以て横濱監獄典獄の作業時間延長上申を認可せる旨を各監獄典獄に參考の爲通牒する所ありたり。（司法省監丙六二）（資料五）

資料一　▲夜間作業之義に付上申（明治四十五年二月廿八日認可）

從來當監に於ては晝間のみ作業を執らしめ來候處外部自由勞働との權衡と出獄後の習慣を養成するの必要より夜間就業せしむるの適當なるを認め候幸ひ當監には房內電燈の設備も有之其他に於ても差支無之候に付晝間就業時間の三割以內の時間に於て漸次夜業を試度存候間御認可相成度此段上申候也

年　月　日

司法大臣宛

典獄

夜間作業の種類及就業時間

一、業種

經木編、紙鈴筆軸卷、靴下爪先膝、和裁縫

二、就業時間

月次	晝間罷役時限	夜間就役時限	同上罷役時限	同上服役時限	晝間服役時限	總服役時間
一月	三時三十分	五時	八時	三時	七時	十時間
二月	四時	五時三十分	八時三十分	三時	八時	十一時間
三月	四時三十分	六時	同	二時三十分	九時	十一時三十分
四月	五時	六時三十分	同	二時	十時	十二時間
五月	同	同	同	同	同	同
六月	同	同	同	同	同	十二時三十分

七月	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
八月	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上
九月	四時三十分	六	時	八時三十分	二時三十分	九	時	間	同	上		
十月	四	時	五時三十分	同	上	三時	間	同	上	十二時	間	
十一月	三時三十分	五	時	八	時	同	上	八時	間	十一時	間	
十二月	同	上	同	上	同	上	同	上	七時	間	十	時間

資料二

▲小菅監獄房内夜間作業の實施の好果

監房内に電燈の設備あるを利用し房内作業を開始し、以て收益を計ると同時に之に依て在囚に努力の良習を養ふべきを思慮し十一月以降季節に應じ還房後一時間乃至三時三十分以内經木編の夜間作業を科したるに、其成績頗る良好にして凡そ一人一日（三時三十分）平均一錢七厘四毛の收入あり。之れを一ケ月積算せば五百五十圓六十七錢七厘に達す。又夜間作業開始以後の房内に於ける反則事故を減少したる事實あり。蓋し閑居して不善を爲せしもの爾後他念なく業務に勉勵する結果にして、無形の裡に彼等の修養に資する所決して尠からざるものと認む。

作業に關する事項抄

（監獄事業成績報告書第一卷明治四十四年）

資料三

▲前橋監獄夜間作業に依る收入

作業事項中特記すべきことは前年來閑居的不善行爲を防止し一面普通良民との勞働時間を均衡ならしむる爲め、夜間一時三十分間の監房内作業を科したる以來就業者は能く其趣旨を服膺し、孜々精勵するを以て其成績見るべきものあり。即ち本年間に於ける收入實に金貳千八百七拾七圓八拾六錢壹厘を計上するに至れり。以上は本年間に於ける作業成績の一端を揭げたるに過ぎずと雖も漸次進歩の傾向を認め得るのみならず、就業者が各其業に孜々として精勵するは寔に喜ぶべき現象なりとす。

「明治四十四年監獄事務成績報告書第一卷」

（作業に關する事項）

資料四

▲神戸刑務所に於ける監房作業開始狀況（神戸刑務所調査）

一、明治四十四年七月二十六日達示第四號を以て、在監人動作時限を定め八月一日より本監及兵庫出張所のみに之を施行す。

夜間作業時間

一月	十二月	三時間	
二月 十月	三月 十一月	九月	二時間三十分
四月	五月	八月	二時間
六月	七月		一時間

晝夜間合計作業時間（七月末日收容人員受刑者のみ　本監　八九七　兵庫出張所　二三六）

一月	十二月	十時間三十分	七月	十一月	十時間三十分
二月 十月	三月 十一月	十一時間	八月	十月	十一時間
三月	九月	十二時間	九月	十月	十二時間
四月 七月	五月 八月	六月	十月	十一月	十二時間三十分

二、明治四十四年七月二十七日典獄訓授

今回達示第四號を以て在監者勤作時限を改正せしは監獄作業時間が當地方普通勞働者に比し、甚だ不足なるを常に感ぜしにより今般主務大臣の認可を受け就業時間を伸長し、夜間居房に於て作業に從事せしめ益勤勞の素養を作り、而して夜業により生ずる國庫の收入を謀り一面從來日曜午前に於て工場出役を房役に變へ以て看守の休養を謀らんとす。各員能く此意を體し機を誤らざる樣努めらるべし。

豐岡、姬路兩分監は十日一日より施行す（九月末日收容人員　姬路　六六〇）（受刑者のみ　豐岡　一二四）

夜間作業時間		工場及房役合計時間
一月　二月　三月　四月	一時間	一月　十二月　八時間
九月　十二月		二月　九時間
五月　六月　七月	一時間三十分	十一月　八時間三十分
八月		十月　九時間三十分
十月　十一月	三十分間	三月　九月　十時間
		四月　十一時間
		五月　八月　十一時間三十分
		六月　七月　十二時間三十分

三、同年九月二十七日典獄訓授

今般達示第七號を以て姬路豐岡分監在監人動作時限を改正せしは去る七月二十六日訓授せし、本監動作時限改正の主旨と同じく普通勞働時間と近接せしむる爲、工場罷業後消燈時迄の時間を利用して房役をなし勤勞の素養と作業の收入を講ずるにあり。各員宜しく此意を體し遺漏なきを期せらるべし。

四十五年五月分成績（本所分）

晝間作業一日平均十二錢八厘〇二
夜間作業　〃　一錢一厘一九

業種はマッチ箱貼り及鼻緒眞の二種に之有候と
當時より勤務せる雇の話に有之候

資料五

司法省監丙第六二號

囚人服役時間伸長の儀に付別紙甲號稟申に對し乙號の通り認可相成候條爲御參考此段及通牒候也

明治三十八年二月九日

司法省監獄局長　久保田貫一

典獄（橫濱監獄を除く）
御中

（別紙）甲號

囚人服役時間伸長の儀に付稟申

當監に於ては電燈の設備有之に付ては規定の服役時間を伸長するも別段差支の儀無之就ては普通一般勞働者之實況を參酌し可成之と接近せしむるの方針を以て別紙の通り服役時間伸長致度候條御認可相成候樣致度此段及稟申候也

橫濱監獄
典獄　有馬四郎助

明治三十八年一月廿六日

司法大臣　波多野敬直殿

十一月～十二月　七時間　三時間伸長
十月～十一月　七時半分間　同　上
二月～十月　八時間　同　上

十月～十二月　八時半分間　二時半分間伸長
四月～九月　九時間　同　上
十二月～四月　九時半分間　二時間伸長

五月～八月　十時間　二時半分間伸長
六月～七月　十時半分間　同　上
十二月～十三時間

乙　號

司法省指令監内第六二號

明治三十八年一月二十六日甲第三號裏申囚人服役時間伸長の作認可す

明治三十八年二月九日

横濱監獄典獄　有馬四郎助

司法大臣　波多野敬直

附　錄

作業組織變遷一覽

(一) 就業義務

I. 新律綱領

A. 定役囚
- 1. 徒刑囚　各府藩縣其徒場に入れ地方の便宜に從ひ、その力を量り役使す。
- 2. 流刑囚　北海道に發遣し罪の輕重に從ひ役を三等に別つ。
- 3. 遠戍囚　北海道に發遣して邊疆の戍役に充つ。

B. 無定役囚——禁錮囚（閑刑）一室内に鎖錮せしむ。

II. 改定律例

A. 定役囚——懲役（笞杖、徒流の刑名を改め一體に本刑に換ふ）は平民、老少、婦女、癈、盲、廢疾者、及無力一不能一贖者、監獄則に照し分別して役に服す。

B. 無定役囚——禁錮囚（閑刑）一室内に鎖錮せしむ。

III. 明治十三年刑法

A. 定役囚
- a. 徒刑囚
  - 1. 男、島地に發遣して定役に服す。（刑17）
  - 2. 女、内地懲役場に於て定役に服す。（刑17）
  - 3. 六十歳以上の囚徒、通常の定役を免れ其體力相當の定役に服す。（刑19）
- b. 懲役囚
  - 1. 内地懲役場に入れ定役に服す。（刑22）
  - 2. 六十歳以上の囚徒、通常の定役を免れ其體力相當の定役に服す。（同）
- c. 重禁錮——禁錮場に留置し定役に服す。（刑24）

B. 無定役囚
- a. 流刑囚——島地の獄に幽閉し定役に服せず。（刑20）
- b. 禁　獄——内地の獄に入れ定役に服せず。（刑23）
- c. 輕禁錮——禁錮場に留置し定役に服せず。（刑24）
- d. 拘　留——拘留所に留置し定役に服せず。（刑28）

IV. 現行刑法

A. 定役囚——懲役囚（刑12）

B. 無定役囚
- a. 禁錮囚（刑13）
- b. 拘留囚（刑16）

(二) 作業種類

Ⅰ. 明治五年監獄則……例示主義

常人懲役を五等に分つ

1. 第五等　土石運搬、開墾、米舂、油搾の類。
2. 第四等　諸官邸の造營、街路の修繕、瓦、陶、煉瓦石等の調土、及耕耘の類。
3. 第三等 / 第二等 / 第一等　木工、竹工、籐工、鍛冶工、石工、桶工、瓦工、履工、及皮革工、縫工の類。

Ⅱ. 明治十四年監獄則……種類の指定を缺く

Ⅲ. 明治二十二年監獄則……指定主義

指定作業以外は認可を經るを要す

指定作業
- A. 男囚
  - a. 監内作業：舂米、瓦工、煉瓦、石工、碎石、鍛冶工、油絞、耕耘、木挽工、抄紙工、木工、桶工、藁工、炊事、掃除。
  - b. 監外作業：碎石、開墾、採礦、土方、石工、耕耘、運搬、若しくは監獄用務（施行細則四四）
- B. 女囚——紡績、裁縫、機織、洗濯の内（施細四四）

Ⅳ. 明治三十二年改正監獄則……認可主義

Ⅴ. 明治四十一年監獄法……同上

備考

昭和十年累進處遇令
1. 身上調査中の受刑者——手工業を課す。
2. 第二級者——作業の指導補助に當らしむることを得。
3. 第一級者——作業の指導又は監督の補助に當らしむることを得。

(三) 作業時間

Ⅰ. 明治五年監獄則……八時間

Ⅱ. 明治十四年監獄則……
- 乃　最短六時間十二分
- 至　最長九時間五分

- 十二月　六時間十二分、　十一月　六時間十三分、
- 一　月　六時間二十八分、　二　月　六時間五十七分、
- 十　月　七時間〇三分、　三　月　七時間三十五分、
- 八　月　八時間〇四分、　九　月　八時間十二分、
- 四　月　八時間三十八分、　七　月　八時間四十九分、
- 五　月　八時間五十九分、　六　月　九時間〇五分、

Ⅲ. 明治二十二年監獄則施行細則……
- 乃　最短、七時間、
- 至　最長、十時間三十分、

- 十二月　七時間、一　月　七時間半、二月 / 十一月　八時間、
- 三月 / 十月　八時間半、　九月　九時間、四月 / 五月 / 八月　九時間半、
- 六月 / 七月　十時間半、

Ⅳ. 明治三十二年改正監獄則施行細則……同上
- 但し月別就業時間に變更あり。且施行細則の說明通牒に依り日曜全休を命す。

- 一月 / 十二月　七時間、　十一月　七時間三十分、　二月　八時間、
- 十　月　八時間三十分、　三月 / 九月　九時間、　四月　九時間三十分、
- 五月 / 八月　十時間、　六月 / 七月　十時三十分、

V. 明治四十一年監獄法施行規則……
- 乃　最短、七時間、
- 至　最長、十一時間、

一月、十二月 七時間、　二月、十一月 八時間、　三月、九月、十月 九時間、
四月、五月、八月 十時間、　六月、七月 十一時間、

備考

1. 大正十年司法省訓令850號……
- 乃　最短、十二時間、
- 至　最長、十三時間、

一月、二月、八月、十二月 十二時間、　三月、七月、九月、十一月 十二時間、　四月、五月、六月、十月 十三時間、

2. 昭和六年行刑局長依命通牒四……
- 乃　最短、十一時間
- 至　最長、十二時間

（一時間短縮試行）

（四）休憩時間

I. 明治五年監獄則……
- 午前十一時より休憩、午後一時再就業、
- （但し五月、六月及七月は午後二時再就業）

II. 明治十四年監獄則……
- 午前十時前後小憩（十分乃至三十分）湯又は水を給す。
- 正午十二時休役、午飯後休憩（食事時間共五十分乃至二時間）。

III. 明治二十二年監獄則則施行細則……
- 正午十二時休役、午飯後休憩（食事時間共一時間乃至二時間）

IV. 明治三十二年　同上……
- 規程を缺く。

V. 明治四十一年監獄法……
- 規程を缺く。

備考

1. 大正十一年……
- 食事時間　朝夕三十分、　晝四十分、
- 休憩時間　午前十五分、　午後二十五分、

2. 昭和二年七月通牒……
- 休憩時間　午前十五分、　午後二十五分、
- 食事時間　朝夕各三十分、晝四十分、

3. 昭和六年十一月通牒……
- 休憩時間　午前十五分、　午後十五分、
- 食事時間　朝夕各三十分、晝四十分、

（五）免業日

I. 明治五年監獄則……
- 父母喪七日、
- 夫及兄弟妻子喪三日、

II. 明治十四年監獄則……
- 1. 一月一日二日、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、十二月三十一日、
- 2. 父母の喪一日、

III. 明治二十二年監獄則……
- 1. 明治十四年監獄則に同じ。
- 2. 父母の喪三日、

IV. 則明治四十一年……
- 1. 大祭、祝日、及一月一日二日、十二月三十一日、
- 2. 父母の訃に接したる者三日間、
- 3. 臨時就業を免ずる場合、（地久節其他）、

備考

大正十一年司法省訓令1.502……
- 同上
- （但し司法大臣の命令に依る臨時免業日として毎月二日の日曜日に免業せしむ。）

(六) 作業賞與金 (給與工錢)

甲、賞與金計算ノ場合

給與額

I. 新律綱領……(毎日凡人雇工錢十分一を給し、其半を官に領置し生業の資となす。)

A. 給與額　　B. 工錢をして食物購入、其他在監中給與の許可

II. 明治五年監獄則……a. 常人一級者　　b. 殊藝者

1. 製作に從事する者
製品を販賣し其代金中より毎日百文を給與し、尙放免日、右日給と日毎の食費とを除き其殘金を給與す。
- 上級　毎日百文、
- 中級　毎日五十文、
- 下級　毎日二十五文、

許さず

2. 炊夫、焚夫、小使等
毎日の傭工錢(普通傭價$\frac{3}{4}$)を通算し其内より毎日百文を給し、尙放免日右日給と食費とを除き、其殘金を給與す。

A. 給與額　　B. 工錢をして食物購入、其他在監中給與の許可

III. 明治十四年監獄則……

a. 重罪囚……$\frac{1}{10}$
b. 輕罪囚……$\frac{2}{10}$
但し十月改正せるもの、制定當時は此區別なく全部$\frac{1}{10}$
c. 無定役囚…$\frac{7}{10}$
d. 請願懲治人…(衣食費自辨者)工錢の全部
e. 請願懲治人…(衣食費自辨し能はざる者)工、錢より衣食費を控除したる餘分
f. 別房留置者……同　上
g. 科程外作業を爲す定役囚…$\frac{7}{10}$
h. 懲治人(幼年及瘖瘂者)…$\frac{7}{10}$(但し十月改正)

a. 食物購入
1. 食費を償ふべき工錢を得る者、
2. 一日三錢以下一月十回以下(但し定役に服せざる者は一日五錢以下)
但し處罰中、處罰後一ヶ月乃至二ヶ月之を許さず。

b. 其他
1. 親屬贈與、
2. 書籍、其他必要物品購入、

A. 給與額

IV. 明治二十二年監獄則施行細則……

a. 重罪囚……$\frac{2}{10}$
b. 輕罪囚……$\frac{4}{10}$
c. 無定役囚……$\frac{6}{10}$
d. 刑事被告人…$\frac{6}{10}$
e. 懲治人……$\frac{6}{10}$(請願懲治は廢止せらる)
f. 科程外作業を爲す定役囚$\frac{6}{10}$

a. 食物購入
1. 食費を償ふべき工錢を得る者、
2. 一回三錢一月十回以下、
3. 購求費は領置工錢の半額を過ぐべからず。

b. 其他……父母妻子の扶助及正當の費用に充つる場合。

A. 給與額　　B. 工錢をして食物購入、其他在監中給與の許可

V. 明治三十二年改正監獄則施行細則…

1. 初入者……
- 重罪囚……$\frac{2}{10}$
- 輕罪囚……$\frac{3}{10}$

2. 再入者……
- 重罪囚……$\frac{1}{10}$
- 輕罪囚……$\frac{2}{10}$

(但し刑期一年以上を經過し作業に勉勵するときは初入者の例に準ず)

3. 無定役囚、懲治人、刑事被告人及科程外作業を爲す定役囚……$\frac{7}{10}$

4.
- 賞表一個……
  - 重罪囚……$\frac{3}{10}$
  - 輕罪囚……$\frac{4}{10}$
- 同　二個……
  - 重罪囚……$\frac{4}{10}$
  - 輕罪囚……$\frac{5}{10}$
- 同　三個……
  - 重罪囚……$\frac{5}{10}$
  - 輕罪囚……$\frac{6}{10}$

備考
監獄則(三十二年改正の分)
- 定役重罪囚……$\frac{1}{10}$乃至$\frac{5}{10}$
- 同　輕罪囚……$\frac{2}{10}$乃至$\frac{6}{10}$

a. 食物購入
1. 二圓以上の領置工錢を有し作業に勉勵し行狀方正なるとき、
2. 一月五回以下、一回五錢以下、
3. 購求費は前月分給與工錢の三分一以内、

b. 其他
父母妻子の扶助及正當の費用に充つる場合、

A. 給與額

Ⅵ. 明治四十一年監獄法施行規則
- a. 懲役囚……$\frac{3}{10}$乃至$\frac{4}{10}$
- b. 刑事被告人……$\frac{4}{10}$乃至$\frac{7}{10}$
- c. 拘留囚……同上
- d. 禁錮囚……同上

B. 工錢をして食物購入、其他在監中給與の許可

- a. 食物購入を許可せず、
- b. 其他
  - (1) 受刑者
    - a. 十圓以上計算高を有する者
      - イ、父母妻子の扶助（但し計算高三分一以内）
      - ロ、犯罪被害者に對する賠償　同上
      - ハ、書籍の購求　同上
    - b. 受刑者の爲特に必要ありと認むるとき、
  - (2) 刑事被告人
    - 父母妻子扶助其他正當の費用、

乙. 賞與金不計算の場合

Ⅰ. 明治五年監獄則……常人役囚二等以下

Ⅱ. 明治十四年監獄則……現役一百日經過セザル者

Ⅲ. 明治二十二年監獄則施行細則……同上

Ⅳ. 明治三十二年改正監獄則施行細則……同上

Ⅴ. 明治四十一年監獄法施行細則
- イ、累犯懲役囚にして入監後三月を經過せざる者、
- ロ、就業三十日に滿たざる者、
- ハ、釋放の月に該る者、
- ニ、減食、屏禁、自辨衣類臥具停止、糧食自辨停止、運動停止の懲罰に處せられ其執行中に在る者、

備考

大正十一年改正監獄法施行規則…
- イ、入監したる翌月より五月を經過せざる者、
- ロ、釋放の月に該る者、
- ハ、行狀不良にして作業成績劣等なる者、

參考

大正十一年十月訓令1510作業賞與金計算方ノ件

（作業賞與金計算月報）

階級別 / 作業種類	特別級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
第一種	十圓以内	四圓五十錢	四圓	三圓五十錢	三圓	二圓五十錢	二圓	一圓五十錢	一圓	計算を爲さず
第二種	七圓以内	三圓	二圓五十錢	二圓	一圓五十錢	一圓二十錢	一圓	八十錢	五十錢	計算を爲さず
第三種	四圓以内	二圓	一圓五十錢	一圓二十錢	一圓	八十錢	六十錢	四十錢	二十錢	計算を爲さず

A. 昭和八年累進處遇令に依り下記認可を受けたる刑務所あり。

1. 第一級及第二級に對し一月一回乃至三回菓子及果實の購入を許す（一回に付五錢以内）

2. 第一級囚に對し一月一回乃至三回副食物の購入を許す（一回に付五錢以内）

（七）作業科程

Ⅰ. 明治十四年監獄則……
- 1. 刑名に依て之を斟酌し每囚一日の科程を定む。
- 2. 滿十二歲以上、十六歲未滿、滿六十歲以上の者及病後の疲勞者若しくは身體の虛弱者は科程を寬恕す。

Ⅱ. 明治二十二年監獄則……　科程の標準は下記に依り内務大臣の認可を受くること。

役業科程標準（年月不明）
1. 一時間の割合を掲ぐること。
2. 等級は體力の強弱、作業の熟否に依り五等に分つ（普通一人前を爲し得る者の科程を三等とす、其他の等級は之を標準として毎等凡そ二割を增減したるものを以て科程と爲す。
3. 等外には體力、技能の試驗中又は病後等にして未だ五等の科程を附すること能はざる者の科程を掲ぐ。
4. 炊夫等の如き役業は服役時間内使役するを以て科程とす。

Ⅲ. 明治三十二年改正監獄則施行細則
1. 普通一人の働高を以て等一に之を定む。（所謂等一科程）
2. 老者、幼者、病弱者、不具者、未熟者は別に相當の定量を定む。（未熟者の習熟期限を三ケ月とす）。
3. 炊事洒掃、看病等科程を付し難きものは作業時間を以て科程とす。

Ⅳ. 明治四十一年監獄則施行細則
1. 普通一人の仕上高及作業時間を標準として平等に定む。
2. 十八歳未滿の者、老者、病弱者及不具者は各就業者の體力に適應する作業の科程を定む。

（八）外役

Ⅰ. 明治十四年刑法附則
外役條件…徒刑囚、懲役囚、重禁錮囚に限る。
外役戒護
1. 鎖鐵の鎖を用ゐて二囚毎に聯伴し、晴雨を問はず笠を用ゐて面を掩はしむ。
2. 一組十人以上二十人以下と定め看守一人、押丁二人以上を付す。

Ⅱ. 明治二十六年監獄務規
外役條件
1. 刑期の半を經過したるものの中に就き個人的關係を省察して之を撰む。
2. 初犯及過發囚にして刑期六ケ月以下の者は外役せしむることを得ず。

外役場所制限
1. 外役場所を實檢し位置の適否、檢束の便否を精査すること。
2. 人家稠密の地を避くること。
3. 片道一里以内なること。
4. 規模稍大にして十日以上繼續すべきものなること。
5. 監獄官吏の家事に使役することを得ず。

Ⅲ. 明治三十二年改正監獄則施行細則
外役條件
1. 刑期二分一を經過したる者。
2. 刑期二分一を經過せざる者にして特別の必要あるとき司法大臣の認可を經ること
3. 死刑、六ケ月以下の者及女囚は外役せしむることを得ず。

外役戒護
1. 鎖鐵の鎖を以て二囚毎に聯伴す。
2. 晴雨を問はず笠を用ゐて其面を掩はしむ。
3. 看守二人以上を以て戒護せしむ。

Ⅳ. 明治四十一年監獄法施行規則
外役條件
1. 刑期六ケ月に滿たざる者は司法大臣の認可を受くるに非ざれば外役に就かしむるを得ず。
2. 受刑後三ケ月を經ざる者　同上。（但し十八歳未滿の受刑者を農業に就かしむるは此限にあらず）。
3. 刑事被告人は外役に就かしむることを得ず。

備考

大正十一年改正監獄法施行規則
外役條件
1. 刑事被告人は外役に就かしむることを得ず。
2. 刑期六月に滿たざる者は特別の事由ある場合の外は外役に就かしむるを得ず。
3. 受刑後三月を經ざる者　同上

（九）就業費

Ⅰ. 乃明治四年至明治十二年（第一次監獄費國庫支辨時代）
備工錢を以て材料費給與金を遣拂殘餘は器具、機械設備に當て不足額は官費とす。

Ⅱ. 乃明治十二年至明治三十年（監獄費府縣地方稅支辨時代）
a.（固定資金制を採るもの）— 集治監、北海道、沖繩等專ら國庫支辨廳に限るも、稀に府縣中此制に依るものあり。
b.（流動資金制を採るもの）— 各府縣の多くは此制を採る。代價を收納する時は其年度内には之を幾度にても回轉使用するもの。
c.（資金を有せざるもの）— 府縣中稀に此制を採るものあり、工業の全部を受負業に依るもの。但し監獄備品又は建築、修繕に限り其相當科目より材料代を支出し委託製作す。

Ⅲ. 明治三十三年以後 (第二次監獄費國庫支辨時代)……固定賚金制を採る。

(ロ) 手當金

Ⅰ. 明治十一年四月內務省指令……療養手當として金五圓迄を以て適宜給與せしむ。(懲治人諸費)

Ⅱ. 明治十三年十一月太政官指令……手當給與を廢す。(內務省伺)

Ⅲ. 明治四十一年監獄法……
(1) 就業に因り創傷を受け又は疾病に罹り之が爲に死亡し、又は業務を營み難きに至りたるときは情狀に因り手當金を給することを得。(監獄法 28)
(2) 此場合典獄は調査書類を添へ司法大臣に具申せしむ。(監、施 79)

備考

大正十一年十月司法省訓令六號……手當金給與規程

		最高	平均	最低
死亡手當		180	140	100
傷病手當	a.	150	120	90
	b.	120	100	75
	c.	100	75	50

備考 a. 終身自由を辨ずること能はざる者。
b. 終身勞務に服すること能はざる者。
c. 從來の勞務に服すること能はざる者。

(二) 經營方式

Ⅰ. 委託勞役及官司業時代 (自 明治四年 至 明治十九年) 外役(委託勞役)を主とし少數の內役を官司業として經營す、但し官司、委託名稱の分化を見ず。

Ⅱ. 受負業時代 (自 明治二十年 至 同 四十五年) 外役を縮少し之に代ふるに內役を以てし、漸次手續簡易なる受負業を擴張す

備考

1. 受負業時代 (自 大正元年 至 大正十年)

2. 官司業擴張時代 (自 大正十一年 至 現在) 作業の職業訓練的意義を重視し且收益增加並に受負業廢工に備ふる爲官司業を擴張す。

附錄

作業統計

一、作業收入支出調

年度＼金額＼項目	収入				支出				収入百圓に對する支出割合
	賃工錢	製品賣却代價	不用品賣却代價	合計	給與工錢又は賞與金	器具費	素品費	その他（運搬費 傭人雜費 其他）	合計	
明治三十二年度	六六六、三七九	四三五、〇五九	二五、八八二	一、一一七、三一〇	二〇五、三〇五	七〇、三六〇	二九〇、二八三	七、〇一六	五七三、九六四	五一・六〇
明治三十三年度	七六四、四三八	四六八、五〇六	八、五三八	一、二四一、四七二	二〇六、三七三	六六、八二七	二九八、五六八	五、一四四	五七七、〇一二	四六・四八一
明治三十四年度	七八〇、七七三	五〇〇、九五二	八、四〇七	一、二九〇、一三一	二一〇、一〇九	七一、一六二	二七一、七一四	七、〇三二	五六〇、〇一五	四三・四〇八
明治三十五年度	六二一、九二三	四五八、三七〇	六、〇二一	一、〇八六、二七一	二一三、九二五	八八、五〇六	二四三、三五	六、一四三	五六九、九五五	五二・五七七
明治三十六年度	六〇四、二八一	三八四、七一三	八、三五〇	九九七、三五三	二三五、七三四	六二、〇二四	二一五、三一〇	一〇、七〇八	五二三、七八六	五三・五九三
明治三十七年度	二六六、八一二	—	—	二六六、八一二	就業費 二八七、五五八			五〇七、一八四	五〇七、一八四	五〇・二七一
明治三十八年度	—	—	—	一、〇九八、八九四	二一九、六二六			一〇、七〇八	五〇七、一八四	五〇・二七一
明治三十九年度	七三七、一九六	四五九、八九三	二一、七六六	一、二一四、六二五	二四四、一五七	三八二、三六三		六二六、五一〇	五四四、六五八	五四・六五八
明治四十年度	七二六、二三五	四四一、八二二	二一、五九八	一、二一九、六一八	二一七、六二七	五五、六五九	二三一、五九九	四一、二四二	六二六、一三三	四九・五五八
	八六二、一五五	四五〇、〇五二	七、〇五六	一、二九九、八六三	二一九、八五〇	五五、八八二	二〇四、六〇三	四一、〇四九	五四三、六八三	四八・九三〇
明治四十一年度	八六二、一五五	四五〇、〇五二	七、〇五六	一、二九九、八六三	二一九、八五〇	五五、八八二	二〇四、六〇三	四一、〇四九	五四三、六八三	四一・七六二

年度	明治四十二年度	明治四十三年度	明治四十四年度	明治四十五年度
収入合計	一、三四九、〇四三	一、三四、七六五	一、三四、五二三	一、三四、七六五
賃工錢	九二六、五六六	九九六、〇七五	一、〇七三、六四〇	一、七一四、二五二
製品賣却代價	四三〇、六六三 △一、三〇六	四四一、〇一〇 △一二五九	四五一、四一〇 △六六九	四五〇、〇四一 △六
不用品賣却代價	一、八一三	一、八〇一	一、五〇六	二、九一四
支出合計	一、三四九、〇四三	一、三四、七六五	一、三四、五二三	一、三四、七六五
給與工錢又は賞與金	一三四、七六五	五二、三三四	一七八、五二三	七六、五三三
器具費	一四三、九四二	一八三、三四〇	一八三、三四〇	一八三、三四〇
素品費	四四二、三二	四四一、三九二	四四一、三九二	四四二、三二
その他（運搬費 傭人雜費 其他）	三五七、〇九〇	四四一、〇九〇	四四一、〇九〇	四四一、〇九〇
合計	一、三五三、六一三	一、四五五、〇七九	四五五、〇九九	四五〇、〇九九
収入百圓に對する支出割合	三八・七七五	三八・〇五六	四六・二九六	四九・九四九
就業費に對する回數（100回＝付）	三七・二六五	三九・一〇九	四六・二五三	五九・二四九
一日平均在監者數	三三、〇五六	三八三、〇三七	四六三、九六	七七、九七
受刑者一人當り給金年額	三九、一〇九	三九、一〇九	四六、二九七	七七、九七
給金	三三、〇五六	三八三、〇三七	四六三、九六	七七、九七
就業費	一、五九〇、三六〇	一、五六、一三三	一、五六、一三三	一、五六、一三三
就業費回數歩合（100回＝付）	四〇、二八三	四〇、二八三	四〇、二八三	四〇、二八三

備考 (1) 給與工錢又は賞與金は該年度の給與高を掲上す。
(2) △印は損金を示す。
(3) ※印は傭工錢を支出せざる作業の料定工錢なり。
(4) 収入百圓に對する支出の計算に付ては傭工錢を支出せざる料定工錢を除外せり。
(5) 明治三十七年、同三十八年は統計書の組織を異にし「収入合計」「給與工錢」及「就業費」三項以外は詳ならず。

二、刑務所作業收入及就業費比較 （金額一人當り年額及就業費回就歩合）

年別	作業收入	就業費	給金	受刑者一人當り給金年額	一日平均在監者數	就業費回數歩合（100回＝付）
明治三十四年	1,247.559円	349.375円	898.184円	18.23円	49,247人	357.08円
〃 三十五年	1,082.273	339.838	742.435	14.66	50,633	318.47
〃 三十六年	996.561	290.089	706.472	13.34	52,950	343.54
〃 三十七年	1,008.894	287.558	721.336	13.18	54,720	350.85
〃 三十八年	1,146.262	382.363	763.899	15.34	49,803	299.78

明治三十九年	1,166.684	384.024	782.664	15.94	49,096	303.81
〃 四 十 年	1,244.567	379.886	864.681	17.79	48,611	327.62
〃 四十一年	1,253.340	350.171	903.169	19.09	47,312	357.92
〃 四十二年	1,333.696	335.806	997.890	17.86	55.870	397.16
〃 四十三年	1,421.603	321.818	1,099.785	17.05	64,518	441.74
〃 四十四年	1,534.831	302.983	1,231.848	19.11	64,466	506.53
〃 四十五年	1,574.607	291.909	1,282.698	21.23	60,417	539.42

第三篇　日本獄制變遷概觀

第一期　固有法時代（神代及上古）

我國肇國の始めより推古の朝に至る迄は未だ中央集權の確立を見ず、國內諸制度も亦極めて原始的なるを免かれなかつたが、當時既に犯罪として天津罪、國津罪の存在せることは史籍に徵して明かである。而して此等犯罪に對する制裁としては最初は祓（祓除）を主とせしが、後には死刑、徒刑、流刑、贖刑、沒官、貶姓等も屢々行はれたことが窺はれるのである。神代に於て伊弉諾尊の輒遇突智を斬り、素盞烏尊の流竄に處せられしが如き、次で神功皇后の五年に葛城襲津彥が新羅の使者を檻中に納れて焚殺し、允恭天皇の二十四年に木梨輕太娘を伊豫國に流し、仁德天皇三十八年に佐伯部を安藝に移し、同四十年に佐伯直阿俄能胡已の私地獻納を許して死罪を免じ、履中天皇元年に阿曇連濱子を贖刑に處し、濱子に從へる野島海人を倭の蒋代屯倉に役使し、敏達天皇十四年善信尼を海石榴市亭に楚撻して禁錮せしが如き、又淸寧天皇の親ら囚徒を錄ひ寃枉なからしめたる等の事實ありて、神代既に死流二刑あり。神功以後には獄舍の存在をも推知し得るのみならず、徒刑類似の勞役刑竝に禁錮、贖罪の如き刑も屢々行はれたと見らるゝのである。而して此等の刑罰は我國の固有法と見るべきものなりや將又專ら支那法制の影響の下に採用せられたるものなりやは文獻の徵すべきものなく必ずしも明かでない。

（一）　大化改新以前の我國の政治は族制政治にして、氏上は各其の部下に對し無限の權力を以て之を支配し裁判權をも行つたが、天皇は一般に重要なる事件及大氏間の事件に付き裁判權を行はせられたのである。史上犯罪及刑罰として傳へらるゝ所は主として此の後者に屬するものである。

（二）由來隣邦支那朝鮮とは遠く神代より交通あり素盞嗚尊の如きは屢々朝鮮に往來し給ひ、崇神天皇は鹽乘津彦を遣はし任那を救援せられたのである。爾來年を經ると共に交通益々頻繁となり推古の朝に入るや、支那との直接交通も開始せられ我國力の發達に伴ひ大陸文化の移入益々顯著となり、其の間文字の傳來、儒教及佛教の渡來ありて、大に文化の躍進を見たのである。從つて我國の刑罰思想の如きも遠くは夏殷周三代の法制近くは隋唐律は素より高句麗、新羅、高麗等の刑律の影響を免かれなかつたと推せらるゝのであるが、我國固有法に對し將して如何なる程度の變換を齎らしたかは詳かでない。

第二期　繼受法時代（大化改新奈良朝及平安朝）

天智天皇の大化の改革は當時內外の情勢就中氏族制度の改革と、海外に對する國威發揚の必要とに促がされて行はれたるものにして(一)天皇親政に依る國內新體制を樹立し、中央集權の確立を期せんとするにあつたのである。爾來政府は大陸文化の思想を攝取し、進んで其の政治形態をも改めんとして、頻りに唐法に倣つて律令を制定し、國家機能の整備を圖つた。卽ち先づ天智天皇の七年近江令成り、次で天武天皇の十年飛鳥淨御原律令、文武天皇の大寶元年大寶律令、元正天皇の養老二年に養老律令が制定せられ、其の後嵯峨天皇の御宇に至る迄再三の刪定を見たのである。

律令の制度は素より大陸文化殊に唐文化の著しき影響の下に採用せられたのであるが、一面又我國古來の國家原理を基礎とし我國の道德、人情風俗を參酌し、就中敬神崇祖、家族國家の信仰を骨子として制定せられたことは看逃すべきでない。例ば官制の如きも我が官省の數は彼に比し約半數に過きざること、神祇官を太政官の上位に置きたる事、刑律に於て概ね其の刑を輕くせること等を擧ぐることが出來るのである。(二)

其の間漢字の採用に依つて記錄の道開け元明天皇和銅五年に古事記、同六年に風土記、元正天皇の養老四年に日本書紀の編纂を見、聖武天皇天平年間に萬葉集の撰定あり、次で平安朝時代に入りては假名文字の使用盛となり、竹取物語（貞觀乃至寬平の頃）土佐日記（承平四年）源氏物語（長保より寬弘）枕草紙（一條天皇の頃）等の極めて獨創的なる日本文學が創造せられ、我國國文學發達の端を開き、漸次純日本的なる文化形態を整ふるに至つた。

法制に於ても近江令施行以來年所を閱するに從ひ往々にして國民生活に根付かざるもの少なからざるのみならず、一面又(三)時勢に適せざるものあるに至り、嵯峨天皇の弘仁元年には藏人所を設け、淳和天皇の天長七年には檢非違使廳を置き、時勢と國風とに卽せしめんと努力した。所謂令外の官である。(四)又律令の部分的改正ともいふべき格式も屢々編纂せられ我國の法制もいつしか隨唐よりの借り衣を脫ぎて、漸次日本的性格を具備するに至つたのである。

獄制に至りては未決中と雖も犯罪の輕重に因り其の處遇を異にし、枉刑以上及免官に相當するものは木柔に閉鎖して（拘禁の意）禁錮し（之を拘禁とす卽ち禁獄なり）徒刑以上は兩肱を縛し（禁之を縛とす）死罪には頭に枷を加へ、足に杻を繫した（之を枷禁とす）又男女禁所を別にし、(五)薦席を貸與したが、衣服及食料は差入者なき者に限りて官給し、紙筆、兵刀、杵棒の類を入るるを禁じた。(七)病者には囚獄司より驗實して醫藥を給し、枷杻を脫し、囚人の家族一人を獄中に入れて之を看護せしめた。(八)姙婦の產月に臨むときは責保して出獄を許し產後三十日にし追禁した。(九)又父母等の遭喪休暇を許したが獄中獄外の交通は全然遮斷した。(一〇)徒刑者の作業の種類は旣に述べたるが如く官役を主とし十日毎に一日の休暇を給ひ、父母、祖父母の喪に遭へば五十日の休暇を給ひ二等親の喪に遭へば七日の休暇を給ふた。(一一)刑期滿了せば刑部省及國司は其の事狀を錄して之を本籍地に遞送するも其の人となり、凶惡にして衆庶の共に知る者は倘之を釋放せず獄中に禁錮した。(一二)此等は概ね唐制を參酌したるものなるも、用刑竝遇囚の實際に至りては我國の傳承に從ひ、支那に比して著しく寬大にして潤ひのあるものであつた。(一四)卽ち嵯峨天皇の弘仁九年死刑停廢を宣旨し給ひてより帝王二十六代三百三十有餘年間死刑を執行したる事なしと傳へられ、(一三)又國家皇室の慶凶時に際しては屢々天下に赦し、(一五)或は車駕京中を巡幸して獄囚に出獄時の衣服を賜ひ、(一六)又屢々使を派して囚員及其の狀態を檢し若は

囚徒を錄ひて寛なからしめ、(一七)又進んで左右京職をして結保帳に依りて犯罪を防止せしめ、其の他高僧等の篤志教誨を許し、(一九)或は囚徒の放免に際しては人毎に錢を給して、(二〇)正業に就かしめたるが如きである。此等の事績は全く古來一貫して仁愛の精神に徹せられた我皇室の御性格の發露に外ならぬのであるが、一面又當時の我國文化水準が頗る高度に達せることを示すものといはねばならぬ。

(一) 宮崎道三郎博士東京帝國大學法制史講義。

(二) 紀伊國隅田八幡宮所藏の鐘の銘帶に依るも既に西紀五世紀前には漢文字で假名を書したことが知られる。(黒板博士資料適錄國史概觀)

(三) 1、藏人所は文書宣傳の事を掌る。
2、天長七年檢非違使廳を置き京都を始め諸國の風紀を取締らしめしが、同十年遂に常置の官となし、廳を開いて司法及警察行政を掌らしめた。仍て爾來刑部省の裁判、彈正臺の糺彈、京職の訴訟、衞府の追捕等は總て此の廳に於て處理せらるるに至つた。

(四) 格は弘仁、貞觀、延喜の三回編纂せられたが、此等を類聚されたものが類聚三代格といひ、又式の大成したものが延喜式である。

(五) (六) (七) 獄令(令議解)

(八) 律逸、卷八

(九) (一〇) (一一) 獄令(令議解)

(一二) 延喜刑部式

(一三) 類聚三代格、弘仁十三年の官符に依れば盜犯に依つて死刑となるべき者は以後十五年の徒刑となる。

(一四) 保元物語には三百四十七年とあるも瀧川博士の研究に依れば三百三十九年なり。

(一五) 天武天皇朱鳥元年五月及元正天皇の養老六年四月の大赦に當りては、獄囚皆無となり囚獄空しとあり。(續日本紀)

(一六) 聖武天皇神龜二年及天平三年(續日本紀)

(一七) 1、一條天皇長德二年(小右記)醍醐天皇延喜十九年(西宮記)
2、元明天皇和銅七年、聖武天皇天平四年及九年(同)

(一八) 醍醐天皇昌泰二年(類聚三代格)

(一九) 1、醍醐天皇延長年間僧春朝敎誨に力む(元享釋書)
2、鳥羽天皇の朝僧永觀囚徒の敎誨に功あり(本朝高僧傳)

(二〇) 醍醐天皇延長八年(扶桑略記)

第三期 融合法時代(鎌倉、建武中興、室町、德川)

然るに平安後期に入るや莊園制度に伴ふ弊害は其の極に達し、地方の紊亂は漸次收拾すべからざるものあるに至つた。誅求と壓迫とに堪へかねたる農民等は其の住居の地より逃れて地方に浮浪の民となる者多く、至る所盜賊横行し都の附近に於てさへ大賊の出沒を見るに至つた。而かも國政稍もすれば文弱に流れ律令運用に當る檢非違使の廳例の如きも往々にして寬優に過ぐるものありて、(一)國內治安維持の力は殆ど無力に比しく政權は嚮て武門に歸するに至つた。

かくて武家の權力益々增進し、後鳥羽天皇の文治二年源頼朝が鎌倉に開府せしより政刑の權は漸次幕府に移つた。執權北條泰時は一代の政治家にして、意を治道に注ぎ後鳥羽天皇の貞永元年頼朝以來成立したる幕府の慣例と條理(泰時の所謂道理)とを基礎として御成敗式目(俗に貞永式目又は關東式目といふ)を制定し、闘東武家及其の所領に對する裁判(刑事を主とす)の基準を定めた。(二)年併せて此の式目は幕府の評定衆の誓へる起請に外ならずして、公衆及其の所領に對しては依然として律令を施行し、又武家に對しても式目の足らざる所は律を準用して處斷した。

此の式目は時勢の進歩に從ひ屢々追加せられたが、正刑としては禁獄(笞杖の身體刑に換ふ)追放(徒刑に換ふ)流刑、死刑の四種、閏刑

としては武家に召籠召禁改易除籍等の九刑、庶人には過料、闕所、捺火印、半剃鬢の四刑であつた。

禁獄は獄に繋ぎ限満ちて放還するもの、召籠、召禁は政所又は便所に拘留するものなれども共に勞役を伴はず、王朝時代の徒刑とは聊か其の趣を異し現代自由刑制度とは何等の聯絡あるものではなかつた。死刑は當初斬罪の一種としたが、漸次峻酷なる執行方法を採用し、梟首、磔、火焙の如き慘刑行はれ、肉刑としては纔切り、指切り、劓刖、火印等の原始的なるものさへ行はれた。(二)幕政の強化を計るに汲々たる封建刑政として、又已むを得ないものであつたと思はれる。後醍醐天皇の建武中興は天皇親政の古に復し給はんとする大理想に出でたる事は勿論であるが、逆臣尊氏の爲に遂に之が完成を見るに至らず、諸般の法制漸く緒に付かんとせるに再び武家政治の覆に復するに至りたるは遺憾の極みである。

室町幕府の法令は建武以後屢々貞永式目を追加せる所謂「建武以來追加」に據つた。此等の追加規定たるや同じく武門政令の下に定められたるものなれば、其の定むる犯罪は幕府の權威を鞏固ならしむる政略を含み、其の定むる刑罰は依然として峻酷なるを免れなかつた。而かも用刑の實際に至りては室町の季世人心の殺伐となるに伴ひ益々峻酷を加へ、牛裂串刺等の慘刑も屢々行はれ、御家人は勿論一般の信頼も漸次失はれて行つた。かくて不忠足利氏の末路は實に憐むべきものにして到底天下の輿望を負ふを得ざるは勿論、日ならずして國を擧げて混亂の渦中に投じ、所謂群雄割據の戰國時代を現出するの因を作り、地方は各分國法を以て統治せられ幕府の政令は全く行はれざるに至つた。分國法の主なるものは大內家壁書、今川かな目錄、伊達家塵芥集、相良氏壁書、甲洲法度、里見家法度、元親百個條等算ふるに遑ないが、各れも簡單實際的なる武家法であつた。

信長、秀吉共に一代の英傑にして且勤王の志篤く又政治に意を用ゐ、織田氏は「東國法度十五條」を定めしも一般に及ぶの暇なくして亡び、秀吉は最も農政に意を用ひ先づ田地租法を制定し且五人組の制度を創設し、次で武家に關する法度、宗教に關する法度、船舶に關する法度等を定めしが、征韓の事急にして然がも其の功ならざるに薨去し、其の子秀頼幼少にして天下經營の實力を缺き父祖の遺業を完成する能はず、遂に家康の手に依りて全國の統一を見るに至つた。

徳川氏の天下を裁定するや、足利氏に比し一層自己保全の爲力を注ぎ、學問も法律も悉く幕政の強化の爲に用ゐられ、何事に依らず先例を尊重し、專ら國內の統制に意を用ひた。慶長十八年公家法度、同二十年更に禁中竝公家諸法度十七箇條を定むると同時に武家法度十三ケ條を定めたるが如きは全く此の目的に出づるのである。

乍併一般司法に至りては永く不文の習慣法に基きて之が法令を制定せず、裁判官をして專ら先例を重んじ倫理道德を本として罪を決せしめたのである。

然るに吉宗公の紀州より入りて將軍職を繼ぐや、時勢の進歩と共に法典編纂の必要を感じ、舊例古法は素より明律をも參酌し、公事方定書を完成したことは既に述べたるが如くである。(四)此の時代に於ては流石に戰國時代に行はれたる串刺牛裂等の慘刑は廢せられ且吉宗の司法の改善に依り戰國時代の遺風たる追放刑、連座刑竝に拷問にも一大制限を加へられ、漸次刑法上の進歩を見たのであるが、刑政としては未だ威嚇刑の域を脫し得なかつたのである。

乍併當路者は一面に於て裁判の公正と振肅とに多大の注意を拂ひ且大に風教を作振し、人をして其の裁判に心服せしめんことを期した。徳川一家の家典とも稱すべき家康百箇條中に

一、總て刑戮の多きは卽ち上天子の不德下將軍の恥辱なりと知りて深く思慮すべき事。

一、條目に照して貴賤を憚らず鄙陋を凌がず萬民をして理非明白ならしむべし。

とあるが如きも徳川氏が如何に刑政の運用に意を用ゐたかを窺ふに足るのである。從て獄制の如きも頗る之が運用に留意し例は餅は熱病となるの虞ありとして之が差入を許さなかつたが、茶めし、海苔めし、の類は之を許せるが如き又正月及盂蘭盆會等には特別糧食を給して獄中尙國民的行事に參加するの恩惠に浴せしむる等頗る人情味の豐かなる處置を爲し、其の他夏季の納涼、冬期の參葉給與等より災害時の切放等に至る迄囚徒を保護するの制度は備はらざるなく、後世の以て範とするに足るものが尠くないのである。(五)

然るに徳川氏の下期に入るや漸次政治の弛緩と財政上の行詰りを來たし、殊に都市の急激なる發達に伴ひ農村の衰頽甚し

く江戸市内は無宿者犯罪者激増し、世相年と共に陰惡を加へ地方は到る所に百姓一揆續出し物情騒然たるものがあつた。此の間明君賢相出でゝ屢々局面の展回を圖らんとし刑政に於ても寄場制度、佐渡鑛山勞役等の採用竝に囚獄の改革等に着手するものありしが、遂に狂瀾を既倒に廻らすことを得ず剩へ尊王倒幕思想の勃興、外交問題の紛糾等にて幕府は遂に未曾有の難局に遭遇し幕運は崩壞の一路を辿るに至つたのである。

徳川時代に於ける刑政は中央に評定所ありて全國の司法を總裁し、其の判官は評定衆と稱せらるゝ老中、寺社奉行、大目付、町奉行、勘定奉行を以て之に當てた。其の他江戸は勘定奉行所、寺社奉行所、町奉行所の三奉行所あり、勘定奉行所は旗本其他地位ある犯罪者を審判し寺社奉行所は神官、僧侶中の身分ある者を審判し、町奉行所は南北二個所あつて通常の犯罪者を裁判した。而して獄舍の監督は專ら町奉行の主管に屬し、奉行は時々與力同心又は目付、徒目付及小人目付等をして獄舍を巡檢せしめ官紀の振肅と獄制運用の適正とを期した。地方に在りては京都に所司代、大阪に城代、長崎及奈良に奉行或は代官を置きて司獄の事を管せしめ、其の他三百有餘の大小諸藩には各獄舍の設けありて、多少其の制を異にする所なきに非ざりしが、概ね幕府の制に倣ひ頗る善政を擧げ仙臺、金澤の如き大藩に於ても屢々獄內一囚なきの事蹟が傳へられてゐる。(六)

當時の獄舍（牢屋敷、囚獄）は既に述べたるが如く主として未決拘禁を目的として兼ねて生命刑及身體刑の執行場所としての機能を發揮したに過ぎなかつたが、徳川中期に入りて幕府は時勢の要求に鑑みて人足寄場なるものを創設し、王朝時代の徒刑類似の拘禁制度を採用した。本制度は浮浪者改善を目的として生誕したるものにして囚獄とは全然其の目的を異にするものなるを以て之が經營管理の方法亦自ら異らざるを得ず、全く特異の發達を遂ぐるに至つた。就中作業の强制と其の社會的復歸とには所有努力を拂ひ、心學の大家を聘して忠孝、堪忍、儉約等の實踐的德目を敎諭せしめ連綿として明治新政時に及んでゐる。本制度は幕政時に於ては未だ全國的採用の運びに至らなかつたが、幕府直轄地を始め多數の藩政に採用せられ明治獄政の基礎を爲すに至つたことは特筆せらるべきである。

人或は我國現行の獄制は專ら歐洲獄制の移入に依りて發達したるものなりとするも、(七)其の傳統は寧ろ遠く王朝以後の舊獄制に求むべきである。就中自由刑制度に就ては前記寄場制度の慣行、未決拘禁制度に付ては德川幕政時に於ける囚獄法が永く我國の實際を支配し今尙之が影響下にありと認めらるゝもの尠なからざるを見るのである。

今玆に各時代の獄制中明治以後へ傳承せられ若は影響を與へたりと認めらるゝ事項を擧ぐれば概ね左の如くである。

舊獄制の明治獄制への影響一覽

律令時代徒刑	德川時代人足寄場	明治時代自由刑（徒刑、懲役）
强制勞役	同	同
官役使傭	主として官役	同
十日毎休暇	一の日休暇	六の日休暇、日曜休暇
父母喪休暇	不詳	遺喪免業
本籍遞送	同	同
兇惡者留置	佐渡移送	別房留置
時衣及錢給與	資本金給與	時衣及旅費給與
檢閱	寄力出役其他巡視	巡閱
褒美錢給與	作業賞與金	作業賞與金
寄場差配人委託		保護團體委託
拘禁分類	同	同
特別糧食	同	同

柿色官衣	赭色官衣	
米麥混炊	同	
申渡條目	遵守事項	

（一）例は強非違使の擬律書であつた唐欽勘文に依れば强盜の贓物布十五端以上に相當する者は律にて絞罪、絡にて十五年に當るを以て、其の贓物を十五端以内に減じて適宜の處分をした事例がある。

（二）社寺、國司、領家等の訴訟は此の式目に據らなかつた。從て公家と武家とは法制的にも對立してゐたのである。

（三）大場茂馬著刑法總論上卷。

（四）第一編第二章德川時代の刑政一班參照。

（五）1、第一編第八章第一節禮金參照。

2、幕府は屢々訴訟の延滯を戒め、且過料或は遠正を期した。（資料一）

（六）1、明和五年十月仙臺藩獄中一囚なし、仍て評定所に於て町奉行以下へ物及酒肴を賜ふ。（仙臺藩治家記錄獅山公時代）

2、加賀松雲公

（七）谷田三郎博士監獄官練習所に講じて「我國現代の監獄は其の範を既來に取りたるものなるが故に我國舊時の慣習思想等は殆ど其影を止めず」と述べられてゐる。

資料一

▲三奉行へ訓令（正德二年九月五日）

寛永より以來令せられし評定所條目に會集の輩卯刻より出、申刻に退き其日に決しがたきは翌日再議し猶決しがたきは老臣に申出べきよしなり。然るを近年訴訟の數多くなりしに會議の輩その事に老練して裁判礙塞することなきにや會集の間なく退散するよし聞ゆ、若每事令甲にのみまかせ道理の微細を盡すに及はで裁斷せば、さるまじき事なり。又評定所、並奉行所專ら證狀をのみ用ひて道理を問ず本旨をすて、枝葉を吟檢するよし聞ゆ證狀はもとより、證とすべけれどすべて裁斷の證に引用せん物に大法にそむきたることは、しるさしむべからず枝葉につきて本根をしることもあるべけれど枝葉を論じ事、數派にわかれ根源を失ふこともあるべし。然らは其證も據としがたく其末をも遂がたし、就中論地などは古より評定所にて決したるを近年は代官に令し檢使もて、裁斷するゆゑに、さるべからざることも聞ゆ此等の類諸事に其心して、はからふべし。又近比大罪の徒を助け置、目明し口問なと名付て罪の疑はしきものあれは彼徒に搜索し、糺明せしめ事の實否罪の有無を決斷するよし聞ゆ。假令彼等がいふ所あやまらずとも奉行の輩、彼等が力をかり天下の大政を沙汰せんとひがとなり。まして彼等が申處あるは日頃の遺恨により、あるは賄賂により事の體を引たがひ理を非とする類少からざるよし、世に流言す早く彼等が本罪を糺し今より後かゝるひが事皆とゝむべし。又聽訴の時、會集の輩所存をつゝまず言べき故事なるに、近年衆議にも及はじめ言出したる言にのみまかせ裁斷するよし聞ゆ、もし其事まことならば會議の輩多しといへども一人にて決せば、會議といゆも評定といゆも其本旨を失へり。今より五に心力をつくし衆議あるべきなり。又遠國より訴訟にまかるもの久しく府下に滯留せしむまじきなり。然るに近きころ評定所並に奉行所にて裁斷遲滯し年月を經訴人鄉里にかへることを得ず、細民生產をすて鄉里をはなれ、たとひ宿志をはたすとも失費少からず、まして申所かなひがたきものは其患嘆尤あはれむへし。今より後奉行等このことはりを思慮し每事沙汰すへし。又奉行等が老臣によりて聞え上ることある時、再三思慮するにや每事遲滯し上より御尋問ある時その答、明白ならず、すべて進言せんこと滯りなく答申處は明亮なるべし。又訴訟の輩あるは權勢により賄賂をもて宿志をとぐる者まゝありと聞ゆること久しければ御繼統の初、法令にも其旨をのせらるゝといへとも舊弊今に改らずと聞えたり。もし流言の如くならんに於ては大政の破るゝもとゐなればゝ嚴に譴責を加へらるべし。奉行並に其家人はいふまでもなし屬吏に至るまでもよく曉喩すべきなり。又獄屋の斷役等ひそかに、くさ〴〵の私法を設け囚徒より賄賂を貪る聞えあ

り。此等は奉行も亦しらで制禁を加へさるにや今よりかゝることゝ、おごそかに禁止すべし。すべて奉行所は天下政令の出る處なれは萬事の理非は此所にて定ることなり。然るを今日の如きは奉行の過失とのみはいひがたし、大政の不明にして人民の安らからざる所なれは各その心して沙汰すべし。（小宮山氏德川太平記）

第四期　現　代　（明治以後）

慶應四年三月王政復古と共に開國進取の國是に基き、五ヶ條の御誓文の頒布あり。天皇は此の抱負をば天地神明に誓はせられたが、更に國民安撫國威發揚の勅語を賜り。(一)刑政に付ては「刑律は國民生死の係る所にして、之が改革は一日も緩うすべからず」との御聖旨に依り同年十月「刑律」を假定し、新に徒刑の制度を採用し用刑の事又努めて寛減に從はしめた。(二)同年九月東京府判事が囚獄職員一同に對して「仁愛寛恕の精神に據り罪囚を處遇すべき」旨を懇諭したのも此等の有り難き御聖旨御皇德をば獄囚の上にも光被せしめんことを期したものと見るべきであらう。翌二年八月取り敢ず刑名を定め、同じく九月刑律改選の勅語を賜り「寛恕の政に從て忠厚の俗に復し、刑は無刑に歸せよ」と宣はせ給ひ、次で十二月囚獄司を刑部省に置き囚獄の事再び王朝の古制に復し、越て四年二月囚獄權正小原重哉を英領香港シンガポール等に派遣し、彼地の獄制を調査せしめたるが如きは新政府が如何に刑政の改良に熱心なりしかを物語るものである。

これより先三年二月維新最初の刑典新律綱領の發布を見るに至つたのであるが、正刑を分ちて死、流、徒、杖、笞の五種とし且徒刑の制を改定する所あつた。新律は明清律を參酌して制定せられたのであるが、德川氏の刑律に比し著しく寬大となり、主刑として徒刑を採用したるが如きは刑法上の一大進歩と見るべきであつた。

次で六年五月改定律令を頒布し笞、杖、徒及流の四刑を改め總て懲役とし、著しく懲役刑の適用範圍を擴大し自由刑を以て刑政の中心となすに至つた。政府は之と相前後して監獄則同圖式を頒布し（五年十一月）大に獄制の整備を圖らんとしたことは既に述べた處である。本則は「小原氏等の目擊する所と英人の口授する所とを筆記せし者に基き傍ら諸國の獄則に照し之を我國の成規に比較し、風土に因り人情を酌み參互取捨以て編制した」といはれるが、(五)仔細に其の內容を檢する時は寧ろ我國古來の囚獄法（慣習法）と幕政時の寄場法（同）とを基礎として之に諸國の獄制を取捨撰擇せるものと認むべきであつて、所謂古き酒を新しき革嚢に盛り、以て我國獨特の獄制を組織發展せしめんことを期したと見られるのである。

然るにこの監獄改良の大理想を以て誕生せる監獄則も財政上の關係よりして、遂に之が完全なる實施を見るに至らなかつたのであるが、明治十四年西南戰役の後を受けて國事犯囚徒集禁の必要に迫まられ、宮城、小菅兩集治監の建設を見、轆て此兩監獄は我國監獄改良の前驅として、極めて重大なる役割を演ずるに至つたことは獄制上よりせば一大僥倖であつた。

改定律令は廣く歐米諸國の立法をも參酌し且一層寬恕の趣旨に依りて立案せられたのであるが、(六)未だ封建的の色彩濃厚にして到底新時代の要求に適せざるものあるのみならず、泰西諸國との交通は益々頻繁となり條約改正の急務となるに伴ひ、遂に之が根本的改正を要求さるゝに至つたのである。仍て、政府は泰西諸國刑法の母法たる佛國ナポレオン法典を模範と爲し佛人、ボアソナートを聘して刑法編纂の事に與らしめ、之と略ぼ同一なる主義內容を有する刑法（所謂舊刑法）を制定し（一三年七月公布）明治十五年一月より施行するの運びとなつたのである。

改正刑法は長期徒、流刑四等島地發遣の制を採用したる爲、之が實施に先立ちて早くも獄內囚情に反映し、各府縣共監獄規律の維持に非常なる困難を來たしたるも、政府は之と相前後して監獄則を改正して（一四年九月）分類拘禁法を設け惡習傳播の弊を除去し、同囚相制するの法を復活し、併て作業及敎誨制度の刷新を計り又改悛助長の方法として賞遇制度を創設し、努めて假出獄の運用を圖る等囚徒の敎化に留意し、且各府縣は相次で舊式監獄の改築を行ひ拘禁の緩和を圖りたると一面又當時皇恩の特に長期囚の上に及べるありて、(七)囚情も漸次整頓せらるゝに至つた。かくて我獄制は囚徒の精神敎化に重點

を置くに至りたるも、其の出獄後の保護に至りては未だ何等見るべきの施設なく、刑餘頼るべき所なき者は別房留置として監獄の一部に留置するの狀態なりしを以て、明治二十二年監獄則の改正に際し別房留置の制度を廢して、私設保護團體に收容することゝした。これ我國司法護事業勃興の端緒にして爾來皇室の御奬勵と當局の熱心なる奬勵の下に今日の隆運を見るに至つたのである。

二十二年の監獄則の改正は主として條約改正の準備的工作として行はれたるものにして、刑事被告人の處遇竝在監者の保健衞生施設の改善を目的としたのであるが、一面階級處遇的精神を加味し有賞表者を優遇するの規定を設けたる爲爾來階級處遇法の漸次的施行を見るに至つたのである。

次で政府は監獄改良の根底は繋つて司獄官の素質向上に在りとし、普國人ゼーバツハ氏を聘して國立監獄官練習所を設置し、人材の養成に努むる所あつた。ゼ氏の我國監獄改良に對する功績に付ては既に屢々紹介せる所であるが、就中其信奉せる個人處遇竝規律主義の行刑方針は永く我行刑界を司配したことは顯著なる事實である。氏は又階級處遇制度の採用を熱心に慫慂せるも獄舍の設備之に伴はざると、部内に有力なる反對ありたる爲遂に正規の採用を見るに至らなかつたのは斯道の爲遺憾といふべきである。

監獄費は明治十二年迄國費支辨なりしが、幣制整理等の爲一時地方稅支辨に移すの止むなきに至りたるも、清浦氏（後の伯爵）等の努力に依り三十二年に至り漸く國庫支辨の舊に復し、越て三十三年監獄事務は之を司法省に移官し、三十六年三月地方官々制の改正せらるゝや新に監獄官制を公布し、總ての監獄を司法省の直轄に屬せしめ玆に初めて監獄制度は國の直接管理下に置かれることゝなつたのである。

司法省は監獄事業は完全なる建築物を以て監獄改良の最先の要件なりと爲し、移管以來監獄の改築計劃を立て一面又分類處遇の重要性を認め各地に先づ幼年監獄を、次で女監を特設し各其の特性を考慮して之が特別處遇を施すことゝした。かくて我國獄制は司法省の直轄に因り玆に一大躍進を遂ぐるに至つたのである。

舊刑法（十五年實施せられたる）は歐米名國と略ぼ同樣なる主義內容を有し法典としては比較的整備せるものなりしも、其の母法たるナポレオン法典は、一百年前の制定に係り時勢の要求に適せざる點尠なからざりしを以て其の實施後間もなく改正の必要を認められ、（八）改正の業に從事すること二十數年遂に明治四十年四月現行刑法の公布を見るに至つたのである。新刑法は大體に於て獨乙刑法を母法とし之に主觀主義の見地より補正を加へたるものにして、新法の實施は政策上の一大變革であつた。其の特色とする所は

(1) 重罪違警罪の分類を廢したる事、(1) 判事の自由裁量の範圍を著しく擴張したる事、(3) 停止公權の如き名譽刑を廢止したる事、(4) 監視及懲治場留置の如き刑事政策に關する規定を廢止したる事。

等であるが就中自由裁量範圍の擴張は長期受刑者の增加を伴ひ之が爲各監獄は拘禁上多大の困難を感じ、囚情又從て動搖を免かれなかつたことは既に述べたるが如くである。

併ら刑法施行（四一、一〇、一）と共に監獄法規を改正し分類拘禁を基礎として犯人の個人處遇を重視し、之が改善に關し劃期的の改正を加へ獄制實際の運用に當りても大に紀律の維持振肅と、教育行刑の理想の實現に努力し以て新刑法の立法精神に合致せしめんことを期したる爲、囚情も漸次舊に復し監獄制度も着々整備改善せられ數年を出でずして舊來の面目を一新するに至つた。

我國は古來屢々支那文化を移植し我國固有の國民精神を養ひ來りたるが、明治新政以來專ら歐米文化の攝取に努め所謂東西文化の融合の實を擧げ以て今日の隆昌を來したのである。併しながら此の歐米文化の輸入に伴ひ個人主義、功利主義、自由主義的思想が、いつしか我國社會各層に浸潤し來り就中世界大戰の勃發は我國資本主義經濟機構を急速に發展せしめたる爲、貧者と富豪との敵視、小作人と地主との確執、勞働者と資本家との抗爭は年と共に深刻を加へ、彼のデモクラシー思想は一世を風靡するに至り。之が成熟につれて遂に非日本的弊害をも曝露し我國史上拭ふべからざる陰影を殘すに至つたのは

一大痛恨事であつた。然るに昭和六年九月滿洲事變の勃發は今更の如く日本的自覺を覺醒し、次で日支事變の發生を見、今や世界新秩序建設の爲に八紘一宇の大理想の下に擧國一致國難打開に邁進しつゝある姿こそは正に世界の驚異である。先にも述べたる如く現行刑法は獨乙刑法を母法となし、監獄法は又普國內務省所轄監獄則を模範として制定せられたのであるが、大正十年早くも刑法改正の議起こり、同年十月時の政府より臨時法制審議會に對し刑法改正の要否に付ての諮問あり、就中之が改正に際しては『我國固有の道德及美風良習に稽ふる』の要あるべき旨を指摘したのである。如此主張は將して何人に依つて首唱せられたかは詳かにしないが、當時既に我國に於て歐米の個人主義自由主義的思想が一世を風靡し、其の弊害の漸く甚しからんとするの傾向あるを看取せられたが爲であることは蓋し、想像に難くはないのである。かくて同審議會は愼重審議の結果大正十五年十一月「人心の趨向犯罪の情勢に鑑み」現行法は之を改正するの必要ありとして改正の綱領四十項目を決議答申し、昭和六年九月には刑法改正起草委員會に依つて、「刑法改正假案」總則の發表を見、監獄法は同十三年八月同法起草委員の手に依りて豫備草案の脫稿を見るに至つたのである。然るに其の間今次事變の勃發ありて世界は將に歷史的大轉換を見んとしてゐるのである。所謂世界新秩序の建設、國內新體制の確立の上よりするも玆に新なる構想の下に此等の草案に對して再檢討を加へ、更により日本的なる性格を賦與することを期すべきである。

盟邦ナチス獨逸は行刑の本質を應報と贖罪とに求め其の刑事政策的任務の第一義を一般豫防作用なりと解し、一九三三年以來行刑制度の改革に着手し、一九二二年普國累進行刑令を廢止して其の適用範圍を著しく制限するに至つた。この事實は世界の行政界に一大衝動を與へ、我國に於ても往々にしてナチスの刑法觀に陶醉し累進處遇令の廢止を主張するものあるに至つたのである。乍併獨逸の全體主義的思想は決して我國に其まゝ攝り入れらるべきでなく、其の刑法觀、行刑思想の如きも其の本質に於て全部的に日本精神乃至我國の傳統と相容るるものとは言ひ難いのである。ナチスの思想動向を參酌し之を批判的に採り入れ、之が長所を吸收攝取することは敢て差支ないのであるが、併しそれは飽迄自國の傳統と國狀とを基礎として、よりよき制度を創造することでなければならぬのである。

我國現行の累進處遇制度は我國の傳統を基礎として普國の累進處遇令を參酌して制定せられたのであるが、之が施行の實績に鑑み幾多の改正を要すべき事項あることは素より當然の事である。寧ろ此等の實績に鑑みて更に一層我國情に適するが如き組織に改め、一面又累進令に豫定せられたる各種の未施行施設を實現に移すの急務なるを覺ゆるのである。而して行刑制度の成果は一にかゝつて釋放後の保護にあるのであるから累進制度の改正と相俟ちて釋放者保護施設を完備し、之が機能發揮に遺憾なきを期することの最も緊要なるを痛感するものである。

要するに個人主義自由主義が近世日本の指導原理として政治經濟法制等の各方面に深く根を下ろし、近代日本人を蝕ばんだのであるが、今や此等の思想は揚棄せられ之に代るに我國獨自の文化を創造樹立すべきの時代となつたのである。從つて刑改上に於ても新らしき構想の下に、我國の傳統的精神と國民の倫理的情操の中に日本的刑政を樹立しなければならぬと考へるのである。

泉二博士は『明治以來我國は行刑上に於ても西洋に學ぶところが多く制度施設等の形式は或は其のため今日の如き完備整頓を見たのでもあらうが、併し精神は飽くまでも日本獨特のものであると述べられてゐるが、(九)日本の攝取したる歐米獄政なるものは實は我國古來の行刑思想を盛る爲の新しき革囊として役立ちたるに過ぎないのである。

私は一個の資料蒐集者として近世日本の行刑史料を整理するに當つて實に此の感を深くしたのである。時局の推移に伴ひ行刑法も亦更に幾多の試練を經るであらう。乍併如何なる時世の變轉にも拘らず我行刑の進むべき針路は示されてゐるのである。それは泉二博士の所謂「日本獨特のもの」「我國體に宿せる深遠なる國民精神」であり八紘一宇の精神である。

明治天皇は

「罪あらばわれを咎めよ天津神民はわが身の產みし子なれば」

と仰せられてゐる。この廣大無邊の大御心、罪人の末に至る迄も陛下の赤子として其の處を得せしめんとの御仁愛の御思召こそは、我國行刑の最高指標でなければならぬのである。

（一）元年三月十四日億兆安撫國威宣布の御宸翰（資料一）。
（二）元年十月晦日行政官達（資料二）。
（三）第二編第三章遇囚戒護之部第三項參照。
（四）二年九月刑律を改撰するの勅語（資料三）。
（五）明治五年監獄則に關する司法省上表文。
（六）岡千仞新律附例解。
（七）第二編第三章遇囚戒護の部第十五項參照。
（八）明治十七八年頃刑法改正第一草案を起草し二十四年第一帝國議會に提出したるも議決に至らず、明治三十六年刑法改正委員を設け改正案を起草せしめ、明治二十七年案成り之を世に公表して其の是非を問ひ、更に三十二年五月法典調査會の議に附し明治三十四年成案を第十五議會に提出したるも再び議決に至らず。爾來議會に提出すること二回、議會解散等の爲議決に至らず。三十九年法律取調委員會を設置し審議を重ね四十年其の成案を第二十二議會に提出多少の修正ありたるも議會を通過し公布を見るに至る。
（九）刑務協會五十年記念論文集。

資料一

▲億兆安撫國威宣布の御宸翰（明治元年三月十四日）

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんと朝夕恐懼に堪へざる也。竊に考るに中葉朝廷衰へてより、武家權を專らにし表は朝廷を推尊して實は徹して是を遠け、億兆の父母として絕えて赤子の情を知る事能はさるやう計りなし。遂に億兆の君たるも唯名のみに成りて果て、其か爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしか如くにて朝威は倍衰へ上下相離るる事霄壤の如し。かかる形勢にて、何を以て天下に君臨せしや。今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得さる時は、皆朕が罪なれば今日の事朕自身を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始て天職を奉して億兆の君たる所に背かさるべし。往昔列祖萬機を親うし、不臣のものあれば自ら將として之を征し玉ひ、朝廷の政總て簡易にして如此尊重ならさるゆえ、君臣相親みて上下相愛し德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに、近內宇內大に開け、各國四方に雄飛するに當り、獨り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を因守し一新の効を計らず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを、偸み、百年の憂を忘るる時は遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱め奉り天下は億兆を苦めん事を恐る。故に朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し、億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置かん事を欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一度び足を擧れば非常に驚き、種々の疑惑を生し、萬國紛紜として朕が志をなささらしむる時は、是朕を して君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむるなり。汝億兆能々朕か志を體認し、相率ひて私見を去り公議を採り、朕が業を助て神州を保全し、列祖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

資料二

▲行政官達（明治元年十月）

一、王政復古凡百之事追々御改正に相成、就中刑律は兆民生死の所係速に御釐正可被爲在之處、春來兵馬倥傯國事多端未だ釐正に暇あらず、依之新律御布令迄は故幕府へ御委任之刑律に仍り其中磔刑は君父を殺する大逆に限り、其他重

罪及獘刑は梟首に換へ、追放所拂は徒刑に換へ、流刑は蝦夷地に限り、且竊盜百兩以下罪不至死候樣略御決定に相成候、尤死刑は勅裁を經候條、府藩縣共刑法官に可伺出且總て粗忽之刑罪有之間敷事、流刑は蝦夷地に限り候得共、彼地御制度相定候迄は先舊に仍り取計置可申事、徒刑は土地之便宜により各制を可立事に付、府藩縣共其見込に從ひ當分取計置可申、迫々御布令可被爲在事右之通被仰出候條、御旨趣堅相守、猶不決之廉有之候はゞ、刑法官へ可伺候事

資料三

▲刑律を改撰するの勅語（明治二年九月）

我大八洲の國體を創立する遙古は指て不論、神武以降二千年、寛恕の政を以て下を率ひ、忠厚の俗以て上を奉す。大寶に及んで唐令に折衷すと雖も、其律を施すに至ては常に定律より寛にす。其間政の汚隆時の治亂なきに非るも、大率光被の德外蕃に及ぶ。保元以降乾綱紐を解き、武士權を專にし、法律以て政を爲し、刄鋸以て下を率ゆ、寛恕忠厚の風遂に地を掃ふ。今や大政更始、宜く古を稽へ今を明にし寛恕の政に從て忠厚の俗に復し、萬民所を得て國威始て振ふべし。頃者刑部新律を撰定する時、仍て玆旨を體し、凡八虐、故殺、强盜、放火の外、異常法を犯すに非さるよりは、大抵寛恕を以て流以下の罪に處せしめんとす。抑刑は無刑に歸するに在り。宜く商議して以て上聞せよ。

監獄記事竝關係事項

月次	監獄記事竝關係事項	一般重要事項
明治元年（慶應四年）正月	御元服ニ付大赦（法令全書）	鳥羽伏見ノ戰アリ
	太政官ニ神祇、內國、外國、軍防、會計、制度、刑法ノ七科ヲ置ク（達）	德川慶喜大阪ヨリ海路江戸ニ歸ル
	岡山藩牢邸內ニ徒刑所ヲ設ク（岡山舊記）	王政復古ヲ各國公使ニ布告ス
二月	官制ヲ更定シ總裁、議定、參與ノ三職、總裁、神祇、內國、外國、軍防、會計、制度、刑法ノ八事務局ヲ置ク（達）	德川慶喜屛居恭順ス
		親征ノ詔下ル
		外國使臣參朝ス
三月	脫籍浮浪者ヲ禁督ス（布告）	五箇條御誓文
	一月大赦施行ニ關シ御沙汰アリ（法令全書）	億兆安撫國威宣布ノ御宸翰ヲ國內ニ宣布シ給フ
	月給ヲ假定ス（達）	舊幕府ノ高札ヲ撤去シ更ニ辻々ニ高札ヲ建テシム
閏四月	太政官ニ七官地方ニ三官（府、藩、縣）ヲ置キ、諸侯ノ領地ヲ藩トシ領內一切ノ政務ヲ管督セシム（布告）	御誓文ノ趣旨ニ則テ政體書（維新直後ノ憲法ト認ムベキモノ）制定
	舊幕府禁錮ノ罪人ヲ檢覈シ支障ナキ者ヲ放免セシム（大總督御沙汰）	
	浦上切支丹教民四千人ヲ追放竝各藩ニ配置ス（布告）	
	江戸ニ鎭臺府ヲ置キ寺社、町（南北）勘定ノ各奉行ヲ廢シ、南北市政社寺、民政ノ三裁判所ヲ設ク。江戸傳馬町牢屋敷、品川淺草兩溜、石川島寄場ハ鎭臺府ニ屬ス（寄場ハ民政裁判所ニ其ノ他ハ市政裁判所ニ屬ス）（法規分類大全、東京府史）	大總督江戸警察權ヲ收ム
五月		上野彰義隊ノ亂アリ
		大阪裁判所ヲ大阪府ト改ム
六月	囚獄石出帶刀以下一同鎭臺府附被仰付祿高竝組支配等從前ノ通リ（太政官日誌）	昌平黌復ヒ開校
	一月十五日以前ノ罪人朝敵共ノ他大逆無道ヲ除クノ外一切關東一般ニ大赦ヲ布カル（布告）	醫學所、開成所ヲ再興ス
	月給規則ヲ改定ス（辨事達）	伊勢大神宮熱田宮ヘ勅使差遣大